

令和2年度

# 環境報告書

令和元(平成31)年度実績報告



国分寺市

(再生紙使用)

(表紙の写真)

上段： ウグイス（戸倉にて撮影）「身近な生きものさがし春・夏編」  
(市民からの写真提供)

中段： 浅川清流環境組合※ 可燃ごみ処理施設（日野市石田）

下段： ネジバナ（富士本にて撮影）「身近な生きものさがし春・夏編」  
(市民からの写真提供)

※日野市，国分寺市，小金井市の3市で，可燃ごみ処理施設の設置及び運営を  
共同で行うことを目的とし，平成27年7月1日に設立した一部事務組合

# ~令和元（平成31）年度実績（フォトショット）~



取組No. (26)  
「農ウォーク」

<経済課>

農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。（写真は農業生産者の話に耳を傾けている様子）

⇒ P 28



取組No. (27)  
「市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動」

<子ども子育て事業課>

市内農園（保育園の近隣地など）での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。（写真は芋掘りの様子）

⇒ P 29



海藻サラダ

ブルーベリーパン

取組No. (29)  
「給食への市内産農産物の活用」

<学務課>

学校給食食材への市内農産物を積極的に活用することで地産地消を図ることができます。（ブルーベリーパンのブルーベリー、海藻サラダのキュウリ及びトマトドレッシングのトマトが市内農産物）

⇒ P 30



取組No. (106)  
「エコミュージアム事業の開催」

＜緑と建築課＞

市内の樹林地などについて、市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアムとして活用します。(写真は光町の平兵衛樹林地を散策している様子)



P 33



取組No. (60)  
「自転車利用のルールの周知」  
＜交通対策課＞

交通安全に関する情報提供や、自転車利用のルールの周知を行います。啓発イベントの開催や国分寺駅周辺で啓発ティッシュの配布(写真：駅前放置自転車クリーンキャンペーン)等を実施し、市民の自転車利用マナーの向上を図ります。



P 44



取組No. (96)  
「公民館における「環境教育・環境学習」の推進」  
＜公民館課＞

各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。(写真は光公民館主催の野外講座「学芸の森」と武蔵野台地とハケの歴史」学習会の様子)



P 55



取組No. (109)  
 「環境ひろばの開催」  
 <まちづくり計画課>

環境ひろばを開催し、市民、事業者等、市の環境に関する意見交換を行い、環境学習を促進します。また環境シンポジウムを開催するなど、市民や事業者等への啓発活動を推進します。(写真は環境シンポジウムでのフロアディスカッションの様子)

⇒ P 63



取組No. (111)  
 「わんぱく学校」  
 <社会教育課>

わんぱく学校の活動の中で地域の美化・環境活動に参加します。(写真は森林整備作業の様子)

⇒ P 64



取組No. (53)  
 「食育講座」  
 <健康推進課>

食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活を行うための講座を実施し、食育の啓発を行います。(写真は「天平メニュー・国分寺ごはん」で作られた天平メニュー)

⇒ P 86

## 目 次

はじめに

第1章 環境基本計画の概要 .....	1
第2章 市内の現状 .....	8
第3章 重点プロジェクト .....	17
重点プロジェクト1 「在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進」 ..	20
重点プロジェクト2 「地産地消の推進による都市農業の支援」 .....	27
重点プロジェクト3 「野川, 用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用」 .....	35
重点プロジェクト4 「安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供」 .....	38
重点プロジェクト5 「自転車・公共交通機関の利用促進」 .....	43
重点プロジェクト6 「歴史的景観や文化財の保全・活用」 .....	47
重点プロジェクト7 「資源循環型のまちづくりの推進」 .....	51
重点プロジェクト8 「環境負荷の少ないライフスタイルの促進」 .....	59
重点プロジェクト9 「環境面における参加と協働による地域の活性化の推進」 .....	62
第4章 具体的施策 .....	66
<b>【自然環境】 基本方針1 緑と水が調和した潤いのあるまち</b>	
1-1 緑と水のネットワークの形成 .....	68
1-2 緑の保全 .....	69
1-3 まちなかの緑化 .....	72
1-4 水環境の保全・整備 .....	74
1-5 都市農地の保全・活用 .....	76
1-6 生き物の生息空間の保全 .....	78
<b>【生活環境】 基本方針2 安全・安心に暮らせるまち</b>	
2-1 生活環境の確保 .....	80
2-2 生活環境のモニタリング .....	83
2-3 化学物質対策の推進 .....	84
2-4 食の安全性の確保 .....	85
<b>【都市環境】 基本方針3 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち</b>	
3-1 環境に配慮したみちづくり .....	88
3-2 環境に配慮したまちづくり .....	90
3-3 地域性豊かな景観の形成 .....	96

<b>【地球環境】 基本方針4 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち</b>	
4-1 地球温暖化対策の推進 .....	97
4-2 省エネルギー・省資源の促進 .....	99
4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 .....	100
4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進 .....	100
<b>【環境教育・環境学習】 基本方針5 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち</b>	
5-1 環境教育・環境学習の推進.....	102
5-2 人づくり、仕組みづくり.....	107
<b>第5章 各課の環境学習・啓発活動等一覧</b> .....	110
<b>第6章 委員会等の活動経緯</b> .....	119
1 国分寺市環境審議会 .....	119
2 国分寺市環境推進管理委員会.....	119
3 環境ひろば .....	120
4 環境ひろば・国分寺市で共催した事業 .....	121
<b>第7章 国分寺市の環境活動</b> .....	122
1 環境基本計画実施計画.....	123
2 地球温暖化防止行動計画 .....	124
3 グリーン購入.....	126
4 国分寺市の環境年表.....	128
<b>第8章 環境測定データ編(平成31年度年度環境調査結果)</b> .....	131
1 大気環境分析調査.....	131
2 騒音・振動及び交通量調査.....	134
3 酸性雨調査 .....	136
4 野川の水質状況.....	137
5 野川の底質状況.....	138
6 湧水の水質状況.....	139
7 井戸水調査 .....	142
8 野川水生・底生生物調査 .....	145
9 放射線と放射性物質への対応について .....	149
10 環境基準一覧.....	150

# はじめに

## 令和2年度環境報告書について

本報告書は、第二次国分寺市環境基本計画実施計画（中期）（平成29年3月策定）に基づく各施策の令和元（平成31）年度実績報告書になります。

本報告書の作成・公表により、市民や事業者の方への情報提供を行うとともに、環境の保全、回復及び創造に関する取組の推進につなげていきます。環境施策の推進には、市民や事業者の皆さんのご協力が必要です。引き続き、市の環境行政にご理解とご協力をお願いします。

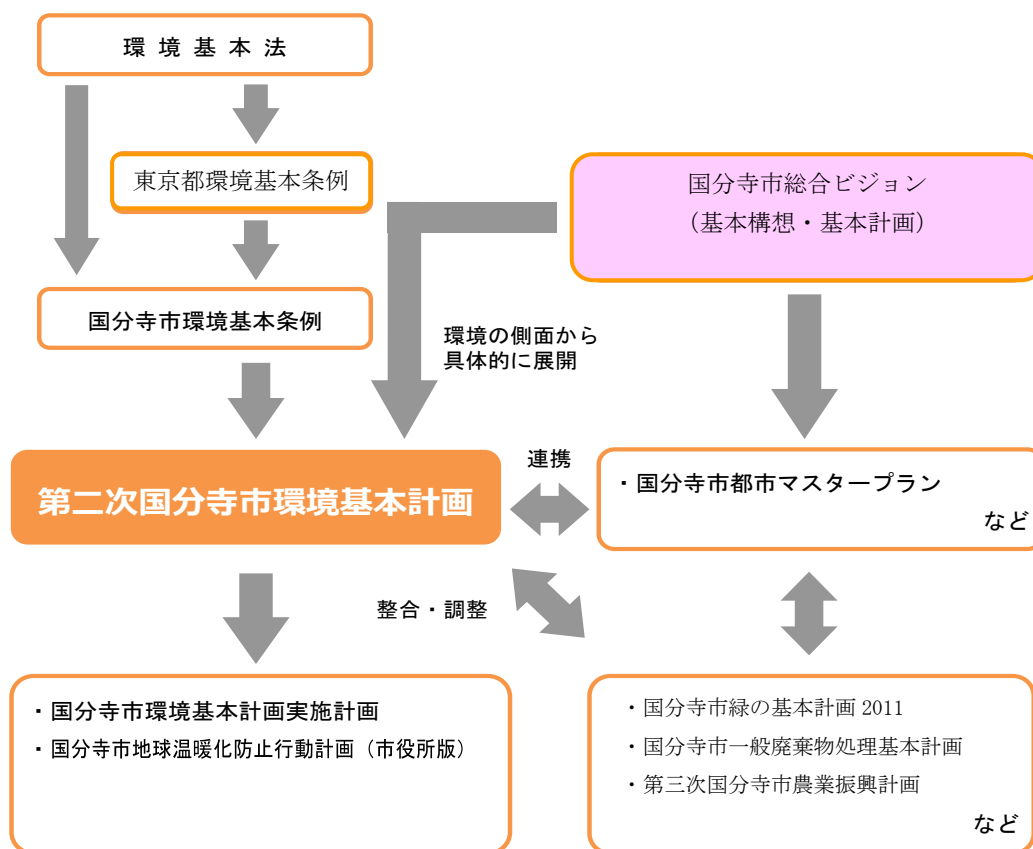
## 第1章 環境基本計画の概要

### 1. 国分寺市環境基本計画の策定

市民、事業者、市が協働のもとに、環境の保全、回復及び創造に関する施策を総合的・計画的に推進するために、「国分寺市環境基本計画」（以下「基本計画」といいます。）として平成16年3月に第一次基本計画を策定し、その後、平成26年3月に計画改定し、第二次基本計画（平成26～35（令和5）年度までの10年計画）を策定しました。

### 2. 計画の位置づけ

基本計画は国分寺市環境基本条例に基づいた計画であり、国分寺市基本構想を環境の側面から具体的に展開していく計画の基本的方向を示すものです。今後、当市の全ての施策は、基本計画の趣旨に照らして環境に及ぼす影響を検証し、実施します。





### 3. 計画の目的と役割

#### (1) 計画の目的

基本計画は、国分寺市環境基本条例第7条に基づき、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として策定したものです。市民が健康で恵み豊かな環境を享受し、これを将来世代へ継承するために、「環境負荷の少ない持続可能な社会」の構築に向けて取り組みます。

#### (2) 計画の役割

基本計画は、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の方向性を定め、環境行政の基本方針となるとともに、計画を推進するための市民、事業者、市の役割と、環境に配慮した市民生活、事業活動、施策展開の指針を示します。

#### (3) 計画の特徴

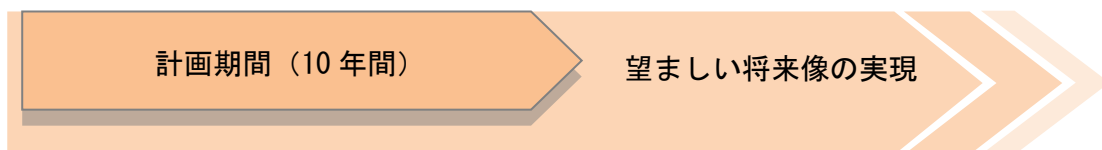
計画改定にあたり、市民ワークショップなどの意見収集、環境推進管理委員会からの提言、関係課へのヒアリング、庁内検討委員会など職員の合議組織による検討により、現状の把握や課題を抽出し、計画の体系などを整理しました。その後、環境審議会による審議、パブリック・コメントを経て、本計画を策定しました。

### 4. 計画の期間

計画期間は、長期的な視点を持った計画とするため、概ね30年後を見越した平成26年度から平成35（令和5）年度の10年間とします。社会情勢の変化などに応じて、適宜必要な見直しを行います。

平成26年度

平成35（令和5）年度



### 5. 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、「緑」、「水」、「生物」からなる“①自然環境”，「公害」、「食」からなる“②生活環境”，「道路・交通」，「景観」，「歴史遺産・文化財」からなる“③都市環境”，「資源」，「温暖化・エネルギー」，「ごみ」からなる“④地球環境”，「教育・学習」，「人づくり」，「仕組みづくり」からなる“⑤環境教育・環境学習”の5つの分野を対象とします。

### 6. 国分寺市がめざす環境の将来像（望ましい将来像）

環境の望ましい将来像として「未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」を設定しました。

国分寺市は、史跡武蔵国分寺跡をはじめ、新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた歴史遺産及び歴史的景観が多く残され、国分寺崖線や農地などの緑、お鷹の道・真姿の池湧水群など、緑と水の豊かなまちです。

市内には大きな工場がなく、都市計画道路の整備などによる安全かつ快適な交通環境の確保、ごみの減量化・資源化なども少しずつ進んでおり、良好な環境を形成しています。

樹林地や公園などでは協働による維持管理が行われ、活動を通して人と人のつながりが育まれています。

私たちは、こうした良好な環境を守り、育むためにも、環境に関心を持ち、学び、考え、ともに行動することで、「こくぶんじの豊かな環境」を未来の子どもたちへ引き継いでいきます。

## 7. 施策体系

### 1) 基本方針・施策の方向・主な施策

第二次環境基本計画では、「未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」という望ましい将来像の実現に向けて、5つの環境分野ごとに基本方針、施策の方向、主な施策を以下のように設定しています。

望ましい将来像	環境分野・基本方針	施策の方向
未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境	【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち	1-1 緑と水のネットワークの形成
		1-2 緑の保全
		1-3 まちなかの緑化
		1-4 水環境の保全・整備
		1-5 都市農地の保全・活用
		1-6 生き物の生息空間の保全
	【生活環境】 安全・安心に暮らせるまち	2-1 生活環境の確保
		2-2 生活環境のモニタリング
		2-3 化学物質対策の推進
		2-4 食の安全性の確保
	【都市環境】 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	3-1 環境に配慮したみちづくり
		3-2 環境に配慮したまちづくり
		3-3 地域性豊かな景観の形成
	【地球環境】 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	4-1 地球温暖化対策の推進
		4-2 省エネルギー・省資源の促進
		4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
		4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進
	【環境教育・環境学習】 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち	5-1 環境教育・環境学習の推進
		5-2 人づくり、仕組みづくり

# 重点プロジェクト（9プロジェクト）



主な施策	
拠点となる緑や水辺の保全・整備	
樹林地などの適切な維持管理 公園・緑地の整備	保存樹木等の指定 協働による維持管理
公共施設の緑化	民有地の緑化
湧水・地下水の保全・活用 野川整備事業の促進	用水路の保全・活用 雨水浸透の促進
都市農地の保全・活用 地産地消の推進	都市農業を支援する人材の育成
生き物の実態調査 生き物とのふれあいの機会の創出	外来生物対策 生物多様性に対する理解促進
低公害車の導入の推進・普及啓発 悪臭の発生防止	規制・基準などに関する事業者等への指導 生活騒音・振動対策の推進
大気や水質などの測定	空間放射線量などの測定
化学物質に関する情報の収集・提供	化学物質に関する事業者への指導
食の安全性の情報提供 給食食品などの放射性物質濃度の測定	食育の推進
道路整備の推進	自転車利用の推進
良質な住環境の創出 まちの美化活動の促進	地域住民の交流によるまちづくり
地域特性にあった景観づくり	歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
地球温暖化対策の計画的な推進	地球温暖化への適応
省エネルギー・省資源行動の促進	
再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
ごみの発生抑制 ごみ減量や分別などの普及啓発	ごみの減量化・資源化の推進
多様な主体による環境教育・環境学習の推進 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	地域資源を活用した体験型学習の推進 環境活動の促進と支援
環境教育・環境学習の機会の促進	地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援

## 2) 重点プロジェクト

基本計画を具体的に推進するため、市民ワークショップの提案と環境推進管理委員会の提言をもとに、分野横断的に相乗効果を発揮するような重要度の高い施策により構成される9つの重点プロジェクトを設定しています。(下表参照)

重点プロジェクトは毎年度、進ちよく状況を点検・評価し、進め方の見直しを行っています。

重点プロジェクト	関連する主な施策 (番号は「第4章 具体的施策」の通番)
① 在来生物の種や生態系などの生物多様性の保全に向けた取組みの推進	1 拠点となる緑や水辺の保全・整備 5 協働による維持管理 12 都市農地の保全・活用 15 生き物の実態調査の実施 18 生物多様性に対する理解促進
② 地産地消の推進による都市農業の支援	12 都市農地の保全・活用 14 地産地消の推進 45 地域資源を活用した体験型学習の推進
③ 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	8 湧水・地下水の保全・活用 9 用水路の保全・活用 10 野川整備事業の促進 45 地域資源を活用した体験型学習の推進
④ 安心・安全な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	23 大気や水質などの測定 24 空間放射線量などの測定 25 化学物質に関する情報の収集・提供 29 給食食品などの放射性物質濃度の測定
⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進	31 自転車利用の推進 37 地球温暖化対策の計画的な推進
⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用	4 公園・緑地の整備 36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
⑦ 資源循環型のまちづくりの推進	42 ごみの減量化・資源化の推進 43 ごみ減量や分別などの普及啓発 44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進
⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進	39 省エネルギー・省資源行動の促進 40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進 46 環境学習に関する情報提供, 学習教材づくり
⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	48 環境教育・環境学習の機会の促進 49 地域リーダーの育成, ネットワーク化の支援

## 8. 実施計画

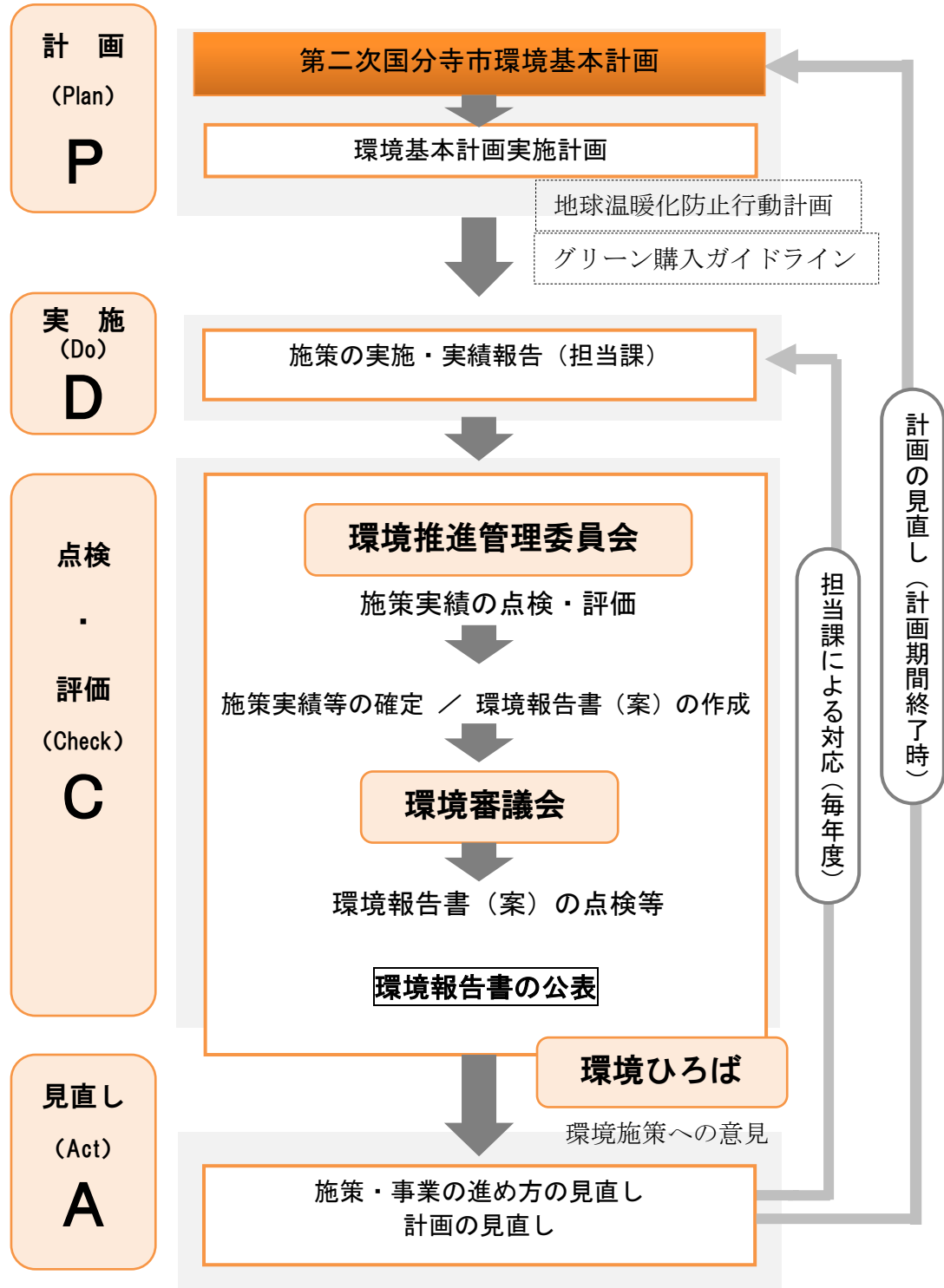
基本計画を具体的に展開するための計画として、平成29年3月に第二次環境基本計画実施計画(中期)(平成29年度～令和2(平成32)年度)を策定し、52施策を実施計画に位置付けています。

これらの施策の令和元年度における実施状況は、第3章「重点プロジェクト」及び第4章「具体的な施策」のとおりです。

## 9. 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、下図のとおり 計画（PLAN）、実施・運用（DO）、点検（CHECK）、見直し（ACT）の手順により、各課の事業が環境に対してどのような負荷や影響を与えているかを把握し、環境に配慮した行動（環境プログラム）を推進するシステムです。

図 9-1 マネジメントシステムの仕組み



## 《チェック機能》

### ●国分寺市環境推進管理委員会

国分寺市環境推進管理委員会は、国分寺市環境基本条例第 27 条の規定に基づき、公募市民（2 人）、事業者の代表者（2 人）、学識経験者（3 人）、環境ひろばから選出された者（2 人）、市職員（3 人）の 12 人で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進捗状況の管理・評価を行います。

### ●国分寺市環境審議会

国分寺市環境審議会は、国分寺市環境基本条例第 30 条の規定に基づき、公募市民（4 人）、学識経験者（4 人）、事業者の代表者（2 人）、関係行政機関の職員（2 人）の 12 人で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

### ●国分寺市環境ひろば ※協働の推進組織

国分寺市環境基本条例第 28 条の規定に基づき、協働の推進組織として平成 16 年 8 月に環境ひろばを設置しました。

毎月 1 回、市民、事業者、市が一堂に会して環境に関する意見交換を行うとともに、市の環境施策に関する意見や要望を提出するほか、市民への啓発活動、環境イベントの開催などを行っています。

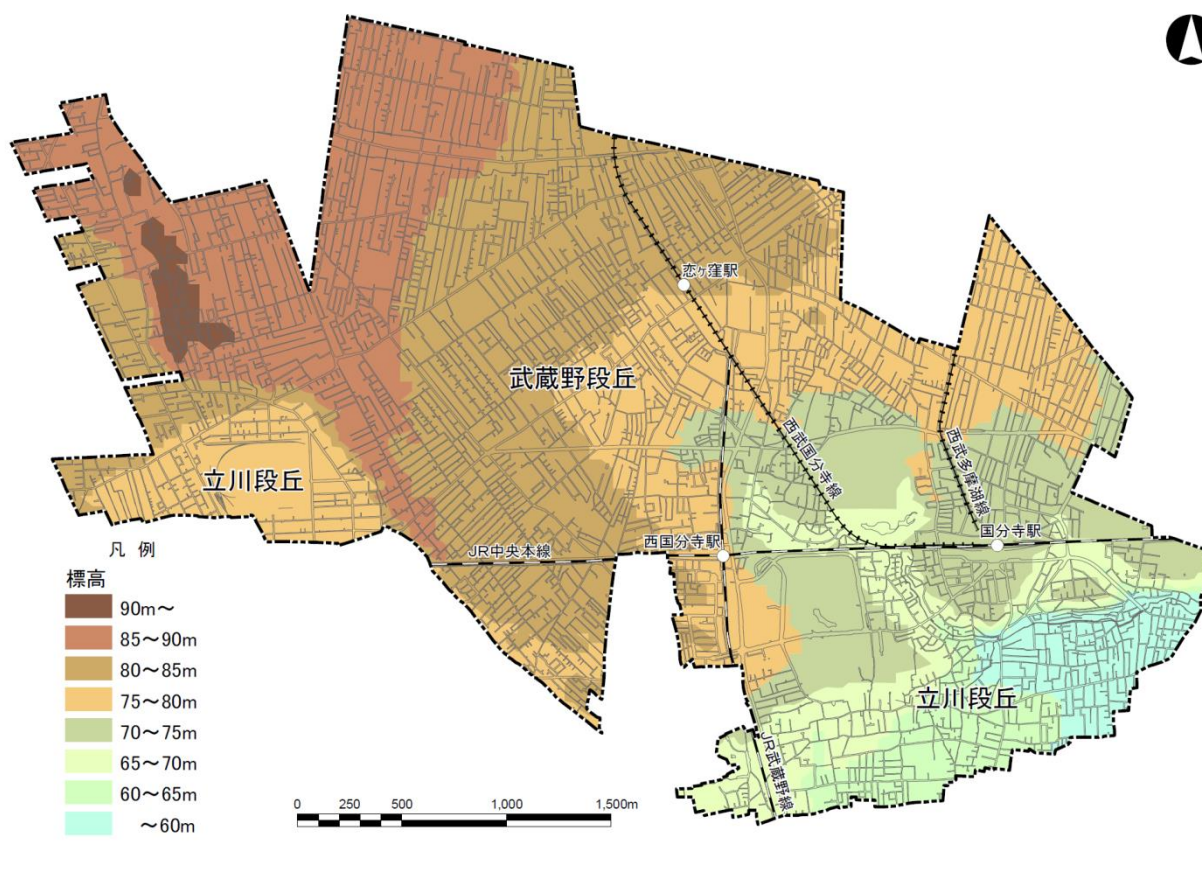
## ○ 国分寺市の状況

市の環境マネジメントシステムは、以下の 1. 国分寺市環境基本計画実施計画、2. 国分寺市地球温暖化防止行動計画、3. 国分寺市グリーン購入ガイドラインにより推進しています。

## 第2章 市内の現状

- ・本市は、東京都の中心（重心）いわゆる東京の「へそ」に位置し、面積は11.46km<sup>2</sup>であり、地形としては武蔵野段丘と国分寺崖線を境に一段低い立川段丘から構成されます。市域の西部から東部方向に向かって緩やかに低くなっています。
- ・標高は最も高いところで海拔約92m（西町五丁目・けやき台付近）、最も低いところで約55m（東元町一丁目・鞍尾根橋付近）となっています。
- ・本市の特徴である国分寺崖線は、約5万年前に古多摩川が武蔵野台地を侵食してできた河岸段丘であり、武蔵村山市残堀付近から始まり、市内西町五丁目、光町一丁目、西元町及び東元町一丁目と南町の境へと続き、野川の東岸に沿って大田区丸子橋付近まで続く、東京を代表する崖線の一つです。

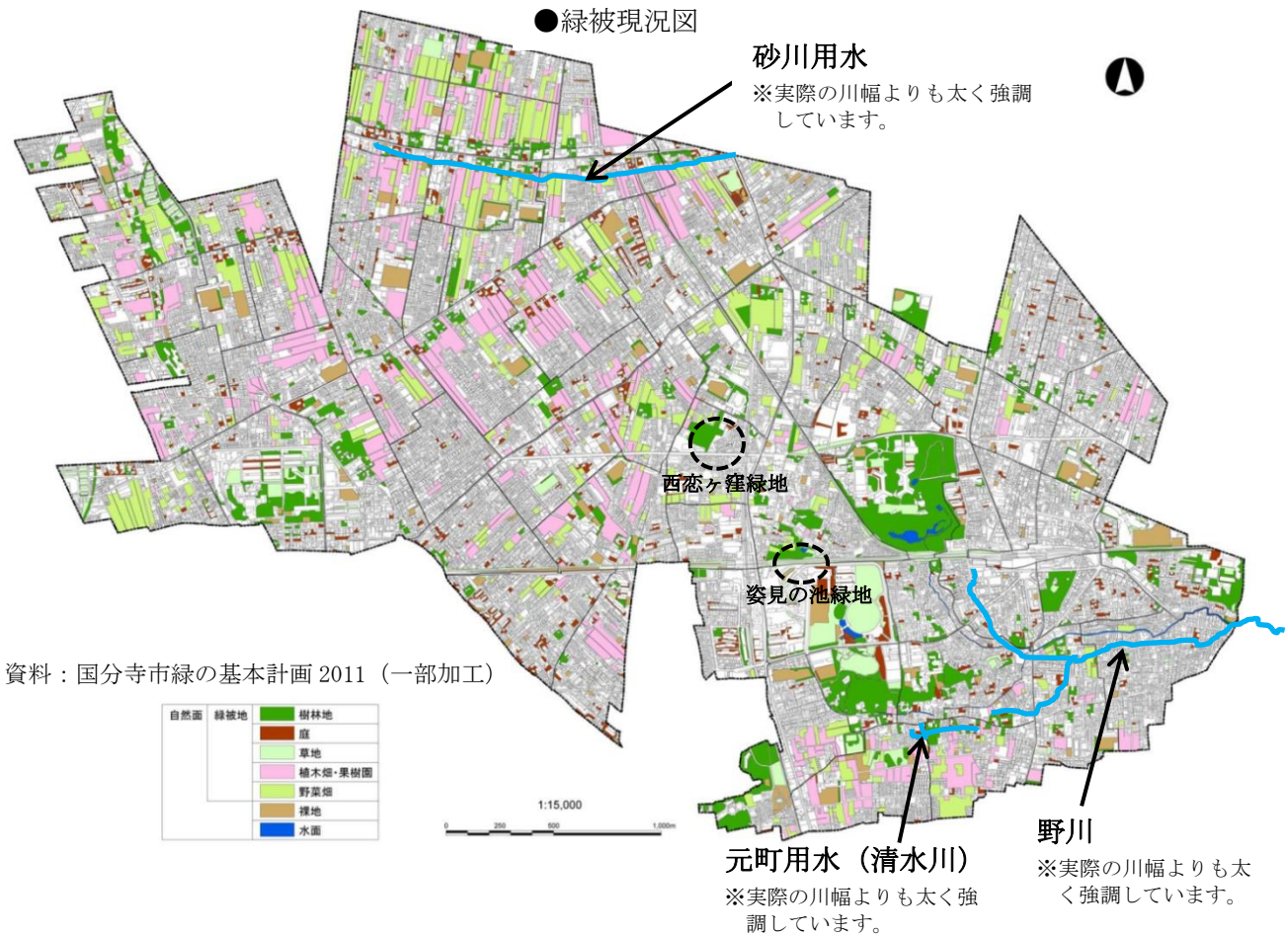
●国分寺市の地形



### 1. 自然環境

- ・市内には国分寺崖線やお鷹の道・真姿の池湧水群など、豊かな緑と水に彩られ、武蔵野の面影を残す住宅都市です。平成20年の緑被地調査では市内の緑被率は25.8%で、平成10年の前回データと比較すると、10年間で4.2ポイント減少しています。令和元年時点では、市内の緑被率は24.9%（推計値）で、微減となっています。
- ・西恋ヶ窪緑地や姿見の池緑地などでは都市計画緑地に指定し、保全整備を行っています。これらの緑地をはじめ、砂川用水などでは、環境団体との協働による維持管理が行われています。

- 野川は市内唯一の河川ですが、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境で親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。小金井市以降の下流部では東京都による野川整備事業が既に完了しています。
- 平成 20 年の調査時点では都市農地は市内の約 15%（下表参照：植木・果樹園 8.2%，野菜畑 6.8%），緑被地の約 58%を占めています。なお，東京都が実施した平成 29 年度土地利用現況調査によると，農用地が 12.8%となっています。



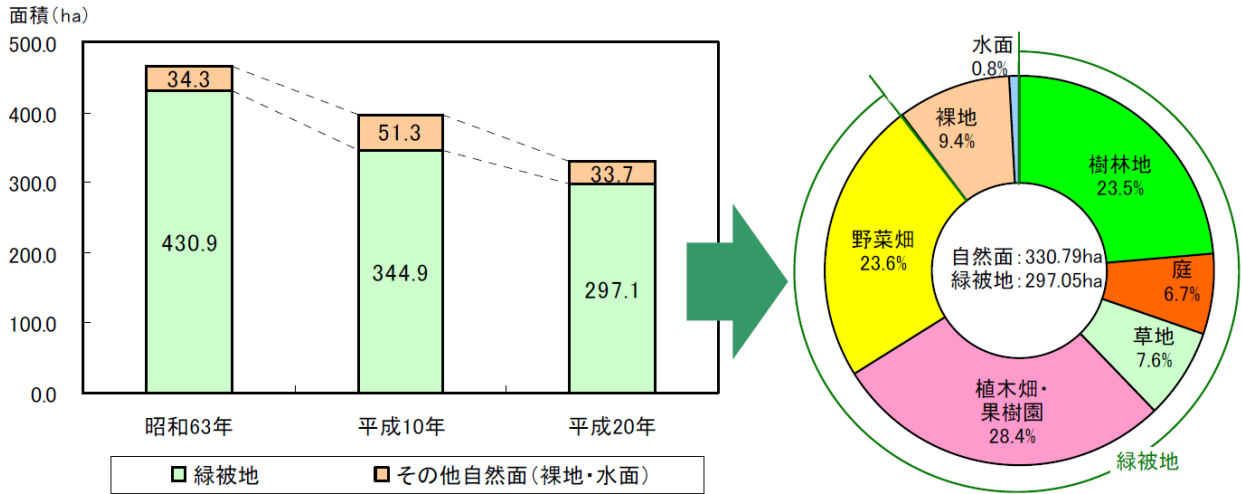
●緑被地面積及び緑被率の推移

分類	昭和63年		平成10年		平成20年			
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)		
自然面	緑被地	樹林地	104.86	9.1	82.07	7.1	77.70	6.8
		庭	35.21	3.1	24.85	2.2	22.11	1.9
		草地	33.52	2.9	25.87	2.2	25.28	2.2
		植木畑・果樹園	157.72	13.7	121.90	10.6	94.04	8.2
		野菜畑	99.54	8.7	90.24	7.8	77.92	6.8
	緑被地合計	430.85	37.5	344.93	30.0	297.05	25.8	
	裸地	32.30	2.8	49.28	4.3	31.16	2.7	
水面	1.98	0.2	1.98	0.2	2.58	0.2		
自然面合計		465.13	40.4	396.19	34.4	330.79	28.8	
人工被覆地 <sup>(注)</sup>		685.27	59.6	754.21	65.6	819.61	71.2	
総合計		1,150.40	100.0	1,150.40	100.0	1,150.40	100.0	

注) 人工被覆地：コンクリートやアスファルトなどの人工物に覆われた土地のこと。



## ●緑被地及び自然面面積の推移



資料：昭和 63 年，平成 10 年－「国分寺市水と緑の実態調査報告書」（平成 12 年 3 月）国分寺市

注）昭和 63 年及び平成 10 年の面積及び構成比については，けやき公園（小平市 2.4ha）を含む区域 1,150.4ha を計画対象区域として，再計算を行った。

出典：国分寺市緑の基本計画 2011

## 2. 生活環境

- ・主要幹線道路 7 地点での大気，騒音，振動に関する調査では，冬季 7 日間の大気調査において微小粒子状物質（PM2.5）の日平均値の最高値が環境基準値（人の健康の保護及び生活環境の保全のための望ましい基準 参考：P150）を平成 30 年度・令和元年度ともに全地点で環境基準を達成しています。

また，騒音調査においては，五日市街道において最高で 64 デシベル，内藤橋街道 57 デシベル，戸倉通りおよび熊野神社通りで 56 デシベルと一部環境基準を超過しているものの，要請限度は全地点で達成しています。振動調査では全地点で要請限度を達成しています。\*振動には環境基準はありません。

- ・水質調査は「野川」，湧水のうち「真姿の池」「東京経済大学新次郎池」で汚濁状況等の調査を行っています。代表的な水質汚濁の指標である BOD（生物化学的酸素要求量）（P152）を見ると，これらの調査箇所において環境基準を達成しています。

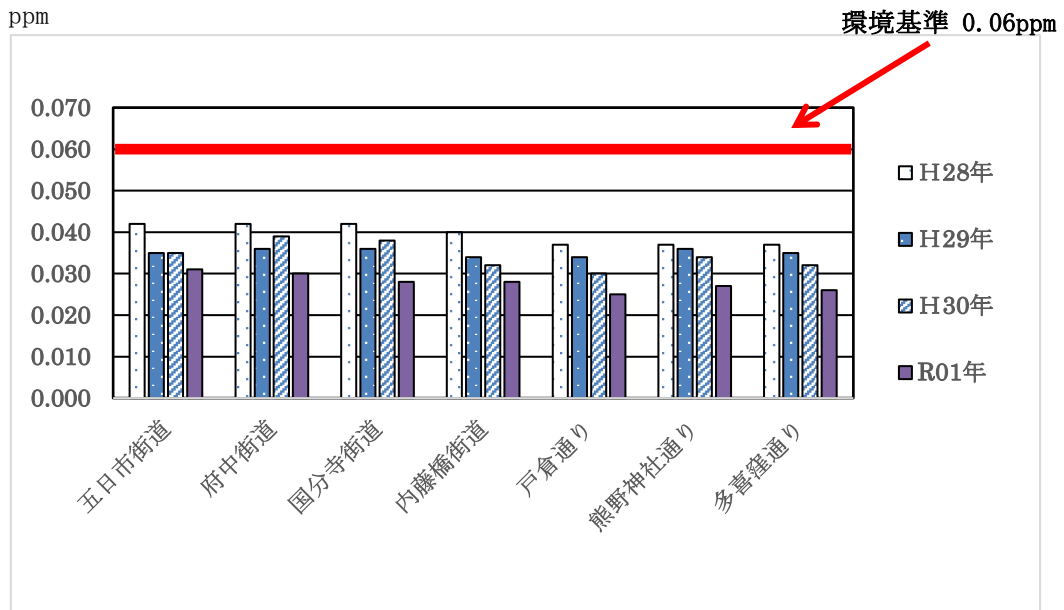
上記のほか市内 20 箇所の井戸水調査を 7 つの調査項目で実施し，もみじ井戸（光町 1 丁目）及び都立殿ヶ谷戸庭園（南町 2 丁目）の 2 箇所でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過しました。もみじ井戸及び都立殿ヶ谷戸庭園は例年環境基準値を超過していることから，今後も継続的に調査・監視していく必要があります。なお，大腸菌調査の結果は，全ての井戸で陰性でした。

- ・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放射性物質が拡散しました。市では，平成 23 年 7 月から市内の定点 40 箇所（平成 24 年 2 月からは定点 32 箇所）で 2 週間に一回，定期的な空間放射線量を測定するとともに，清掃センターの焼却灰，保育園・小中学校などの給食食品の放射性物質濃度を測定し，調査結果は市ホームページで公表しています。

(<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/jishinkanren/1000489/index.html>)

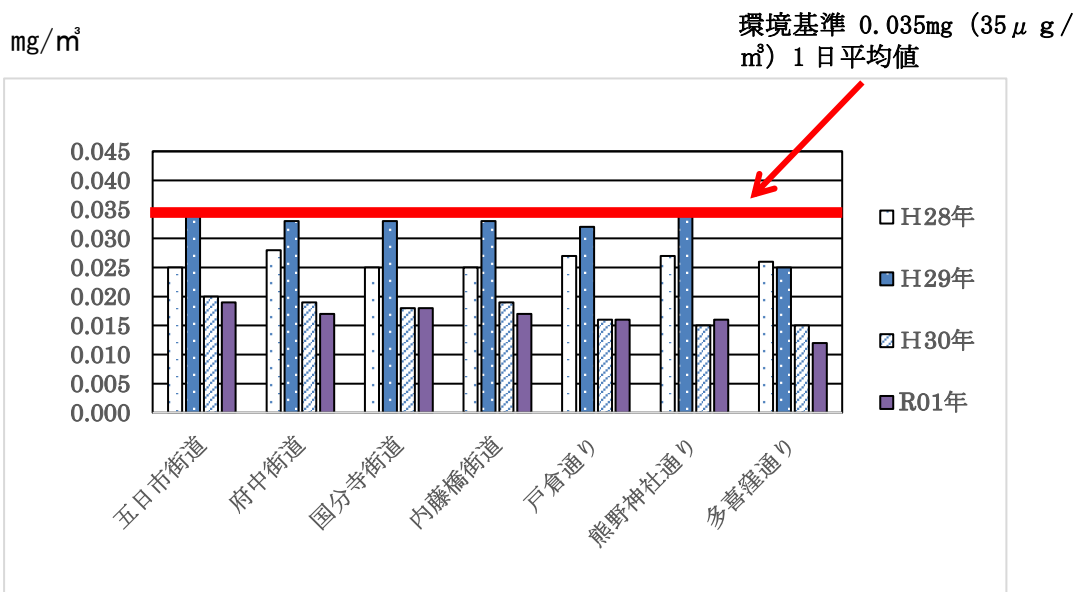
令和元年度，除染作業などの措置が必要となるような測定値は出ませんでした。→ 詳しい大気や水質などの調査結果は第 8 章の環境測定データ編（P131 以降）を参照してください。

●二酸化窒素 (NO<sub>2</sub>) の経年変化



※ 日平均値の最高値（冬期7日間の連続測定[12月]）

●微小粒子状物質 (PM<sub>2.5</sub>) の経年変化



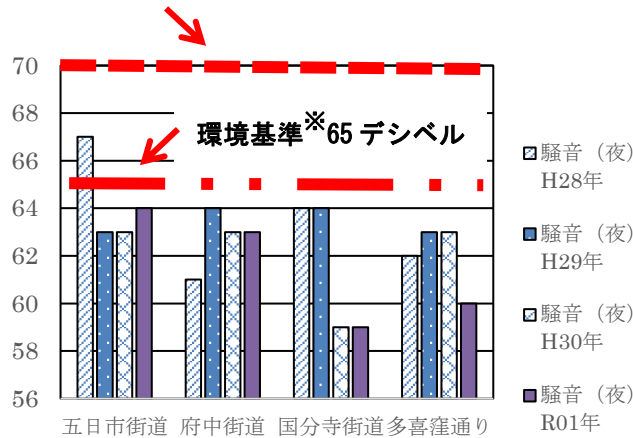
※ 日平均値の最高値（冬期7日間の連続測定[12月]）

環境基準：1年平均値が15µg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35µg/m³以下（平成21年9月設定）。なお、本調査では、冬期（12月）7日間の連続測定であり、年間の総有効測定日数が250日に満たないことから、環境基準による大気汚染の評価は参考値とします。

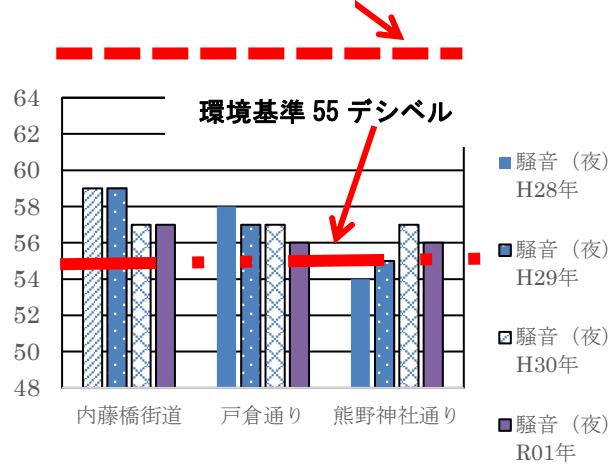
※計測地点の詳しい位置については、P132 図 8-1 を参照してください。

●騒音 (dB) の経年変化 (夜間)

要請限度\*70 デシベル



要請限度 65 デシベル



※ 要請限度

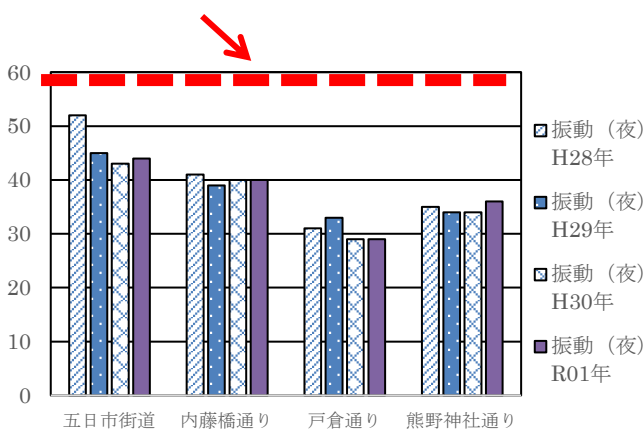
市長が騒音規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による騒音により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準。当該基準については、P. 134 をご参照ください。

※ 環境基準

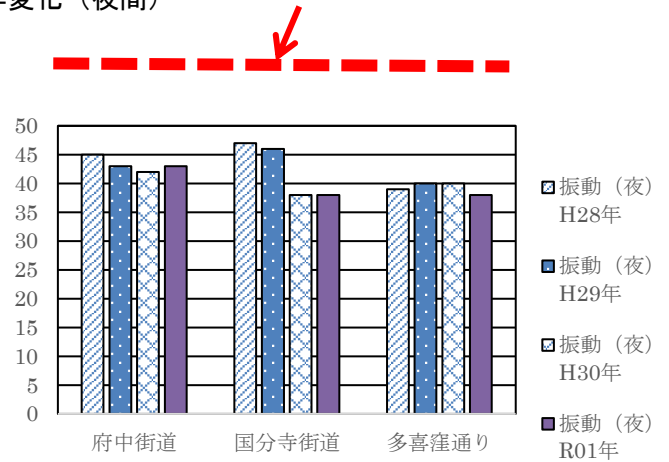
環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として騒音に係る環境基準が定められています。  
P134 表 8-2 に掲げる地点において、主として専ら住居の用に供される地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域として昼間 (午前 6 時から午後 10 時までの間) は 60 デシベル以下、夜間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間) は 55 デシベル以下、左表に掲げる地点においては、幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例に該当する地域として昼間は 70 デシベル以下、夜間は 65 デシベル以下と定められています。

●振動 (dB) の経年変化 (夜間)

要請限度\*60 デシベル



要請限度 65 デシベル



※ 要請限度

振動に関しては環境基準は定められていません。市長が振動規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による振動により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準です。当該基準については、P. 135 をご参照ください。

→詳しい騒音・振動の調査結果は第 8 章 P 134 を参照してください。

### 3. 都市環境

#### (1) 交通安全環境の整備・自転車運転マナーの向上

・市では、環境に配慮した良好な都市空間を形成するため、都市計画道路の整備や歩道改修・設置工事の際は、透水性舗装、低騒音舗装、歩道のバリアフリー化を進め交通安全環境の整備を図り、交通渋滞の解消や防災機能の向上を推進していきます。

また、自転車利用推進のため、自転車駐車場の整備や自転車利用時のマナー向上のため、交通安全教室やイベントでの啓発活動を実施しています。

#### (2) 安心・安全なまちづくり

・市では、地域の団体（自治会や町内会）と協定を締結し、地域の住民が自分たちの住んでいる“まち”を見直し、「安全で住みよいまちづくり」の実現に向けて、地域の環境の安全化とともに、予測される災害に備えて応急活動体制を整えることなどを両者が協力・共同して進めていく事業として防災まちづくり推進地区を推進しています。



・昭和 56 年 2 月に高木町自治会が第 1 号の協定を市と結んでから、令和 2 年 3 月末現在までに  
\*15 団体と協定を結びその地域に合った“防災まちづくり”が進められています。

特に、高木町自治会は防災への積極的な取り組みが高く評価され、平成 29 年 3 月に内閣府から「地区防災計画モデル地区」に選定され、同年 9 月に「平成 29 年度防災功労者内閣総理大臣表彰」を受賞しました。

\*市域面積の約 49.1%がまちづくり推進地区

\*避難場所や防災まちづくり推進地区等については、市ホームページ「国分寺市防災・ハザードマップ」をご確認ください。

<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp/kurashi/bousai/1014226/1002434.html>

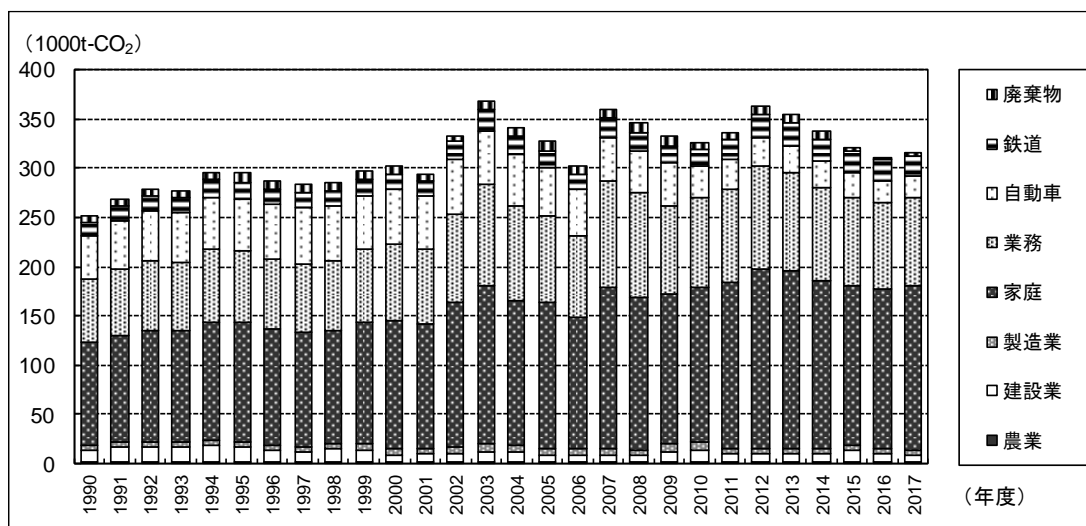


## 4. 地球環境

### (1) 地球温暖化対策の推進

- ・ IPCC 第 5 次評価報告書 (2014) によると、産業革命以降、化石燃料の使用により、1880 年～2012 年の間で世界の平均気温が 0.85℃上昇しました。また、東京の気温は 1876 年以降 100 年あたり約 2.5℃上昇したとの報告があります (参考：東京都資料)。
- ・ 人為起源である温室効果ガスの約 7 割を二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>) が占めます。市内では、平成 2 (1990) 年以降、増減の波はありますが、全体として増加傾向にあります。要因としては、家庭部門、業務部門による二酸化炭素排出量が増加しています。省エネの取組の推進が求められます。  
※二酸化炭素排出量は各年の電源構成によって変動します。

●国分寺市内 部門別二酸化炭素排出量の推移



参考：多摩地域の温室効果ガス排出量 (1990 年度～2017 年度) よりデータ引用  
オール東京 62 市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」

### (2) ごみの発生抑制，減量化・資源化の推進

ごみ・資源物量全体は、ごみ減量・資源化の市民意識の向上や家庭ごみ有料化 (平成 25 年 6 月実施) 等の取組みにより年々減少していましたが、令和元年度の総排出量は 28,746 t で、前年度との比較では約 3.1%増加しています。内訳別にみると、もやせるごみが約 3.2%、もやせないごみが約 7.1%、粗大ごみが約 10.6%、有害ごみが約 2.3%、資源物が約 1.4%増加しています。

これにより「もやせるごみ」の収集量は 1 人 1 日あたり 309.1 グラム\*となり、小金井市、府中市に次いで収集量の少なさで多摩地域第 3 位、総ごみ量 (持込みのもやせるごみを含む) においても 1 人 1 日あたり 377.6 グラム\*で総ごみ量の少なさで多摩地域第 2 位となりました。しかし、最終処分場である日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場の延命化及びエコセメント施設の安定的かつ効率的な運用、現在の清掃センターの安定的な稼働のために減量を継続する必要があります。また、「もやせるごみ」については令和 2 年 4 月から日野市に建設した可燃ごみ処理施設で、日野市、国分寺市、小金井市の 3 市における共同処理が本格稼働を迎えました。可燃ごみ処理施設の周辺をはじめ日野市民への環境負荷を低減するためにも、今後も継続してごみの減量化・資源化を図る必要があります。

\*「多摩地域ごみ実態調査 令和元年度統計より (公益財団法人 東京市町村自治調査会)」

●ごみ・資源物収集量の推移

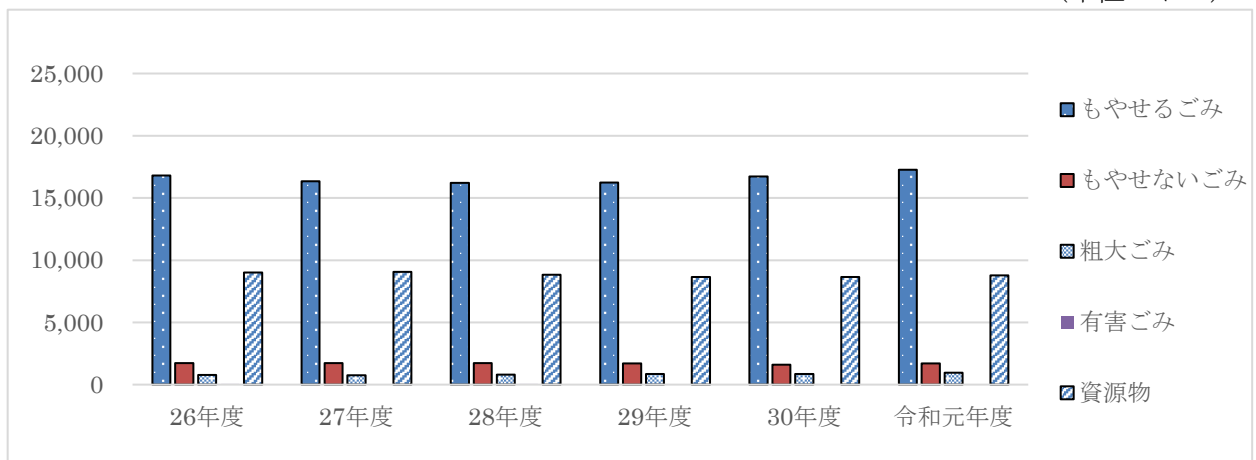
(単位：トン)

区分	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
もやせるごみ	16,798	16,334	16,212	16,251	16,735	17,269
もやせないごみ	1,719	1,724	1,724	1,717	1,596	1,710
粗大ごみ	770	757	805	868	859	950
有害ごみ	48	40	48	41	43	44
資源物	9,016	9,055	8,832	8,640	8,653	8,773
合計	28,351	27,910	27,621	27,517	27,886	28,746

※「多摩地域ごみ実態調査 令和元年度統計より」  
(公益財団法人 東京市町村自治調査会)

●ごみ・資源物収集量の推移

(単位：トン)

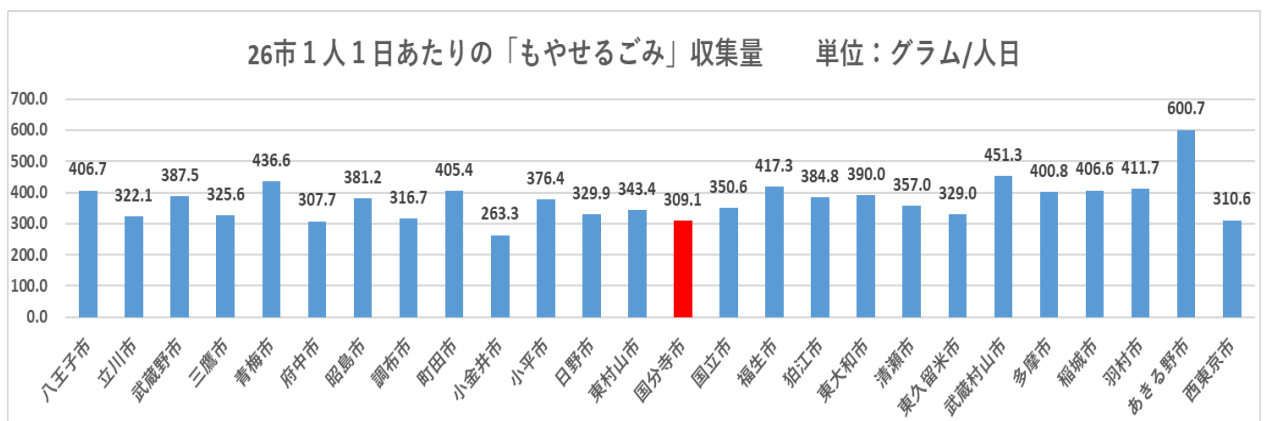


●1人1日あたりの「もやせるごみ」収集量

(もやせないごみ・粗大ごみ・有害ごみ・資源物除く)

(単位：グラム)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
収集量	320.5	316.5	314.4	311.2	308.8	309.1
総ごみ量 (持込み含む)	385.4	372.2	368.6	366.2	371.3	377.6



※「多摩地域ごみ実態調査 令和元年度統計より」  
(公益財団法人 東京市町村自治調査会)

## 5. 環境教育・環境学習

- ・市民と一緒に環境問題を考える機会として環境シンポジウム、夏休み子ども自然教室やアメリカザリガニ捕獲大作戦などを開催し、環境学習を推進しています。
- ・その他、毎月1回、市民・事業者・市が一堂に会して、環境をテーマに意見交換を行う環境ひろばを開催するとともに、イベントでの啓発活動、広報紙発行など行っています。



環境シンポジウム



夏休み子ども自然教室

# 「環境ひろばの活動」

参加自由です、一緒に参加しませんか。

### 意見交換

原則毎月第3日曜日に環境をテーマに自由に意見交換しています。

廃プラスチック問題、緑地の環境の変化、市内に生息する野鳥、都市農業、市の環境に関する計画などをテーマとしています。また、広報紙（環境ひろばニュース）を発行し、環境ひろばの活動や市のイベントなどを紹介しています。

### 啓発活動

毎年、国分寺まつり（11月）、環境まつり（12月）に出展しています。

環境に関するパネル展示、アンケート調査、子ども向けクイズ、環境に関するパンフレット・チラシの配布など啓発活動を行っています。市民の皆さんとお話できる貴重な機会です。





### 環境シンポジウムの開催

毎年2月に、環境ひろばと市の共催で、環境に関する講演会（シンポジウム）を開催しています。

地球温暖化、水の保全、樹木の保全、生物多様性などテーマにし、専門家による講演を聞き、一緒に環境問題を考え、行動する機会を設けています。

### 見学会の実施

不定期ですが、毎年環境に関する施設見学会を実施しています。

令和元年9月は環境ひろばの有志等で東村山市にある「秋水園リサイクルセンター」を見学し、ごみ処理の過程や現状について学習しました。

国分寺市環境ひろば 事務局  
 連絡先 国分寺市 まちづくり部 まちづくり計画課  
 〒185-8501 国分寺市戸倉1-6-1  
 TEL 042-328-2192 FAX 042-324-0160  
 E-mail: machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp



アメリカザリガニ捕獲大作戦



環境ひろば イベントでの啓発活動

### 第3章 重点プロジェクト

第二次環境基本計画における望ましい将来像「未来の子どもたちに引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」を実現するため、市民ワークショップによる提案、環境推進管理委員会の提言をもとに、自然環境、生活環境、都市環境、地球環境、及び環境教育・環境学習の5分野から分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成する9つの重点プロジェクトを設定しました。

これらの重点プロジェクトを具体的に展開するため、庁内の検討組織(委員会・部会)で関連する施策を抽出し、実施計画(中期)として位置付けしたものが以下の内容となります。重点プロジェクト以外の主な施策は第4章に掲載します。

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
①	在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	自然環境
関連する 主な施策	1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	
	5 協働による維持管理	
	12 都市農地の保全・活用	
	15 生き物の実態調査の実施	
	18 生物多様性に対する理解促進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
②	地産地消の推進による都市農業の支援	自然環境
関連する 主な施策	12 都市農地の保全・活用	
	14 地産地消の推進	
	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
③	野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	自然環境 環境教育・環境学習
関連する 主な施策	8 湧水・地下水の保全・活用	
	9 用水路の保全・活用	
	10 野川整備事業の促進	
	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
④	安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	生活環境
関連する 主な施策	23 大気や水質などの測定	
	24 空間放射線量などの測定	
	25 化学物質に関する情報の収集・提供	
	29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	



プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑤	自転車・公共交通機関の利用促進	都市環境 地球環境
関連する 主な施策	31 自転車利用の推進	
	37 地球温暖化対策の計画的な推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑥	歴史的景観や文化財の保全・活用	都市環境 環境教育・環境学習
関連する 主な施策	4 公園・緑地の整備	
	36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑦	資源循環型のまちづくりの推進	地球環境
関連する 主な施策	42 ごみの減量化・資源化の推進	
	43 ごみ減量や分別などの普及啓発	
	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑧	環境負荷の少ないライフスタイルの促進	地球環境 環境教育・環境学習
関連する 主な施策	39 省エネルギー・省資源行動の促進	
	40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	
	46 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑨	環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	環境教育・環境学習
関連する 主な施策	48 環境教育・環境学習の機会の促進	
	49 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援	

(参考)重点プロジェクトの見方

重点プロジェクト番号と内容		分野	
重点プロジェクト	1	重点プロジェクト名 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	環境分野 自然環境
背景・目的	国分寺市の地形的特徴である「国分寺崖線※」を中心とした崖線緑地、樹林地、都市農地や屋敷林、お鷹の道※・真姿の池湧水群※、野川※及び姿見の池※などの国分寺の緑と水は、多様な動植物の生息域であると同時に、市民と自然との関係をつなぎ直してくれるかけがえのない存在です。都市化の進展にともなって寸断化が進んでいる、これらの緑地や水辺を有機的に連続させて緑と水のネットワーク化を進め、そこに息づいている生き物たちとの共存共生を図っていきます。		

重点プロジェクトに関連する施策の方向		施策の方向における主な施策	
施策の方向	1-1 緑と水のネットワークの形成		
通番	1	主な施策 拠点となる緑や水辺の保全・整備	
目的	国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。 また、国3・2・8号線※や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。		

環境基本計画実施計画(中期)における具体的施策の取組番号・取組名・内容		各取組の4年後(平成32年まで)の成果イメージを記載しています。			
取組	内容			4年後のイメージ	
(1)真姿の池湧水群の保全・維持管理	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。			都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。	
年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	保全及び維持管理の実施			継続	ふるさと文化財課
29年度実績	年間を通して、市所共に取り組んできました。「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、所有者(管理者)と協力のもと維持管理を行いました。			維持管理を進めま については、所	
実施計画(中期)期間の平成29年から平成32年の取組指標です。指標について数値化が可能なものは数値化しています。					

※国分寺崖線  
・50年前に古多摩川が武蔵野台地(南側)を浸食して緑地、お鷹の道や寺社、歴史遺構などが数多く点在しています。

※お鷹の道  
・江戸時代、お鷹の道に名付けられた散策道のことで、湧水群清流にはアブラハヤなど小魚がいます。

※真姿の池  
・848年、絶世の美女・玉造小町が重い病に苦しみ、国分寺の薬師如来に祈ると、一人の童子があらわれ池の水で身を清めるように言われ、身体を洗うとたちまち病気が平癒したとの伝承から、この池を「真姿の池」と呼ばれるようになりました。この真姿の池湧水群は野川の源流の一つであり、昭和60年に全国名水百選、東京都名水57選に選ばれました。

年度別指標に対しての実績について記載しています。また、取組内容等に変更がある場合や実績に対して次年度以降での取組等について記載しています。

※印があるものについては、同一ページ又は次ページに用語解説を付記しています。

## 【令和元(平成31)年度実績】

重点 プロジェクト	1	重点プロジェクト名 在来生物の種や生態系など生物多様性 <sup>※</sup> の保全に向けた取組の推進	環境分野 自然環境
背景・目的	国分寺市の地形的特徴である「国分寺崖線 <sup>※</sup> 」を中心とした崖線緑地、樹林地、都市農地や屋敷林、お鷹の道 <sup>※</sup> ・真姿の池湧水群 <sup>※</sup> 、野川 <sup>※</sup> 及び姿見の池 <sup>※</sup> などの国分寺の緑と水は、多様な動植物の生息域であると同時に、市民と自然との関係をつなぎ直してくれるかけがえのない存在です。都市化の進展にともなって寸断化が進んでいる、これらの緑地や水辺を有機的に連続させて緑と水のネットワーク化を進め、そこに息づいている生き物たちとの共存共生を図っていきます。		

施策の方向	1-1 緑と水のネットワークの形成		
通 番	1	主 な 施 策	
目 的	国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。 また、国3・2・8号線 <sup>※</sup> や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。		

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(1)真姿の池湧水群の保全・維持管理	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。				都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。	
	年 度 別 指 標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
	保全及び維持管理の実施					ふるさと文化財課
元年度実績	<p>「おたかの道湧水園」内の池の浚渫と園路の改修工事を実施し、水辺の環境が向上しました。国史跡指定地内の公有地の除草、樹木の剪定を委託して実施しました。                      真姿の池については、「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき所有者(管理者)と協力のもと維持管理を行いました。真姿の池の水質の維持について、管理者と協議を行いました。</p> <p>次年度の取組:国史跡指定地内の公有地については、年間を通じてシルバー人材センター等に委託し清掃や樹木の剪定、除草作業を実施します。                      「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき所有者(管理者)と協力のもと維持管理を行います。真姿の池の水質の維持について、管理者と協議を行います。</p> <p>&lt;校外学習支援校内訳(重点プロジェクト3通番8の目的に対する実績)&gt;                      一小6年生67人 二小6年生140人 三小6年生148人 四小6年生137人 五小6年生88人                      六小6年生102人 七小6年生73人 八小6年生74人 九小6年生77人 十小6年生79人</p>					

**※生物多様性**

・生き物には、さまざまな生物種が存在(種の多様性)し、森林や河川などの環境に適応し(生態系の多様性)、同じ種でも個体差(遺伝子の多様性)が見られ、こうした違いを「生物多様性」といいます。

**※国分寺崖線**

・5万年前に古多摩川が武蔵野台地(南側)を浸食してできた延長約30kmの河岸段丘のことです。国分寺崖線沿いには貴重な緑地、公園や寺社、歴史遺構などが数多く点在しています。

**※お鷹の道**

・江戸時代に尾張徳川家のお鷹場だったことに由来して名付けられた散策道のことです。湧水群清流にはアブラハヤなど小魚がいます。

**※真姿の池湧水群**

・848年、絶世の美女・玉造小町が重い病に苦しみ、国分寺の薬師如来に祈ると、一人の童子があらわれ池の水で身を清めるように言われ、身体を洗うとたちまち病気が平癒したとの伝承から、この池を「真姿の池」と呼ばれるようになりました。この真姿の池湧水群は野川の源流の一つであり、昭和60年に全国名水百選、東京都名水57選に選ばれました。

**※野川**

・真姿の池湧水群、日立中央研究所敷地内の大池を源流とした多摩川水系の一級河川です。国分寺崖線の湧水を集めながら、小金井市、三鷹市、調布市及び狛江市を経て、世田谷区二子玉川付近で多摩川に合流します。国分寺市内の野川はコンクリート三面張りの護岸で生物が生育・生息しにくい環境になっています。

**※姿見の池**

・鎌倉時代に宿場町の恋ヶ窪に遊女たちが池で自らの姿を映したことから、「姿見の池」と呼ばれるようになったと伝えられています。昭和に入り一度埋め立てられましたが、平成10年度東京都と国分寺市は、湿地、用水路、水辺林等を含めた池周辺地域を東京都指定「国分寺姿見の池緑地保全地域」として整備し、かつての武蔵野の里山風景を見ることができます。

**※都市計画道路 国3・2・8号線府中所沢線**

- ・市役所西側を南北方向に走る都市計画道路のことで、現在東京都が施行しています。(計画概要)
- ・府中市武蔵台3丁目～国分寺市東戸倉2丁目 往復4車線
- ・道路幅員36m(標準部), 延長約2.5km 車道16m, 環境施設帯両側10m×2
- ・事業主体 東京都 事業期間 平成19年～令和8年度(予定)

取組	内容			4年後のイメージ		
(2)国分寺崖線の保全	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例※による整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように指導します。			国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化指導を行うことで、国分寺崖線における新たな緑化の推進や既存緑地の保全が図られます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化指導の実施					①まちづくり推進課 ②緑と建築課
元年度実績	<p>①まちづくり推進課 国分寺崖線区域内での開発事業11件に対し、緑地の配置、樹種、規模に関して指導を行いました。開発事業の整備基準に基づき、また土地利用の状況などを踏まえ、緑地の配置などについて、事業者と協議調整を行うことができたと考えます。 例1) 共同住宅新築工事又は宅地造成では、接道緑化及び敷地周辺の緑化を確保し、潤いのある空間を創出しました。 例2) 宅地造成では、敷地内緑化に加え、農地に隣接する部分に生垣緑化を確保し、緑の連続性に配慮しました。 例3) 自動車駐車場整備では、敷地の外周に緑化し、樹種及び接道緑化に配慮しました。</p> <p>①光町一丁目の保育所: 敷地面積494.86㎡に対し、25.40%の緑化 ②西町三丁目の宅地造成(10区画): 敷地面積1,282.54㎡に対し、17.70%の緑化 ③光町一丁目の共同住宅(8戸): 敷地面積356.11㎡に対し、17.46%の緑化 ④東元町三丁目の共同住宅(12戸): 敷地面積142.28㎡に対し、14.55%の緑化+8.8㎡の壁面緑化 ⑤東元町一丁目の長屋(8戸): 敷地面積329.68㎡に対し、20.09%の緑化 ⑥光町一丁目の宅地造成(12区画): 敷地面積1,530.89㎡に対し、18.17%の緑化 ⑦光町一丁目の宅地造成(7区画): 敷地面積899.82㎡に対し、13.22%の緑化 ⑧南町三丁目の共同住宅(8戸): 敷地面積298.74㎡に対し、20.21%の緑化 ⑨南町三丁目の共同住宅(15戸): 敷地面積339.16㎡に対し、17.69%の緑化+8.56㎡の壁面緑化 ⑩西町四丁目の駐車場: 敷地面積1,538.06㎡に対し、10.00%の緑化 ⑪光町一丁目の共同住宅(17戸): 敷地面積538.08㎡に対し、20.08%の緑化</p> <p>②緑と建築課 国分寺崖線区域内での開発事業に対する指導を10件行い、10件がまちづくり条例の整備基準を達成しました。 次年度の取組: まちづくり条例の緑化基準に基づき、緑化指導を行い、継続して緑化を促進します。 ①・②(参考: 30年度 12件指導)</p>					

**※国分寺市まちづくり条例**

・市では、市民の福祉を高め、豊かな緑と水と文化財にはぐくまれた安全で快適なまちづくりの実現を目指し国分寺市まちづくり条例(平成16年6月24日公布, 平成17年1月1日施行)を制定しました。本条例では市の特性を生かしたまちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続、土地利用に関する基準、都市計画法の規定に基づく都市計画の手続などを定めています。

取組	内容				4年後のイメージ	
(3)湧水及び地下水の保全・活用	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。				湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導の実施、定点観測の実施をすることにより湧水及び地下水の保全が図られます。また、湧水めぐりによって、市民の湧水や地下水への関心が高まります。	
	年度別指標	H29 湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施 地下水位観測(35箇所) 湧水量観測(12箇所) 湧水めぐり(真姿の池湧水群など)を実施年1回	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課 緑と建築課
元年度実績	<p>崖線区域内での開発計画について、まちづくり条例に基づく地下水観測の必要性があるのか協議を行いました。(継続中)</p> <p>地下水位観測(35箇所)湧水量観測(12箇所)を継続して実施した結果、異常はありませんでした。湧水めぐり(小林理学研究所, 真姿の池, お鷹の道湧水群, 殿ヶ谷戸庭園など)を実施しました。参加人数2回合計43人</p> <p>次年度の取組: 湧水及び地下水の保全に関する条例に基づき、湧水源周辺等における大型開発事業の実施の際に、開発事業者に対し、必要に応じて地下水の保全に配慮した基礎工法について適切な指導を行うものであるため、継続実施します。</p> <p>湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導の実施をします。</p> <p>地下水位観測・湧水量観測の継続をします。</p> <p>市民の湧水や地下水への関心が高まるように湧水めぐりを実施します。</p>					

取組	内容				4年後のイメージ	
(4)エクス山等市民協議会との協働による緑地保全	エクス山等市民協議会*と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地*整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。				西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全が図られます。	
	年度別指標	H29 市民協議会との会議(意見交換)4回 協議会の作業(下草刈りや囲い設置作業や修理等)40回以上	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課 緑と建築課
元年度実績	<p>エクス山等市民協議会と定例会議を実施し、意見交換しました。(4回)</p> <p>協議会で下草刈り、樹木の伐採、囲いの修理のほか樹木更新を実施し、緑地保全に努めました。(90回)</p> <p>伐採した樹木については、薪等として市内の学校にキャンプファイヤー用として配布するなどして再利用しました。</p> <p>次年度の取組: 市民協議会との会議(意見交換)4回 協議会作業(下草刈りや囲い設置作業や修理等)40回以上実施します。</p>					

※エクス山等市民協議会

・平成14年に西恋ヶ窪緑地(通称:エクス山)の樹林地が公有化されたのに伴い、市と協働で林の整備方針をつくり、それに基づく管理を行っていくために発足した市民の集まりです。市との間で協定を交わして協働でエクス山を守る活動をしています。

※西恋ヶ窪緑地(通称:エクス山)

・市内最大の樹林地約14,000㎡。昔、道路がエクスの字で交差していたため通称エクス山と呼ばれています。環境団体による維持管理作業のほか、観察会、小学校の校外学習などに利用されています。

取組	内容			4年後のイメージ	
(5)市民団体との協働による緑地や用水路※の維持管理	姿見の池緑地や砂川用水※路などの緑地や用水路の適正な維持管理を市民団体と協働で行います。			市民団体との協働による維持管理によって、姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の生物の生息空間の保全が図られます。	
	年度別指標	H29 定例作業(草刈りや植栽管理)の実施及び意見交換適宜実施	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	<p>姿見の池緑地及び砂川用水路の維持管理については、それぞれ月に2回程度実施しました。</p> <p>姿見の池緑地周辺については、水路脇の草刈等を行いました。</p> <p>砂川用水路については、護岸の雑草対策として、防草シート設置、菜の花等の種をまき、水路維持管理低減を図りました。また、維持管理の協定を結んでいる団体より相談を受け、団体主催による水路周辺住民と水路に親しめる催しを行いました。</p> <p>なお、水路脇の草刈りについては、生物多様性の観点から完全に刈込むことなく、環境に配慮した適正な管理を図っています。</p> <p>次年度の取組:姿見の池緑地:除草や草管理等を月2回程度実施します。 砂川用水:除草やごみ揚げ清掃等を月2回程度実施します。</p>				

※用水路

・江戸時代の新田開発に伴い、市内には玉川上水から引水した用水(榎戸新田分水、恋ヶ窪用水、中藤新田分水、戸倉新田分水、野中新田分水など)が多くありました。その後、昭和30年代以降は、上水道の整備など都市化により、現在は砂川用水、恋ヶ窪用水(一部)、お鷹の道水路(清水川)の用水路が通水しています。

※砂川用水

・江戸市民の飲用水として開発された玉川上水の分水口から導水された分水路の一つである砂川分水(旧野中新田分水)のことです。かつては五日市街道に沿って、南側と北側にそれぞれ流れていましたが、現在は南側のみ通水している唯一の分水路です。

取組	内容			4年後のイメージ	
(6)緑のネットワークの創造	都市計画道路国3・2・8号線的环境施設帯※や国3・4・6号線※の街路樹などの緑をつなげて、緑のネットワークを創造します。			東京都施行による国3・2・8号線的环境施設帯の整備に連動して国3・2・8号線沿道地区の地区計画※を適切に運用することで街路樹の緑と調和したまちなみの形成が図られます。	
	年度別指標	H29 街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国3・2・8号線沿道地区の地区計画の適切な運用	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	<p>国3・2・8号線沿線の住民に対して、事業期間が延長した旨を周知すべく「国3・2・8号線沿線地区まちづくりニュース」を発行し、1回の情報提供を行いました。</p> <p>窓口にて、地区計画を案内する際に、街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国3・2・8号線沿道北・中・南地区地区計画のパンフレットを活用しました。</p> <p>次年度の取組:国3・2・8号線沿道地区地区計画の内容に基づき、引き続き街路樹の緑と調和したまちなみの形成が図られるよう、土地利用の適切な誘導と周知を行っていくとともに、整備を進めている東京都との情報共有を継続して行う必要があります。</p>				

※環境施設帯

・沿道の良好な生活環境を確保するため、道路内の敷地を有効に利用し、歩道植樹帯等を整備する施設帯のことです。

※都市計画道路 国3・4・6号線

・国分寺街道の交差点を起点とし、日立中央研究所や熊野神社の北側を経て、日吉町交差点の終点まで東西に走る道路幅員16m、延長約2.8kmの都市計画道路のことで、交通の円滑化、防災性の向上などの機能を担います。鉄道交差部分など一部区間が未完成となっています。

※地区計画

・地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく都市計画法の手法です。

・地区計画の「目標」・「方針」を定め、道路・公園などの位置や建築物などのルールとして地区整備計画を定めます。

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	1	在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	自然環境
施策の方向	1-2 緑の保全		
通番	5	主な施策 協働による維持管理	
目的	エックス山等市民協議会による維持管理作業、地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など、市民主体の緑のまちづくり活動を促進し、協働による維持管理を進めます。		

※通番5に関連する取組番号(4)エックス山等市民協議会との協働による緑地保全は、P22に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組	内容			4年後のイメージ	
(12)近隣住民による公園の維持管理  累計26団体、33公園(予定)	地域住民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」*への登録を促し、サポート団体による公園清掃などの維持管理を行います。			市民等の自治会、ボランティア活動団体が、市内の市立公園・緑地の美化活動等を行うことにより、良好な環境の保全及び創出が図られます。	
	年度別指標	H29 登録3団体、3公園(累計28団体、35公園)	H30 登録3団体、3公園(累計31団体、38公園)	R元(H31) 登録3団体、3公園(累計34団体、41公園)	R2(H32) 登録3団体、3公園(累計37団体、44公園)
元年度実績	<p>既に登録している団体が追加で2公園(西恋ヶ窪ミニ公園、恋ヶ窪用水路周辺緑地)を新規に登録しました。また、団体登録の取消が1団体1公園(本町あおぞら公園)あり、累計29団体、39公園で、市民による清掃活動等が行われました。</p> <p>次年度の取組:平成30年度と同様に事業を継続するとともに、大学のボランティア団体など若い世代への周知を行います。</p> <p>(参考:30年度 30団体 36公園)</p>				

**\*公園サポート事業**

・市立公園を自治会・町内会・市民団体などの方に、地域の交流の場としての活用をお願いし、ボランティアとして月1回程度簡単な清掃や草むしりなどをしていただく事業の事です。

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	1	在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	自然環境
施策の方向	1-5 都市農地の保全・活用		
通番	12	主な施策 都市農地の保全・活用	
目的	都市農地の保全として、生産緑地地区への追加指定を行います。また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園の整備や農ウオーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。		

※通番12に関連する取組番号(23)~(27)は、P27~P29に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。  
(23)生産緑地の追加指定・(24)農業体験農園の支援・(25)市民農業大学・(26)農ウオーク・(27)市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	1	在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	自然環境
施策の方向	1-6 生き物の生息空間の保全		
通番	15	主な施策 生き物の実態調査の実施	
目的	多様な生き物の生息空間の保全に向けて、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得ながら、市内の動植物調査を実施し、指標生物*となる動植物の生息状況に関するデータを収集し、活用していきます。		

※指標生物

・生態学的によく研究され、生息できる環境条件に限られていることが判明している生き物のことで、環境指標種、指標種とも言います。分布状況、経年変化等を調べることにより、地域の環境を類推・評価することができます。

取組	内容			4年後のイメージ	
(34)動植物調査	平成32年度に予定している2回目の動植物調査に向けて情報を収集します。			平成27年度以降の経年変化について情報を収集しつつ、改めて動植物調査を行うことで、市内の動植物の生息・生育状況を把握し、その後の対策に繋げることができます。	
	年度別指標	H29 市民・市民団体等から市内の動植物に関する生息状況の情報を収集	H30 → 継続 →	R元(H31) → 継続 →	R2(H32) 平成27年度の調査結果とこれまでに収集した情報を活用し、市内の動植物調査を実施
元年度実績	<p>担当課 まちづくり計画課 (旧環境計画課)</p> <p>平成27年度に実施した、市内に生育・生息する動植物の経年変化による状況を把握するため、市内で目撃した生きものについての情報提供を求めました。 「身近な生きものさがし 春・夏編」 期間：平成31年4月1日から令和元年10月31日 情報提供者数：59名 報告件数：239件 提供していただいた目撃情報(写真を含む)を集計し、市のホームページで公開しています。 「動植物調査データの活用として」生物多様性の保全に係るイベントとして「姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦」と銘打ち、日頃より姿見の池において保全整備を行っている市民団体(緑と自然を育てる会・東京経済大学ボランティアサークルClover)、東京経済大学「学生の地域貢献(ボランティア)」の方々にご協力を頂き、外来種駆除の一端を担うイベントを実施しました。(定員各回：40名 参加者数：80名)(アメリカザリガニ捕獲数83匹) また、同イベントに講師(国分寺市環境アドバイザー)を招いて、外来種が生態系に及ぼす被害についての講義や水辺に生息する生物についての観察を行い、より自然に親んでもらえるようなイベントとしました。 「動植物調査の広報」市立小学校に動植物調査結果をまとめた「国分寺市生きものマップ」・「身近な生きものさがし春・夏編」のパンフレットを自然観察を行う際のガイドブックとして使用してもらったため配布しました。 10月11日に九小にて、4年生84名を対象に環境学習として、市内に生息する生きものについて、講義を行いました。市職員から動植物調査の説明後、国分寺市環境アドバイザーから国分寺市内に生息する生きものについて、クイズを交えながら講義を行いました。 また、その際に「身近な生きものさがし 春・夏編」について紹介し、情報提供を求めたところ、38名の生徒さんから情報提供がありました。</p> <p>次年度の取組：環境団体などに協力を得て、市内に生育・生息する動植物の情報を引き続き、収集していきます。</p>				



重点プロジェクト	番号 1	重点プロジェクト名 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	環境分野 自然環境
施策の方向	1-6 生き物の生息空間の保全		
通番	18	主な施策 生物多様性に対する理解促進	
目的	生き物の種や個体差などの生物多様性の重要性や、日常生活とのつながりについて、身近な自然や生き物とのふれあいや、環境に配慮した物品の購入に関する情報の提供などを通じて、普及啓発と理解促進を図ります。		

取組	内容				4年後のイメージ	
(36)観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	<p>生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。</p>				<p>市内に存在する良好な自然環境を紹介し、生き物とふれあうことで、自然への愛着と普及が図られます。イベント等を通じて市民の生物多様性に関する関心が高まります。 関係団体と調整を行うことで、生物多様性の保全に向けた方向性が作られます。</p>	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	バードウォッチング2回 湧水めぐり1回 夏休み子ども自然教室1回 体験学習1回の開催等 市民参加型イベントの実施 関係団体との調整			継続		①まちづくり計画課 (旧環境計画課) ②緑と建築課
元年度実績	<p>①まちづくり計画課 9月15日と10月5日に姿見の池において、生物多様性保全のため、外来生物※であるアメリカザリガニの捕獲を親子向けに実施するとともに、講師(国分寺市環境アドバイザー)を招き外来種が生態系に及ぼす被害についての講義や水辺に生息する生物についての観察等を行いました。(定員各回:40人 参加者数:80人 申込者数:80人) (アメリカザリガニ捕獲数それぞれ48匹と35匹) また、上記のイベント実施報告のチラシを作成し、ホームページ・ツイッターで広報したほか、市内で行われたイベント(国分寺まつり、環境まつり)で配布(273部)し、近隣自治体(国立市、府中市、小平市、小金井市、立川市)へ当市の取組み事例や実績について情報提供を行いました。</p> <p>次年度の取組:外来生物が在来種へ及ぼす影響なども含め、講師より説明を受けることで子どもたちに生物多様性などの理解を深める機会として、今後も継続していきます。</p> <p>②緑と建築課 バードウォッチングを秋に実施しました。(春は雨天中止)参加人数39人 夏休み子ども自然教室を実施しました。参加人数・植物編 13人・昆虫編 二日間で延べ71人 湧水源めぐりを実施しました。参加人数43人 以下のような意見が寄せられ好評でした。 「カワセミが見られてよかった」(バードウォッチング) 「いろいろな植物を見られて楽しかった」(植物編) 「せみの抜け殻を探したり、集めたりしたことが楽しかった」(昆虫編) 「国分寺の地形や歴史を学ぶことができた」(湧水源めぐり)</p> <p>次年度の取組:バードウォッチング2回、湧水源めぐり1回、夏休み子ども自然教室2回 (参考:30年度 バードウォッチング1回(延46人)、夏休み子ども自然教室2回(延44人)、湧水めぐり事業1回(延36人))</p>					

※外来生物

・人為的に本来の生息地以外の他地域(国外や国内)から侵入してきた生き物のことです。外来生物が在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす場合があります。

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	2	地産地消 <sup>※</sup> の推進による都市農業の支援	自然環境
背景・目的	<p>農地は、新鮮で安全な野菜の供給基地であるばかりではなく、生き物の生息空間、雨水の保水、地下水の涵養、景観の形成、災害時の避難場所など、様々な機能を有しており、地域の貴重な緑となっています。しかし、市域の西部(府中街道以西)に多くの農地が残されているものの、宅地化によって農地の分断・減少が進んでいます。昭和59年に256ヘクタールあった農地は約4割が失われ、平成24年には、159.5ヘクタールとなっています。</p> <p>このような減少傾向の農地を守るためには、市内産農産物の利用を促進し、営農が続けられる状況を保つことが必要です。そのためには、市内産農産物の流通を促進し、農業に対する理解と関心を高めることが欠かせません。</p> <p>このため、農地を担う都市農業を支援し、環境への負荷の少ない国分寺ならではの豊かな食生活の普及、農への参加を通じたふれあい・交流を広げます。</p>		

※地産地消

・地域で生産されたものを地域で消費することです。地産地消によって、生産者と消費者などの地域交流、新鮮な農産物の消費、輸送コストやエネルギーの節約にも役立ちます。また、地元で生産された農産物を積極的に消費することで、都市農業の支援にもつながります。

施策の方向	1-5 都市農地の保全・活用		
通番	12	主な施策	
	都市農地の保全・活用		
目的	<p>都市農地の保全として、生産緑地地区<sup>※</sup>への追加指定を行います。</p> <p>また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園<sup>※</sup>の整備や農ウオーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。</p>		

※生産緑地地区

・農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を目的として、一団の面積が500㎡以上（ただし、国分寺市では300㎡以上）の市街化区域内農地を保全するために、市町村が都市計画で定める地区のことをいいます。生産緑地地区に指定された農地は30年間の営農義務を条件に、税法上の優遇措置に合せて一定の建築行為の制限を受けます。

・市では毎年新たに生産緑地追加指定の希望農地を募集し、条件に適合している場合は都市計画法に基づき指定します。

※農業体験農園

・連続した農業体験を市民に提供する体験型農園で、農業経営の一環として農家が開設するものです。種や苗、肥料等の野菜作りに必要なものは全て農園主が用意し、農家の指導で未経験者でも安心して野菜作りができます。

取組	内容			4年後のイメージ		
(23)生産緑地の追加指定	農業と調和した都市環境の形成を図るため、生産緑地の追加指定を行います。			生産緑地地区の追加指定を実施し、減少を抑制することによって、都市農地の保全と都市農業の活性化が図られます。		
生産緑地指定件数・面積 平成28年度実績 累計256件 約127.62ha	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
		<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の周知</li> <li>追加指定の実施</li> <li>生産緑地面積</li> </ul> 累計128.00ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の周知</li> <li>追加指定の実施</li> <li>生産緑地面積</li> </ul> 累計127.43ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の周知</li> <li>追加指定の実施</li> <li>生産緑地面積</li> </ul> 累計126.86ha	<ul style="list-style-type: none"> <li>制度の周知</li> <li>追加指定の実施</li> <li>生産緑地面積</li> </ul> 累計126.29ha	まちづくり計画課 (旧都市企画課)
元年度実績	<p>生産緑地の追加指定を拡充させるため、国分寺市まちづくり条例に基づき、農業従事者への周知を高めるため、市民との懇談会を市役所プレハブ会議室第3にて開催いたしました。また、国分寺市生産緑地地区指定基準の運用基準を改正し、農地法による転用の届出が行われた農地の追加指定に関する基準を緩和いたしました。</p> <p>市報及びHPで生産緑地の追加指定の募集を行い、6件(約0.306ha)の追加指定を行いました。削除5件(約0.583ha)と合わせると、生産緑地の累計は261件(面積約122.36ha)となりました。</p> <p>次年度の取組:生産緑地の制度について今後も継続的に農業従事者へ周知を行い、引き続き追加指定の募集を行っていきます。</p> <p>令和4年以降も多くの生産緑地を残すことができるよう、特定生産緑地制度について周知を徹底します。</p>					

取組	内 容			4年後のイメージ	
(24)農業体験農園の支援	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います			農業経営の一環であることから、農家は相続税納税猶予制度が適用され、安定的に農園が継続できています。 利用者は栽培技術と収穫物を得るとともに、農家との交流により都市農業への理解が深まります。	
	年度別指標	H29 ・農園の整備・運営等への補助や相談支援 ・広報PRを年1回(市報等で入園者募集の案内)	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	<p>令和元年度は、8月1日号及び1月15日号市報に農業体験農園入園者の募集を促す記事を掲載しました。</p> <p>また、市内において新規に体験農園を設置することに興味のある方に対しては、設置に要する施設整備費に係る補助金及び設置後に要する自立的運営を支援する補助金制度のPRを行い、市民の農業体験の機会を確保するとともに農業に対する理解を深め、良好な農地の保全を図ることに努めました。</p> <p>現在7園の農業体験農園があり、国分寺市民のみならず市外からの入園者もおおり、農業の体験や理解を深めることができました。</p> <p>次年度の取組:農業者にとっては都市型農業経営モデルの一つであり、今後も第三次国分寺市農業振興計画に基づく農業振興施策の一つとして経営支援は継続します。</p>				

取組	内 容			4年後のイメージ	
(25)市民農業大学	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。			修了生は野菜づくりや植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを知ります。 修了生は食育や都市農業・農地への理解が深まります。	
	年度別指標	H29 ・年間を通して特定曜日に実習を実施 ・修了生20人以上	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	<p>市民農業大学にて修了生を15人育成しました。</p> <p>次年度の取組:市民に体験学習を通じて都市農業への関心と理解を深めてもらうため、今後も農業振興施策の一つとして事業は継続します。</p> <p>(参考:30年度 修了生21人 累計数 976人)</p>				

取組	内 容			4年後のイメージ	
(26)農ウォーク	農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。			参加者は都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まります。	
	年度別指標	H29 ・市民と農業者が交流しながら、市民が農にふれる場を創出 ・年1回開催	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	<p>農ウォーク1回開催。 7月6日に戸倉・東戸倉地区にて開催しました(市民等50人、農業者等スタッフ35人、計85人)。</p> <p>次年度の取組:市民に国分寺農業を知ってもらい、市民と農業者が交流するために3団体共催で実施しており、3団体の意向として今後もイベントの内容等を大きく変えずに継続すると今は協議しています。ただし、将来の各団体の意向によって、変更等はありません。</p> <p>(参考:30年度 1回開催、(市民等49人、農業者等スタッフ37人、計86人)</p>				

取組	内 容				4年後のイメージ	
(27)市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	市内農園(保育園の近隣地など)での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。				自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、収穫体験を通じて農とふれあうことにより、食育の推進が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
		野菜作り及び収穫体験の実施農園での収穫体験(各保育園)年1回開催	→ 継続			
元年度実績	<p>各保育園の園庭等で野菜作り及び収穫を行いました。  (枝豆・ブロッコリー・人参・カブ・茄子・ピーマン・トウモロコシ・きゅうり・さといも・小松菜・イチゴ・ミニトマト・オクラ等)</p> <p>自分たちでお世話をし、大切に育てることで、野菜も生きていることを実感し、嫌いな物でも食べれるようになったり、観察したり調べたり等、学びの多い活動と思います。</p> <p>近隣の農園で収穫体験を各園1～2回行いました。  ①こくぶんじ保育園3回(じゃが芋7月, ブルーベリー, 大根11月)  ②しんまち保育園1回(さつまいも10月)</p> <p>次年度の取組: 近隣農家の協力を継続し保育園ではできない収穫体験を行っていきます。また、保育園内でも今まで収穫の経験がない野菜などの収穫体験や身近な野菜の生育の観察を行い興味関心を育てた活動を行っていきます。</p> <p>(参考: 30年度 こくぶんじ 3回, もとまち 1回, しんまち 2回, 恋ヶ窪 4回, ひかり 1回)</p>					



近隣農園での農とのふれあいの様子

施策の方向	1-5 都市農地の保全・活用	
通番	14	主な施策 地産地消の推進
目的	地域で生産されたものを地域で消費することにより、新鮮な食材の消費、輸送面での環境負荷の軽減などにつながることから、給食食材への市内産農産物の活用、朝市や農業祭などのイベントの開催、直売所の設置の支援などにより、地産地消を進めます。 また、国分寺ブランド <sup>*</sup> の育成・PRにより都市農業の振興を図ります。	

**※国分寺ブランド**



・平成23年度に第1号として国分寺市内で品種登録されたイロハモミジのシルエットに始まり、市内で製品化された国分寺らしさあふれる商品を国分寺ブランドに認定しています。これらの商品はいずれも市内の農産物などを原材料に使用したり、歴史にちなんだものです。

取組	内容			4年後のイメージ		
(29)給食への市内産農産物の活用	市内農家から野菜を購入し、児童に給食として提供します。			学校給食食材への市内農産物を積極的に活用することで地産地消を図ることができます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	市内産農産物の割合 30%(単年)	→ 継続 →				学務課
元年度実績	<p>小学校給食における地場産野菜の使用率は26.5%で、昨年度に引き続き前年度を上回りました。契約農家との情報交換会を2回開催し、使用する野菜(トウモロコシ、枝豆、そら豆等)の作付けや納品の調整を行いました。 また、旬の野菜を使った給食を提供できるように、情報交換会以外にも各校の栄養士が日常的に契約農家と連絡を取り合い、積極的に地場産野菜を取り入れました。 (参考:30年度 使用率23.0%)</p>					

取組	内容			4年後のイメージ		
(30)市内産食材を活かした食の普及	イベントなどで市内産の野菜等の情報や、レシピを紹介します。			市民等の食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まります。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	国分寺まつり等のイベントで市内産の野菜等の情報や、それらを活かしたレシピ等の紹介	→ 継続 →				経済課
元年度実績	<p>JA東京むさし国分寺支店のセミナールーム(調理室)で、国分寺産うどん料理、スイーツ教室など市民向け料理教室を年10回実施しました。 (延べ112人) 次年度の取組:市内産食材を活かした食の普及は、JAが実施しているほか、様々な主体によって取組は行われており、地産地消につながるため、JAの取組への支援は継続します。 (参考:30年度 12回開催)</p>					

取組	内 容			4年後のイメージ		
(31)販売網の強化の支援	生産者と流通側の連携により多様な出荷・販売体制づくりを支援します。			市内農業者の農業経営を支援するとともに、市民等は食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まります。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	JAや流通業者等の関係組織・団体と連携し、それらが主体的に行う多様な出荷・販売体制づくりの支援	→ 継続 →				経済課
元年度実績	<p>市内の農産物直売所を集約した直売所マップを配布しました。  JA東京むさし国分寺支店の共同直売所の販売額は102,880,776円、出荷者数95人、来客者数79,687人でした。  地産地消の推進により、市内農家の所得向上を図るため、今後も農業振興施策の一つとして事業は継続します。  (参考:30年度 販売額107,523,986円、出荷者数95人、来客数65,113人)</p>					

取組	内 容			4年後のイメージ		
(32)国分寺ブランドの普及	市内観光や産業活性化のため、農産物や加工品などのブランド品を認定し、農業、商業の振興を図ります。			国分寺ブランド認定品の増加により、市内商業者等の活性化が図られるとともに、市の魅力的な産品のブランド力が高まり、そのPRを通じて都市農業の振興が図られます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	国分寺ブランド品の認定・普及ブランド協議会で定期的に審査会を開催年1回開催	→ 継続 →				市政戦略室
元年度実績	<p>国分寺ブランドギフトセットの販売をブランド協議会の経費負担やこれまでの売り上げの傾向を考慮し、冬の販売のみで実施してきました。  また、新規認定審査を行い、2品を新たに認定するとともに認定期間満了の対象品1品については、再認定により認定継続となりました。  市内外で行われる各種イベントに協議会として出店し、国分寺ブランド認定品の販売・PRを行い、ブランドの認知拡大に努めました。  次年度の取組:ブランドの新規認定品も減少していることや新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント関係も軒並み中止となり、周知の手段を失われている状況のため、新たな認知拡大の手法やブランド事業の今後の運営等についてブランド協議会における検討が必要です。  (参考30年度 国分寺ブランド累計20品目)</p>					

取組	内 容			4年後のイメージ	
(33)飲食店等における地場野菜の活用促進	国分寺市内で生産された野菜を「こくベジ」と名付け、地場野菜のPRと、こくベジを使った食事メニュー「こくベジメニュー」のPRを行います。それにより、地場野菜の地産地消を進めるとともに、来訪者の消費を促し、交流人口の増加を図り、街の活性化につなげます。			こくベジメニュー取扱店が増加し、市への来訪者の、国分寺市の農業や地場野菜に対する認知度が向上しています。市民の地場野菜への関心が高まり、地産地消の促進が図られています。	
	年度別指標	H29 こくベジメニュー取扱店の増加 地場野菜地産地消イベントの開催 ※地方創生交付金により実施	H30  継続	R元(H31) 市民団体等との協働により ・こくベジメニュー取扱店の増加 ・地場野菜地産地消イベントの開催	R2(H32)  継続
元年度実績	#REF!				

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	2	地産地消の推進による都市農業の支援	自然環境
施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進		
通番	45	主な施策 地域資源を活用した体験型学習の推進	
目的	国分寺崖線や樹林地、都市農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら、生命の尊さ、自然の大切さ、環境保全等を学ぶ機会として、自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。		

※通番45に関連する取組番号(24)～(27)は、P28～P29に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。  
 (24)農業体験農園の支援・(25)市民農業大学・(26)農ウオーク・(27)市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動

取組番号(36)観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供は、P26に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組	内 容			4年後のイメージ	
(104)学童体験農園 小学校3校で実施(単年) 第六小, 第八小, 第十小の3校	農家の指導をうけて、土づくり、種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験し、小学校と地域の連携を図ります。			児童に対して、地域資源を活用した体験学習を通じて、農業をはじめ、自然環境への関心を育みます。	
	年度別指標	H29 小学校3校実施を継続しながら、拡充を検討します。	H30  継続	R元(H31)	R2(H32)  継続
元年度実績	地域の農家及びJAの協力を得て第六小, 第八小, 第十小の3校で学童体験農園を実施し、自然の大切さを学びました、新規農園については、学校からの要望はなく、候補となる農地もなかったため、拡充には至りませんでした。				

取組	内 容			4年後のイメージ		
(105)児童の 収穫体験	小学校の生活科、理科の学習において、農作物などの収穫を通して、地域の中で自然に親しむことにより、自然環境への関心を高めます。			児童に対して、収穫体験などを通して、農業をはじめ、自然環境への関心を育みます。		
	年度別 指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課  学校指導課
		小学校全10校で実施(単年)	→ 継続 →			
元年度 実績	小学校全校で、学校内の農園で収穫体験を行いました。自分たちで栽培した作物を収穫したり、地域の農家で栽培されている作物を知ることで、自然環境への関心を高めることができました。					



取組	内 容			4年後のイメージ		
(106)エコ ミュージアム ※事業の開 催	市内の樹林地などについて、市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアムとして活用します。			市民の歴史文化や自然環境の保全意識の向上が図られます。		
	年度別 指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課  緑と建築課
		市民団体との協働事業の実施及び支援 年1回 定員30人	→ 継続 →			
元年度 実績	エクス山等市民協議会と協働して、第9回エコミュージアム国分寺を11月に実施し、国分寺崖線、鉄道総合技術研究所、平兵衛樹林地、富士本90度公園などを散策しました。参加人数は24人。「いつも見慣れた場所で発見があり、うれしく思いました」などの意見があり、好評でした。 市民団体との協働事業の実施及び支援をします。 (参考:30年度 参加者17人)					

※エコミュージアム

- ・樹林地や水辺などの地域環境を野外展示物として捉え、博物館と見立てて活用することをいいます。



恋ヶ窪用水路周辺緑地



元町用水



取組	内 容			4年後のイメージ	
(107)科学教室の開催	小学5～6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。			小学5～6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。	
	年度別指標	H29 受講者130人(単年)	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	<p>希望する小学校5・6年生を対象とした科学教室を実施し、参加者は157人と、年々増加傾向にあります。</p> <p>5年生コースでは「光の科学」「宇宙の科学」「水の科学」を、6年生コースでは「植物の科学」「土の科学」「電気の科学」を取り上げ観察や実験を行いました。また7月には、5年生コースで野外観察を行い、6年生コースでは水ロケットを作成し競技会を開催しました。</p> <p>(参考:30年度 128人)</p>				

取組	内 容			4年後のイメージ	
(108)宇宙の学校の開催	5歳児から小学4年生を対象とし、宇宙や自然科学をテーマにした話や実験・工作などを通して、宇宙や自然科学への興味や関心を高めます。			実験や工作などを行うことで科学に興味を持つ小中学生を育て、ひいては、自然環境への関心を育みます。	
	年度別指標	H29 受講者350人(単年)	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	<p>希望する5歳から小学校4年生を対象に、宇宙の学校/ジュニア科学教室を実施しました。キッズコース(5歳児から小学校2年生を対象)325組、ファンダメンタルコース(小学校3・4年生を対象)で110人の参加があり、年々増加傾向にあります。</p> <p>配布する冊子を用いた家庭学習とスクーリングから構成されており、今年度のスクーリングでは熱気球ロケットや静電気などを取り上げ、皆と協力しながら実験をすることで、楽しみながら科学に接することができました。</p> <p>(参考:30年度 98人)</p>				



野外観察会の開催（お鷹の道）

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	3	野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	自然環境 環境教育・環境学習
背景・目的	<p>現在市内には、名水百選の一つに指定されている「お鷹の道・真姿の池湧水群」などの湧水や、市内の湧水を水源とし多摩川に合流する全長20kmほどの一級河川である野川、玉川上水からの分水である砂川用水などの水辺があります。</p> <p>水を取り巻く国分寺の近世の歴史を振り返ると、国分寺村分水(恋ヶ窪用水)をはじめ新田開発とともに整備された野中新田分水、中藤新田分水など用水路網は人々の暮らしに欠かせないものでした。これらの用水路も、昭和30年代までは清流の面影をとどめていましたが、昭和40年代になると、砂川用水など一部を除き通水を停止、荒廃が進みました。用水路は歴史遺産であり、適切に保存し、活用していくことが大切です。</p> <p>また、野川は市内唯一の河川ですが、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境であり、親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。野川や用水路は、親水化に向けた整備を進める必要があります。</p> <p>国分寺の自然を特徴づけ、多様な生き物を育み、自然とのふれあいを提供し、歴史・文化を伝えてくれる、いわば地域の資源ともいえる水辺を守り、活用します。</p>		

施策の方向	1-4 水環境の保全・整備		
通番	8	主な施策 湧水・地下水の保全・活用	
目的	<p>湧水量の安定確保に向け湧水の涵養域にある樹林地を保全するとともに、お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地、姿見の池を親水空間として活用し、地域資源としてPRします。</p> <p>また、湧水や地下水の水量、水質に関するモニタリングを実施します。</p>		

※通番8に関連する取組番号(1) 真姿の池湧水群の保全・維持管理は、P20に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組番号(3) 湧水及び地下水の保全・活用は、P22に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	3	野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	自然環境 環境教育・環境学習


施策の方向	1-4 水環境の保全・整備		
通番	9	主な施策 用水路の保全・活用	
目的	<p>砂川用水や恋ヶ窪用水などの用水路については、適切な維持管理を行うとともに、親水性に配慮した整備を検討します。</p>		

取組	内容				4年後のイメージ	
(18)用水路の親水化整備などの検討	砂川用水路や恋ヶ窪用水路等について、用水路の親水性の向上に配慮した整備等を検討します。				水路の整備計画が策定されており、適切な維持管理も図られています。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
		水路現況調査(延長約1,700m 5箇年の調査が完了)	公園・緑地の整備計画に係る庁内検討委員会の開催	→ 継続 →		緑と建築課
元年度実績	<p>並木町親水施設において、腐食していた丸太杭の修繕をすることで、安全を確保しました。砂川用水の3・2・8号線設置工事に伴う付替えて、一部を開渠とすることとしました。</p> <p>次年度の取組: 姿見の池緑地内にある恋ヶ窪用水路の一部において親水化整備の検討します。</p>					

重点プロジェクト	番号 <b>3</b>	重点プロジェクト名 野川, 用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	環境分野 自然環境 環境教育・環境学習
施策の方向	1-4 水環境の保全・整備		
通番	<b>10</b>	主な施策 野川整備事業※の促進	
目的	治水対策, 親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備, さらに防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め, 野川整備事業を促進します。 また, 東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら, 野川マップの作成などを通じて, 野川が市民にとって親しみのある川となるよう普及啓発を行います。		

※野川整備事業

- 野川は都市計画河川に指定されており, 東京都は平成18年3月(平成29年7月改定)に野川流域河川整備計画を策定しています。
- 本計画では, 降雨65mm/時に対応とした河川改修として, 両側の管理用通路を含めた幅23m(標準)の複断面河道整備を計画に位置付けています。


取組	内容				4年後のイメージ	
(19)野川整備事業促進の要望・協議	東京都に対し, 治水・環境面などを考慮した河川整備について要望し, 協議を行います。				東京都の野川整備事業促進が図れます。	
	年度別指標	H29 東京都との協議及び整備要望 地元への情報提供	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課 緑と建築課
元年度実績	東京都に対して, 野川・仙川改修促進期成同盟※を通じて, 国分寺市として, 国分寺市域の野川整備について, 治水機能や防災性の向上, 親水空間の形成に向けた事業実施を目に見える形で行うよう強く要望したり, 東京河川改修促進連盟※を通じて, 野川整備の早期実現を要望しました。市民に対しては, まちづくりと野川に関する懇談会を実施予定でしたが, 新型コロナウイルス感染症対策により中止となりました。また, 令和2年1月28日野川流域環境保全協議会(5市1区)の研修会を行い, 構成市区職員に野川における小金井市域と国分寺市域の護岸等の違いの現況を説明し, 情報共有しました。 次年度の取組: 東京都との協議及び整備要望します。 地元への情報提供をします。					

※野川・仙川改修促進期成同盟

- 野川及び仙川の改修を促進することを目的として, 世田谷区, 武蔵野市, 三鷹市, 府中市, 調布市, 小金井市, 小平市, 狛江市,

※東京河川改修促進連盟

- 東京都内の河川の氾濫, 溢水による災害を防除して住民の福祉を増進するため, その実現に協力する14区19市2町1村で組織しています。

取組	内容				4年後のイメージ	
(20)野川流域の自治体との連携	野川流域環境保全協議会に参加し, 野川やその周辺環境に関する情報収集や意見交換などを行います。				野川への関心が高まり, 野川及びその周辺の環境改善が図られます。	
	年度別指標	H29 野川流域自治体との意見交換・情報収集, 野川マップの配布	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課 緑と建築課
元年度実績	野川流域連絡会※や野川・仙川改修期成同盟に出席し, 他の自治体等と意見交換や情報収集を行いました。 野川マップについては, 野川流域環境保全協議会でさらに使いやすくなるよう改訂をし, 緑と建築課窓口に配架して配布しました。 次年度の取組: 野川流域自治体との意見交換・情報収集, 野川マップの配布をします。					

※野川流域連絡会

- 流域住民や市民団体, 行政が一体となって, 河川に係る環境や歴史, 文化, 河川計画や工事, 管理などについて情報や意見交換を行う組織として「野川流域連絡会」を平成12年8月に設立して活動しています。

令和元年度野川流域連絡会参加実績

- 緑と建築課: 1回(全8回)
- まちづくり計画課: 3回(全8回)

重点 プロジェクト	番号 <b>3</b>	重点プロジェクト名 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	環境分野 自然環境 環境教育・環境学習
--------------	----------------	--------------------------------------	------------------------

施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進		
通番	<b>45</b>	主な施策 地域資源を活用した体験型学習の推進	
目的	国分寺崖線や樹林地、都市農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら、生命の尊さ、自然の大切さ、環境保全等を学ぶ機会として、自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。		

※通番45に関連する取組番号(24)～(27)は、P28～P29に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。  
 (24)農業体験農園の支援・(25)市民農業大学・(26)農ウォーク・(27)市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動

取組番号(36)観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供は、P26 に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組番号(104)～(108)は、P32～P34に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。  
 (104)学童体験農園・(105)児童の収穫体験・(106)エコミュージアム事業の開催・(107)科学教室の開催・  
 (108)宇宙の学校の開催



重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	4	安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	生活環境
背景・目的	<p>東日本大震災以降、安全・安心な暮らしに対する関心が高まり、情報の重要性が改めて認識されています。市民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、大気、水質などの測定、各種調査を実施しています。引き続き、大気などのモニタリングや化学物質対策を進めていく必要があります。</p> <p>農薬の過度の使用や遺伝子組換え食品、食品添加物、放射能物質など、安全で健康的な食生活への不安が高まっていることから、正確な情報公開・提供を行うなど、食の安全性、放射性物質などについての適切な情報収集とわかりやすく提供する仕組みを確立します。</p>		

施策の方向	2-2 生活環境のモニタリング		
通番	23	主な施策	
		大気や水質などの測定	
目的	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類※(大気・土壌)やごみ焼却施設における排ガスなどについて継続的に測定し、環境に大きな影響を与える場合は必要に応じた対応を行います。		

※ダイオキシン類

・ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾ-p-ダイオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義しています。生殖、脳、免疫系などへの影響が懸念され、研究が進められています。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する過程において、意図せざるものとして生成されます。

取組	内容			4年後のイメージ		
(45)大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)の定期的測定	定期的に大気、井戸水、河川水、道路沿いの騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)の測定を行い、その結果(概要)は環境報告書において公表します。			大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)の定期測定を行うことによって、環境変化の推移を監視することができます。また市民等へ測定結果を公表することによって安全・安心な暮らしの確保が図られます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	大気環境調査7地点などの定期測定と公表の実施	→ 継続 →				環境対策課 (旧環境計画課)
元年度実績	<p>自動車騒音常時監視に係る調査委託 (年1回、1月実施)</p> <p>野川等水質分析等測定委託 野川水質(年7回、4月・6月・8月・9月・11月・1月・3月) 池水質(年1回、5月実施) 井戸水調査(年1回、2月実施) 大気・土壌中のダイオキシン類濃度分析調査業務委託(隔年実施1回) (R1年度は土壌:R2.1月実施) 大気環境分析調査委託 (年1回、12月実施)</p>					

取組	内容			4年後のイメージ	
(46)可燃ごみ焼却施設における排ガス、ダイオキシン類などの定期的測定	清掃センターの可燃ごみ焼却施設から発生する排ガスなどについて、公害物質除去のための薬剤処理を行うとともに、その効果について測定を行い、結果を公表します。			関係法令に基づき測定を実施し、基準が守られ環境保全が図られていることが確認できます。	
	年度別指標	H29 排ガス測定を月1回、排ガス中のダイオキシン類測定を年4回行い、HPで結果を公表	H30 → 継続 →	R元(H31) → 継続 →	R2(H32) 焼却炉が休炉になるため測定は終了
元年度実績	<p>月1回、令和2年1月まで清掃センター内煙突から排ガスを採取して、放射性セシウム134・137の量を検査機関で測定し、HPで結果を公表しました。</p> <p>年4回(4月、8月、10月、1月)、清掃センター内の焼却炉それぞれの煙突測定口、集塵機入口測定口、排水処理室、混練機出口、焼却炉灰出し口から排ガス、排水、ばいじん等を採取して、ダイオキシン類の濃度を測定をし、HPで結果発表をしました</p> <p>元年度測定値            ダイオキシン類：測定値:0.011~0.053ng-TEQ/m<sup>3</sup>N &lt; 基準5ng-TEQ/m<sup>3</sup>N            排ガス:ばいじん 0.001g/m<sup>3</sup>N未満 &lt; 基準0.15g/m<sup>3</sup>N            硫黄酸化物 4ppm &lt; 基準1,599ppm(測定値の基準値の平均値)            塩化水素 21ppm &lt; 基準430ppm            窒素酸化物 82ppm &lt; 基準250ppm</p> <p>ng(ナノグラム): 10億分の1グラム            TEQ(毒性等量): 200種類以上あるダイオキシン類の質量を、ダイオキシン類の中で最も毒性の強い「2,3,7,8,-TCDD」の量に換算したもの            m<sup>3</sup>N(ノルマル立法メートル): 気体の単位で0°C, 1気圧の状態に換算したもの</p> <p>(参考:30年度 ダイオキシン類: 測定値:0.00029~0.024ng-TEQ/m<sup>3</sup>N, 排ガス:ばいじん 0.001g/m<sup>3</sup>N未満, 硫黄酸化物 2ppm, 塩化水素 15ppm, 窒素酸化物 84ppm)</p>				



重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	4	安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	生活環境

施策の方向	2-2 生活環境のモニタリング		
通番	24	主な施策 空間放射線量※などの測定	
目的	東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都などの関係機関との連携・調整等の対応を行います。また、市民に対しては、空間放射線量測定機器の貸出のほか、公共施設における空間放射線量測定結果の公表など、迅速な情報提供を行います。		

※空間放射線量

・空気中において、一定時間に何個の放射線量が放出されるかを表した数値のことです。東日本大震災に伴う原子力発電所の事故後、環境モニタリングにおける重要な測定を測定項目として用いられています。

取組	内容			4年後のイメージ	
(47)空間放射線などの定期的測定	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量及び清掃センターの焼却灰・排ガス、給食残さなどを原料とするたい肥などの放射性物質濃度を測定し、データを公表します。			公共施設等において定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図れます。	
	年度別指標	H29 公共施設等における空間放射線量の測定 市報やHPでの結果公表	H30 継続	R元(H31)	R2(H32) 担当課 ①子ども子育て事業課 ②環境対策課(旧ごみ対策課) ③緑と建築課 ④教育総務課
元年度実績	<p>①子ども子育て事業課 児童館・学童16箇所、保育施設43箇所(ぶんちっち、つくしんぼ含む)で各施設、月1回ずつ測定を行い、市報やHPで結果を公表しました。 次年度の取組:安全性を確認することで安心して施設の利用ができるように実施を継続していきます。</p> <p>②環境対策課(旧ごみ対策課) 毎週金曜日(祝日を除く)、清掃センター敷地境界の東西南北4地点にて、地上100センチメートルの高さで空間放射線量の測定を実施し、基準値を下回っていることを確認して、市報・HPに1箇月毎にまとめたものを公表しました。 また、1箇月に1回、令和2年1月まで清掃センターで焼却灰(主灰・飛灰)と排ガス(煙突)を採取して、焼却灰からは放射性ヨウ素131と放射性セシウム134・137、排ガスからは放射性セシウム134・137の量を検査機関で測定し、HPで結果を公表しました。</p> <p>③緑と建築課 窪東公園他7カ所の公園内の定点において、月2回測定を実施した結果問題はありませんでした。また市報やHPで結果を公表しました。 次年度の取組:・公共施設等における空間放射線量の測定をします。市報やHPでの結果公表をします。</p> <p>④教育総務課 小中学校、その他教育施設等について、施設ごとに月1から2回、延べ127日測定作業を実施し、市民に対し市報やHPで随時結果を公表しました。</p>				

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	4	安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	生活環境

施策の方向	2-3 化学物質対策の推進		
通番	25	主な施策 化学物質に関する情報の収集・提供	
目的	化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行います。 また、合成洗剤や農薬などについては、過度の使用を控えるなどの普及啓発を行います。		

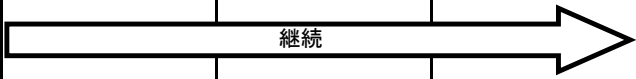
取組	内容			4年後のイメージ	
(48)化学物質に関する情報の収集・提供	有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供するとともに、適正使用を啓発します。			有害化学物質に関する情報を収集し、市民や事業者等に提供することにより、化学物質の過度の使用を控えるなどの意識向上が図られます。	
	年度別指標	H29 有害化学物質のパフレットの配架及び土壌履歴等の情報提供	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	化学物質に関する情報を収集し、市のホームページと東京都のホームページの関連するページをリンクさせ、市民へわかりやすく情報提供を行いました。 (参考:30年度 来庁者へ258件情報提供)				

取組	内容			4年後のイメージ	
(49)清掃センター焼却炉の維持管理及び公害防止調査結果の公表	可燃ごみ焼却施設の点検整備及び集塵機のフィルターなどを定期的に交換し、ダイオキシン類などの発生の抑制に努めるとともに、排ガスなどの測定結果及び焼却炉の維持管理状況について情報提供を行います。			関係法令に基づき測定を実施し、基準が守られ環境保全が図られていることが確認できます。	
	年度別指標	H29 集塵機フィルターの交換、点検整備を実施し、排ガス等の測定結果と維持管理状況を年4回公表	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	焼却施設の定期点検を実施。年4回(4月、8月、10月、1月)、清掃センター内の焼却炉それぞれの煙突測定口、集塵機入口測定口、排水処理室、混練機出口、焼却炉灰出し口から排ガス、排水、ばいじん等を採取して、ダイオキシン類の濃度を測定をし、HPで結果発表をしました。なお、集塵機フィルターの交換については3年に1回の交換のため実施していません。				



重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	4	安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	生活環境

施策の方向	2-4 食の安全性の確保		
通番	29	主な施策 給食食品などの放射性物質濃度の測定	
目的	市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、保育園・小中学校などで使用している給食食品や市内産農畜産物等の放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要に応じた対応を行います。		

取組	内容			4年後のイメージ		
(56)給食食品などの放射性物質濃度の測定	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、給食食品や市内産農畜産物などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要な対応を行います。			保護者などに対し放射能に関する適正な情報提供を行うことで、給食食品等に関する安心・安全が確保されます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	給食食品等の測定及び、市報やHPによる結果の公表				まちづくり計画課 (経済課)	
元年度実績	平成24年度から引き続き実施している取組。子どもたちの食の安全・安心を目的として令和元年度(平成31年度)も引き続き放射性物質濃度測定を実施しました。測定結果は昨年(H30)同様基準値以下の検出値であり、市HP、市報へ掲載することで市民へ安全な食の提供が行われていることを広報しました。食品等検査件数:1,233検体 (参考:30年度 食品検査件数1,606検体)					

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	5	自転車・公共交通機関の利用促進	都市環境 地球環境
背景・目的	<p>自転車は、環境負荷の少ない乗り物として、日常的に広い年齢層で利用されています。誰もが安心して、安全に自転車に乗ることができる環境をつくるには、歩行者と自転車が安全に共存できるようにするためのまちづくりや、通行ルールの徹底、放置自転車を減少させるための方策が求められています。</p> <p>また、自家用車の利用を控え、二酸化炭素の排出の少ない電車やバスなどの公共交通機関を利用することで、交通の流れの円滑化や1人あたりの二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)をはじめとした温室効果ガスの排出抑制などの効果が期待できます。</p> <p>このため、自転車や公共交通機関の利用促進に向けた普及啓発をするとともに、自転車が安全・快適に走行できる道路空間を確保します。</p>		

施策の方向	3-1 環境に配慮したまちづくり		
通番	31	主な施策 自転車利用の推進	
目的	自転車駐車場の整備を行うとともに、自転車利用のマナーの向上やルールづくりなど、自転車利用の促進に向けた普及啓発を行います。		

取組	内容				4年後のイメージ	
(38)環境保全に関するPR	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。				イベント等でPRを行うことで市民の意識を向上します。最新の情報を提供することで効果的な啓発を行います。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
		イベント等でPR HP等で新しい情報を提供	→ 継続 →			
元年度実績	<p>国分寺まつり、環境まつりなどのイベント及び環境シンポジウム(講演会)において「環境配慮指針」の冊子、自転車利用促進のチラシ及び自転車の交通マナー・ルールのチラシの配布(国分寺まつり266部、環境まつり222部)のほか、「自転車で出かせんか」と題して自動車の利用を控えるよう市報(年1回)で広報し啓発しました。</p> <p>次年度の取組:環境負荷の少ない移動手段である自転車の利用について継続して啓発を行い、環境への負荷にどのような効果があるのかなどを盛り込んだ啓発を行っていきます。また、自転車利用の際に交通マナーの順守などを呼び掛けていきます。</p>					

取組	内容			4年後のイメージ	
(59)自転車駐 車場の整備	<p>放置自転車対策の一つとして自転車駐車場における自転車の収容台数が課題となっています。現在、国分寺駅周辺の自転車駐車場の収容台数は再開発事業開始前に比べ約500台分不足している状況です。そのため、国分寺駅周辺地区まちづくり構想で示された国分寺駅周辺での約6,000台分の自転車駐車場の収容台数を確保するため、(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場を整備し十分な自転車の収容台数を確保します。</p>			<p>(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場を整備することにより、国分寺駅周辺での自転車駐車場不足が解消され、道路上での放置自転車が減少することが見込まれます。</p>	
	年度別指標	H29 (仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場築造工事	H30 (仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場築造工事	R元(H31) (仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場の完成と運営開始	R2(H32) 事業完了
元年度実績	<p>令和元年10月29日 築造工事完了 令和元年12月1日 国分寺駅北口地下自転車駐車場開業</p>				

取組	内容			4年後のイメージ	
(60)自転車利用の ルールの周知	<p>市報・HP及び公共施設内の掲示板等で、適宜、交通安全に関する情報提供や、自転車利用のルールの周知を行います。それに加えて、交通安全教室及び啓発イベント(市民のつどい)を開催や、国分寺駅周辺で啓発ティッシュの配布(放置自転車クリーンキャンペーン)等を実施し、市民の自転車利用マナーの向上を図ります。</p>			<p>駅周辺の自転車利用マナーが守られています。</p>	
	年度別指標	H29 市報・HP及び公共施設内の掲示板等での交通安全情報の発信(適宜)交通安全教室及び啓発イベントの開催回数(5回) 国分寺駅周辺での駐車マナー啓発キャンペーンの実施(1回)	H30	R元(H31) 継続	R2(H32)
元年度実績	<p>5月の自転車月間のほか、様々な機会において市報・HP及び公共施設内に掲示するなど交通安全情報の発信を随時行いました。 中学校(全5校中、2校ずつ)での自転車交通安全教室2回のほか、国分寺まつりにて自転車シミュレータによる交通安全教室の開催1回、交通安全講話会2回、交通安全運動市民のつどい1回(2回を予定していましたが、うち1回は新型コロナウイルス対策のため開催中止)、など啓発イベントを実施しました。 また、国分寺駅周辺での駅前放置自転車クリーンキャンペーンを実施(1回)しました。 放置自転車の撤去台数については、平成30年度2,561台から令和元(平成31)年度2,293台と減少しています。</p> <p>【参考】 警視庁発表の「市内で発生した自転車事故件数」は、 27年 93件、28年 88件、29年 80件、30年 82件と減少傾向となっています。</p>				

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	5	自転車・公共交通機関の利用促進	都市環境 地球環境

施策の方向	4-1 地球温暖化対策の推進		
通番	37	主な施策 地球温暖化対策の計画的な推進	
目的	<p>市の事務事業を対象とした「国分寺市地球温暖化防止行動計画」(市役所版)に基づき、市は公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動などによって、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます。 また、地域のエネルギーの方向性などを含め、市域を対象とした総合的な地球温暖化対策実行計画(市域版)策定の検討を進めます。 さらに、市報などを通じて、市民や事業者等へ公共交通機関の利用促進、エコドライブなどの地球温暖化防止に関する普及啓発を進めます。</p>		

※通番37に関連する取組番号(38)環境保全に関するPRは、P43に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組	内容			4年後のイメージ		
(79)庁用車の使用抑制	移動手段としての徒歩・自転車の推奨や長距離移動の場合には明確な理由を文書で提出させることで、日常的な使用抑制を図ります。			庁用車の利用回数・走行距離が減り、燃料費や事故の削減にもつながります。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	契約管財課が管理する庁用車の貸出し時に他の移動手段の推奨を実施	→ 継続 →				契約管財課
元年度実績	<p>平成31年度308,360km (前年比:5,026km増の内、台風対応にともなう走行距離4,552km) ※走行距離増については、大風19号の影響による災害で千葉県館山市と長野県飯山市に災害支援に行ったため。</p> <p>契約管財課所有自転車貸出件数 平成29年度447件、平成30年度515件、平成31年度569件(前年比:54件増) 庁用車の貸し出し時に他の移動手段として、徒歩や自転車の推奨する取り組みを行い、近隣地への移動は、徒歩や自転車にする意識が職員に浸透してきた。</p> <p>次年度の取組:近隣の移動について、庁用車の使用を極力しないよう取組みを実施し、職員に自転車使用を浸透させ、さらなる自転車使用の幅を広げて行く。 (参考:30年度 庁用車の走行距離 303,334km ノーカーデー指定日使用件数 372件)</p>					

取組	内容			4年後のイメージ	
(80)地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進	「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づき、省エネ行動などを実施し、温室効果ガス排出の抑制、省資源・省エネルギーを進めます。			「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づく省エネルギーや省資源の取組の推進により、市の事務及び事業におけるCO <sub>2</sub> 排出量が着実に削減されます。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)
	平成24年度を基準として平成30年度までにCO <sub>2</sub> 排出量を15%以上削減	平成24年度を基準として平成30年度までにCO <sub>2</sub> 排出量を15%以上削減 「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」の改定	新「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」による目標値の達成	新「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」による目標値の達成	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
元年度実績	<p>地球温暖化防止のため、庁内のイントラネット掲示板での周知や、市庁舎等でのポスター掲示等を行い、職員に対し省エネ・省資源の啓発を行いました。</p> <p>各施設管理者から上下半期ごとに電気・ガスなどのエネルギー使用量の報告を求め、エネルギー使用量を把握し、平成30年度の温室効果ガス総排出量として集計し、その結果を市報やHPで公表しました。</p> <p>【内容】 平成30年度の温室効果ガス総排出量は、約11,484t-CO<sub>2</sub>であり、基準年度(平成24年度)排出量と比較して約10%(1,041t-CO<sub>2</sub>)の増加となりました。</p> <p>主な要因として、平成30年度は梅雨明けが6月下旬で、例年より1箇月早かったことと、7月23日には埼玉県熊谷市で気温41.1°Cの国内歴代1位の高温を記録した猛暑だったため、各施設でのエアコンの使用が増加しました。また、もやせるごみへの廃プラスチック混入率が上がったことなどが挙げられます。</p> <p>次年度の取組:「第三次国分寺市地球温暖化防止行動計画」の計画期間中では、温室効果ガス排出量の削減目標を達成することができませんでした。ここ数年、記録を更新する猛暑などの異常気象や、新庁舎建設の予定がある中での現庁舎への新たな省エネ機器の導入は極めて難しい状況などが要因として考えられます。</p>				

取組	内容			4年後のイメージ		
(81)グリーン購入※の推進	再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進します。毎年度「国分寺市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行うとともに、前年度の調達実績等について調査します。			庁内におけるグリーン購入の推進によって、環境負荷の少ない物品等の購入が進み、資源の有効利用と省資源化が図られます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	グリーン購入推進に向けた啓発 グリーン購入ガイドライン見直し 調達実績調査 全分野 調達率100%			継続		まちづくり計画課 (旧環境計画課)
元年度実績	<p>庁内ポスター及びイントラネットを活用し、職員に対し、グリーン購入について啓発を行いました。平成30年度の購入実績報告(13分野91品目)に基づき、調達率を算定した結果、11分野で90～100%を達成しました。この結果をHPで公表しました。</p> <p>内容としては、平成30年度実績において衣類品等の調達率が99.6%から93.5%、繊維製品等は93.3%、照明は93.0%の調達率でした。なお、やむを得ない理由によるものを除いた調達率は全分野において100%でした。</p> <p>国分寺市グリーン購入ガイドライン検討委員会で対象品目などについて検討し、令和2年度版ガイドライン(13分野90品目)を作成し、職員へグリーン購入の推進を周知しました。</p> <p>(参考: 30年度購入実績 11分野でグリーン購入90～100%達成)</p>					

※グリーン購入

・購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格、デザインだけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から積極的に購入することをいいます。コピー用紙は古紙配合率が高いもの、文具・事務用品類は再生材を利用しているものなどが挙げられます。平成13(2001)年4月にグリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)が制定され、国や地方自治体などで率先してグリーン購入を推進しています。

グリーン購入法による適合品に関するマーク

色上質紙・画用紙・色画用紙・印刷物の判断基準となるマーク

OA機器の判断基準となるマーク

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	6	歴史的景観や文化財の保全・活用	都市環境 環境教育・環境学習
背景・目的	市は、国分寺崖線や樹林地、農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡 <sup>※</sup> 、用水路などの地域資源、それまつわる歴史的景観や文化財を有しており、これらを後世に残していくことが大切です。地域の自然やそれに関わる地域の暮らしや文化を学ぶことは、郷土愛を育むとともに、自然と共存して暮らす知恵と工夫を生み出すきっかけとなることから、市の歴史・文化をテーマとした環境教育・環境学習を推進します。		

施策の方向	1-2 緑の保全		
通番	4	主な施策	
	公園・緑地の整備		
目的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備や、都市計画公園・都市計画緑地の整備を進めます。また、一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、子どもの遊び場、地域住民の憩いの場として身近な公園の設置を促進します。		

取組	内容			4年後のイメージ		
(9)歴史公園の整備	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡 <sup>※</sup> 保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。			僧寺中枢地区が市立歴史公園として供用開始され、史跡の整備・活用が適切に行われています。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
		金堂基壇復元工事(1年次目)	金堂基壇復元工事(2年次目)	僧寺中枢地区を歴史公園として供用開始	中枢部周辺地区整備工事	ふるさと文化財課
元年度実績	僧寺中枢部周辺地区のうち中門東側の整備工事が完了しました。東僧房付近に解説看板を1箇所設置した。湧水園内の池の修繕にとまない、散策用の案内図を新たに設置しました。					

※史跡武蔵国分寺跡

・741年聖武天皇の命により全国に国分寺（僧寺）と尼寺が建立され、武蔵国では国府（府中市）に近く、東へ通じる東山道武蔵路沿いの広大な平地と東西に連なる国分寺崖線の麓、豊かな湧水をもつ現在の西元町一帯に国分寺と尼寺が建てられました。歴史的に重要なことから大正11年に国史跡に指定され、現在史跡整備を少しずつ進めています。

※東山道武蔵路跡

・泉町二丁目の西国分寺住宅の東側にある東山道武蔵路跡は古代の道路遺構です。東山道武蔵路は上野国（現在の群馬県）から南下して武蔵国府に至る往環路（東山道の支路）です。発掘調査の結果、幅12mの道路跡が台地上から谷部にかけて490mの長さで確認されました。そこで計画が変更され、地下遺構を保存して現在の道路が築造されました。

取組	内容			4年後のイメージ		
(10)開発事業に伴う提供公園整備の促進	一定規模(3,000㎡)以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき身近な公園(開発区域の6%以上の面積、国分寺崖線区域の場合は8%以上の面積を確保)の設置の整備を促進します。			市立公園の設置を行うことで子どもの遊び場や市民の憩いの場、緑地の拡充が図られます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
		公園設置にあたっては、安心安全で快適な公園空間となるよう事業者との協議を実施	→ 継続			緑と建築課
元年度実績	開発事業に伴う3件の提供公園について、開発事業者と憩いの場となるよう協議をした結果、開園しました。 (内藤さつき公園、日吉町どんぐり公園、戸倉ささ公園) 次年度の取組:公園設置にあたっては、安心安全で快適な公園空間となるよう事業者との協議を実施します。					

取組	内容				4年後のイメージ	
(11)都市計画公園・緑地の新規指定	新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備を進めます。				計画的な緑地等の保全が図られます。	
	年度別指標	H29 恋ヶ窪緑地の都市計画決定(平成30・31年度で整備予定) 恋ヶ窪用水路周辺緑地の整備完了	H30 整備計画の策定着手	R元(H31) 整備計画の策定完了	R2(H32) 新規指定の検討	担当課 緑と建築課
元年度実績	<p>恋ヶ窪緑地について、用地買収、整備を行い、令和2年3月19日にリニューアルオープンしました。その結果、市民の憩いの場が広がりました。</p> <p>令和元年11月29日に、内藤さつき公園について、都市計画決定をしました。その結果、恒久的な公園の確保をしました。</p> <p>整備計画については、東京都と市区町村で改定した「都市計画公園・緑地の整備方針」及び「緑確保の総合的な方針」に位置付けました。</p> <p>次年度の取組: 姿見の池緑地の区域を拡大するために、都市計画決定を行います。</p>					

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	6	歴史的景観や文化財の保全・活用	都市環境 環境教育・環境学習

施策の方向	3-3 地域性豊かな景観の形成		
通番	36	主な施策 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	
目的	<p>国指定史跡武蔵国分寺跡などの公有化による歴史公園の整備、新たな文化財調査などにより、市内の歴史遺産及び文化財の保存・整備を進めます。</p> <p>また、文化財愛護ボランティアの養成や文化財めぐりなどのイベントの開催、観光マップなどの広報活動の充実などにより、文化財とのふれあいを推進するとともに、活用を進めます。</p>		

※通番36に関連する取組番号(9)歴史公園の整備は、P47に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組	内容				4年後のイメージ	
(74)(仮称)郷土博物館	史跡武蔵国分寺跡の整備にともない、(仮称)郷土博物館構想の具体化を図ります。				新庁舎の建設計画に保存・公開施設が位置づけられています。	
	年度別指標	H29 保存・公開施設の検討	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課 ふるさと文化財課
元年度実績	<p>おたかの道湧水園内の池の活用を図るため令和元年度に池を修繕し周辺の園路を整備しました。狭隘となっている収蔵庫の確保について、友好都市での保管等、方策について検討を行いました。「(仮)郷土博物館」については、設置場所や費用、新庁舎建設など課題が多く検討に至っていません。</p> <p>次年度の取組: 新庁舎の建設の事前協議において文化財の展示スペース設置を申し入れます。なお、「(仮)郷土博物館」の建設については、検討に至っていません。</p> <p>真姿の池について、所有者(管理者)と協議し、配水管の修繕を行います。</p> <p>友好都市である埼玉県鳩山町と協議し、町施設に遺物を収蔵します。</p>					

取組	内容			4年後のイメージ		
(75)市内総合文化財調査※	「市内総合文化財調査計画」に基づき、市内に所在するさまざまな文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護を図ります。			文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護に寄与します。		
	年度別指標	H29 市内総合文化財調査として、名勝・天然記念物等分野における本調査(1年次目)	H30 市内総合文化財調査として、名勝・天然記念物等分野における本調査(2年次目)	R元(H31) 市内総合文化財調査として、名勝・天然記念物等分野における整理・報告作成	R2(H32) 整理・報告書作成後事業完了	担当課 ふるさと文化財課
元年度実績	<p>平成30年度に実施した調査結果をもとに榎戸家水車、沖本家洋館の報告書をまとめました。平成31年度(令和元年度)は歴史的建造物に関する調査を実施しました。天然記念物の調査では市内の屋敷林を中心に14件の樹木調査を実施しました。市内の歴史的建造物について50年前の地図と現在の地図を照合し該当建造物を抽出しました。また、観光協会、健康推進課等と連携し、ウォーキングマップを作成し、市内の文化財の紹介も行っています。</p> <p>次年度の取組:令和元年度で抽出した建造物について現地調査を行います。現在まで調査した結果をもとに引き続き目録への登録を継続します。歴史的建造物の調査を継続し、目録に収録する文化財について精査します。</p>					

※市内総合文化財調査

・市教育委員会では遺跡発掘調査による考古資料、市史編さん事業による古文書、市内民俗調査による民具、社寺調査による建造物などの把握を行ってきました。一方で路傍の石造物など把握していないものも多く、それらの文化財が知らず知らずのうちに失われていく前に、あらゆる分野の文化財の所在・現状を把握するため、市内総合文化財調査を実施します。

取組	内容			4年後のイメージ		
(76)文化財とのふれあい推進	市内文化財めぐり、市外文化財めぐりなど、文化財を理解促進するイベントを実施します。			国分寺の歴史や文化財に対する理解が深まり、地域への愛着や誇りを醸成し、地域が活性化されます。		
	年度別指標	H29 市内文化財めぐり、市外文化財めぐり等の実施	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課 ふるさと文化財課
元年度実績	<p>7月27日に市外文化財めぐりを実施し、武蔵国分僧寺金堂・講堂跡の瓦等を見学した後、鳩山町にて創建時の武蔵国分寺の瓦を焼いた窯跡等の見学とミニ瓦作り体験をしました。(参加者21人)</p> <p>8月3・24日に長屋門子ども体験教室「国分寺の昔を知ろう!遊ぼう!」を実施し、昭和初期の国分寺の風景や日々の暮らしについてのお話会、昔の遊び体験、鬼瓦等のレプリカ作成体験をしました。(参加者合計19人)</p> <p>10月10日の国指定重文「木造薬師如来坐像」の御開帳に合わせて市内文化財めぐりを実施しました。(参加者29人)</p> <p>次年度の取組:新型コロナウイルスの影響により市外文化財めぐり等イベントはおおむね中止となっています。新型コロナウイルスの状況を鑑み、再開時期については対策本部の発表にもとづき適宜検討してまいります。</p>					



金堂基壇(南西側から)



取組	内 容			4年後のイメージ		
(77)広報の充実	歴史・観光マップを配布するほか、案内板などを整備します。			観光協会の各種活動・実施事業を通じて、市内外への国分寺市のPRが図られ、国分寺市の自然や歴史・文化に対する関心が高まります。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	観光案内看板の整備 観光PRイベントの実施	→ 継続 →				市政戦略室
元年度実績	<p>市観光協会にて、市民向けまち歩き事業として、10月10日の国重要文化財「木造薬師如来坐像」の開帳日に合わせ、ふるさと文化財課との共催により「市内文化財めぐり」を実施しました。市観光協会の維持管理する観光案内看板1か所の修繕も行いました。</p> <p>また、国分寺まつりをはじめとする市内外の各種イベントに出店しました。協賛(協力)事業としては、市内の様々な団体が実施するイベント等に名義後援や理事派遣を行いました。今年度は初めての事業として、2月に協会主催のシンポジウムを開催し、3月には史跡武蔵国分寺跡のサクラのライトアップを実施しました。</p> <p>府中市共同事業については、公開中の観光アプリの維持更新を実施するとともに、多言語チラシの作成・配布も行いました。本アプリの機能を生かした観光スポット等を巡るモバイルポイントラリーも引き続き実施しました。また、むさしのくに てくてくごよみトートバッグスタンプラリーも実施し、両市の見どころを楽しみながらスタンプを押し、オリジナルのトートバッグ・手拭いづくりができる企画も開催しました。さらに今年度も両市の相互交流を図るため、写真コンクール作品の共同展示会を開催しました。そして、LINEスタンプ「武蔵国スタンプ国分寺・府中」の制作も実施しています。</p> <p>次年度の取組:市を訪れた観光客が迷うことなく観光スポットを周遊できるよう観光案内板の維持管理を行います。</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大を機に生じた生活スタイルの大きな変化を捉えた観光事業の在り方やそれに対する効果的な手法についても検討する必要があります。府中市との連携に関しても継続し、コロナ禍においても両市の交流人口の増加につながる施策を検討し、観光振興を推進していきます。</p>					

取組	内 容			4年後のイメージ		
(78)文化財普及事業の推進(広報)	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信を積極的に行い、市内外からの来訪者に対する文化財の理解促進に努めます。			国分寺の歴史や文化財に対する理解が深まり、地域への愛着や誇りを醸成し、地域が活性化されます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	NHK『プラタモリ』のCG画像やICTの活用	→ 継続 →				ふるさと文化財課
元年度実績	<p>史跡指定地内の公有地化率は約78%に達しており、歴史公園の整備についても順調に進捗しています。</p> <p>観光協会、健康推進課等と連携し、ウォーキングマップを作成し、市内の文化財の紹介を行いました。</p> <p>図書館課と連携し、デジタル博物館を完成させました。</p> <p>次年度の取組:史跡指定地内の公有地化を進めるとともに新規指定に関しても適宜進め、歴史公園の整備に関しても順次進めてまいります。</p> <p>また来館者への情報発信を目的としたデジタルサイネージに関して積極的に活用しPRを図ります。</p>					

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	7	資源循環型のまちづくりの推進	地球環境
背景・目的	<p>地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)をはじめとした温室効果ガスの排出抑制、最終処分場の延命化のためには家庭ごみ(もやせるごみ、もやせないごみ)の減量が必要です。</p> <p>ごみ・資源物量全体及び1人1日あたりのごみ排出量は、減少していますが、未だにもやせるごみに資源物が混入されていることから、ごみの分別について、指導、啓発をさらに続けていく必要があります。また、ごみの有料化や個別収集システムの導入を契機にして、着実なごみ減量に向けた数値目標を設定し、実現を図る必要があります。</p> <p>さらに、市民生活、事業活動などの各段階において、ごみの発生そのものが少ない社会を目指し、ごみが資源・エネルギーとして再利用できる資源循環型のまちづくりへの転換を市民・事業者等・市が一体となって推進していきます。</p> <p>また、地球温暖化の原因となる二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)をはじめとした温室効果ガスの排出抑制のための対策として、資源循環型のまちづくりを推進します。</p>		

施策の方向	4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進		
通番	42	主な施策 ごみの減量化・資源化の推進	
目的	<p>家庭用生ごみ処理機器購入助成の普及促進、給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化、リサイクル家具の販売、陶磁器、小型家電、金物類やごみ焼却灰の再資源化、清掃指導員による分別指導などのほかに、多摩地域各市の先行事例の分析・研究を行い、ごみの減量化・再資源化を推進することによって、資源の循環、ごみ焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を進めます。</p>		

取組	内容			4年後のイメージ	
(89)生ごみ処理機器の普及促進	生ごみ処理機器(ごみけしくん、市販型)の購入費の一部を助成するとともに、啓発活動により普及を図ります。			平成30年度までに家庭のもやせるごみ-11tを目標とします。市民活動団体との協働事業による説明会の開催や、各種イベント(環境まつりなど)においての啓発活動により生ごみ処理機器の普及・促進が継続され、もやせるごみの減量につながっています。	
	年度別指標	H29 市民活動団体との協働事業による説明会の開催や、各種イベント(環境まつりなど)においての啓発活動など 生ごみ処理機器目標 推奨型 50基 市販型 100基	H30 市民活動団体との協働事業による説明会の開催や、各種イベント(環境まつりなど)においての啓発活動など 検証及び見直し	R元(H31) 市民活動団体との協働事業による説明会の開催や、各種イベント(環境まつりなど)においての啓発活動など	R2(H32) 継続
元年度実績	<p>ごみの減量のため、廃棄物減量等推進委員と協働で、国分寺まつりや各公民館・地域センター等のイベントへの参加や市報掲載、減量化・資源化の市の取組啓発を行いました。</p> <p>推奨型 2基、市販型 50基</p> <p>次年度の取組:今までの啓発活動等は継続し、市報、ホームページ等でも更なる啓発活動を強化する。</p>				


取組	内 容			4年後のイメージ	
(90)給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化	小学校や保育園の給食残さ、集合住宅及び戸建住宅(自治会単位など)の生ごみ及び家庭のせん定枝をたい肥化し、小学校、保育園の園芸や家庭菜園などでの利用を促進します。			集合住宅、自治会の生ごみのたい肥化をして、1世帯(平均2.1人)の年間の生ごみ排出量47.5kg(平成26年度)を有効活用することにより、もやせるごみの減量が推進されています。	
	年度別指標	H29 市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残さ 95tのたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化 36tの減量 ③せん定枝たい肥化 29tの減量	H30 市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残さをたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化し減量 ③せん定枝は燃料に資源化し減量 検証及び見直し	R元(H31) 市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残さをたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化し減量 ③せん定枝は燃料に資源化し減量	R2(H32)
元年度実績	小学校10校、保育園2園の給食残さ収集量86t 家庭の生ごみたい肥化累計1,114世帯 68t せん定枝搬入量 169t 給食残さとせん定枝でチップ化できたものをまぜてたい肥化したものは、家庭菜園・市民農園等の利用として配布し、もやせるごみの減量を推進しました。 たい肥配布量46t 市立第二小学校、市立第四小学校、本多公民館での生ごみ拠点収集を実施。				

取組	内 容			4年後のイメージ	
(91)ごみの減量化・資源化の推進	「一般廃棄物処理基本計画やごみ減量化資源化行動実施計画(アクションプラン)」に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。			平成30年度までに、ごみ量(もやせるごみ・もやせないごみ・粗大ごみ・有害ごみ)-1.927t(1人1日-24g)の減量、分別による資源物9.493t(1人1日8.2g)の減量ができています。	
	年度別指標	H29 水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開 1人1日あたりごみ排出量355.9g資源化率40.4%	H30 水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開 検証及び見直し	R元(H31) 水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開	R2(H32)
元年度実績	国分寺まつり、公民館や地域センターのイベントに参加し、ごみの減量の仕方などの啓発広報を継続的に実施しました。 市民のみなさんのご協力により、平成31年度 1人1日あたりごみ排出量368.2g 資源化率37.2% (参考:平成30年度 1人1日あたりのごみ排出量363.3g 資源化率37.2%)				

取組	内 容			4年後のイメージ	
(92)分別の周知・指導	市報やごみリサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員による啓発活動を行います。			平成30年度時点で、もやせるごみに混入している紙・衣類 419トン、資源プラスチック類 251トンの減量、もやせないごみに混入している資源プラスチック類 10トンの減量ができています。 継続した啓発、指導により、さらなる減量が図られています。	
	年度別指標	H29 不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施	H30 不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施 検証及び見直し	R元(H31) 不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施	R2(H32)
元年度実績	①環境対策課(旧ごみ対策課) 年間、収集会社担当者と市職員で不分別のごみの排出者に指導を行いました。不分別ごみ9,100件について注意喚起のシールの貼付けを行った。このシール貼付けにより不分別のごみは概ね解消されている。なお、不分別ごみの排出者3人(家屋又は集合住宅の場合は居室単位)には、面談のうえ指導を行いました。 ②ごみ減量推進課 環境対策課の事業になります。 (ごみ減量推進課では、ごみの分別説明会を、市民からの依頼により開催しました。)				

施策の方向	4-4 ごみの発生抑制, 減量化・資源化の推進	
通 番	43	<b>主 な 施 策</b>
目 的	ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布, 協働による分別体験説明会・イベントの開催, 資源物の集団回収の推奨, リーフレットの作成や市報などを通じて, ごみ減量や分別に関する普及啓発を進めます。	

取 組	内 容			4年後のイメージ	
(93)ごみリサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発	分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し, 啓発を行います			ごみ・リサイクルカレンダーの記載内容などの検証及び見直しを行い, より分かりやすく, ごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発がされています。	
	年度別指標	H29 ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発, 30年度版カレンダーの作成及び各戸配布 カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)	H30 ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発, 31年度版カレンダーの作成及び各戸配布 カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)	R元(H31) ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発, 32年度版カレンダーの作成及び各戸配布 カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)	R2(H32) ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発, 33年度版カレンダーの作成及び各戸配布 カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)
元年度実績	<p>①環境対策課(旧ごみ対策課) 環境対策課, ごみ減量推進課で構成する検討委員会で収集日や分別ルール, 資源物の回収方法等について協議や確認をし, また廃棄物減量等推進委員の意見も参考にして・ごみ・リサイクルカレンダーを作成し全戸配布しました。</p> <p>②ごみ減量推進課 環境対策課の事業になります。 (ごみ減量推進課では, 廃棄物減量等推進委員会よりの意見もふまえ, カレンダーの見直しに参加。)</p>				

取 組	内 容			4年後のイメージ	
(94)説明会やイベントなどの啓発活動	分別体験説明会をはじめ, 国分寺まつり, 環境まつりなどの各種イベントにおいて, 協働によるごみの減量・資源化, 分別について啓発活動を推進します。			出前講座や説明会等の開催, リサイクル情報紙の発行, アプリ・HPの充実を図ります。 また, 施設見学会, 3R講座の開催, 集団回収等の連絡会, ビデオや広報誌の活用による啓発活動が推進されています。	
	年度別指標	H29 分別説明会の実施28回 国分寺まつりなどのイベントでの啓発20回	H30 分別説明会の実施 国分寺まつりなどのイベントでの啓発 検証及び見直し	R元(H31) 分別説明会の実施 国分寺まつりなどのイベントでの啓発	R2(H32) 
元年度実績	<p>①環境対策課(旧ごみ対策課) 年度別指標がごみ減量推進課の事業の為、未記入となります。</p> <p>②ごみ減量推進課 ごみの減量のため, 廃棄物減量等推進委員と協働で, 国分寺まつりや各公民館・地域センター等のイベントへの参加や市報掲載, 減量化・資源化の市の取組啓発を行いました。 イベント(環境まつりなど) 11回 参加 1,300人</p>				

取組	内 容			4年後のイメージ	
(95)広報活動の充実	市報特集号やHP、アプリなどを通じて、ごみ減量・資源化の啓発を行います。			啓発による分別ルールの周知によって、減量及び資源化が図られています。	
	年度別指標	H29 市報やHP、アプリなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発 年1回以上広報	H30 市報やHP、アプリなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発 年1回以上広報 検証及び見直し	R元(H31) 市報やHP、アプリなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発 年1回以上広報	R2(H32) → 継続 →
元年度実績	<p>①環境対策課(旧ごみ対策課) 市報折込で「ごみ減量リサイクルだより」2回(4P)発行しました。10月15日号で、3市(国分寺市・日野市・小金井市)共同処理による新可燃ごみ処理施設試行運転開始に伴うごみ・資源物の分別の啓発、3月15日号では、清掃センターの火災原因となった、モバイルバッテリー等の分別の啓発、及び、新可燃ごみ処理施設の本格稼働について掲載しました。 市ホームページやごみ分別アプリにごみの収集日やごみの分別方法等を掲載しました。 ごみ分別アプリダウンロード数は累計31,558件でした。</p> <p>②ごみ減量推進課 国分寺まつり、公民館や地域センターのイベントに参加し、ごみの減量の仕方などの啓発広報を継続的に実施しました。 市民のみなさんのご協力により、平成31年度 1人1日あたりごみ排出量368.2g 資源化率37.2%</p> <p>次年度の取組：主に公民館、地域センターを中心に「ごみダイエットかわらばん」を配架しておりましたが、令和2年度からは、より多くの市民の方にごみ減量、資源化の情報を知っていただくために、毎年度2回の市報特集号「ごみ減量リサイクルだより」に掲載するようになった。</p>				

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	7	資源循環型のまちづくりの推進	地球環境

施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進		
通 番	44	主 な 施 策 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	
目 的	小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。 また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。		

取組	内 容			4年後のイメージ	
(96)公民館における「環境教育・環境学習」の推進	各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。			公民館で環境学習講座・講演会を継続的に実施し、多くの市民が環境について学んでいます。	
	年度別指標	H29 環境学習講座などの実施 2館以上実施	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	<p>【本多公民館】 環境講座 下水道の下水道の役割を知る～小平市ふれあい下水道館に行こう～ 小平市ふれあい下水道館にて、下水道の役割、仕組み、歴史などを映像システムやパネル展示で学習するとともに、実際に下水道管に入って体験学習等も行うことにより、水環境を大切にする意識の醸成を図りました。</p> <p>【恋ヶ窪公民館】 10月に自然講座「自然に触れる 網代編み」を開催しました。樹皮を剥ぎ取り、編める状態にするまでのプロセスや自然環境について講義を受けた後、実際にひのきの樹皮を編んで、カーテンタッセルやプレスレット、ケーブルクリップなどアクセサリ作りを行いました。この講座をきっかけに集ったメンバーが、自然講座アフターの会として、継続して活動しています。</p> <p>【光公民館】 6月に野外講座「学芸の森と武蔵野台地・ハケの歴史」を開催し、近世の新田開発や戦時中の軍事研究所、戦後の都市化という歴史をたどった東京学芸大学周辺の自然と地域変化を学びました。講義だけでなく国分寺駅北口から東京経済大学を経て小金井市環境楽習館フィールドワークを行いました。</p> <p>【もとまち公民館】 環境自然学習会 恋ヶ窪分水の自然について ～市内に残る玉川上水の分水に～ 玉川上水から分水され、国分寺市の新田開発に重要な役割を果たした恋ヶ窪分水や砂川分水についての理解を深め、自然・環境を大事にし、その保存・維持について考える契機とした。</p> <p>【並木公民館】 農業体験講座一年を通して、借りている農場で野菜の育成を行いました。 子ども農業体験講座全10回。野菜などの話を聞いた後、実際に畑で農業の体験を行いました。</p> <p>次年度の取組:各公民館で、地域特性を活かし、体験学習や自然や環境についての講座・講演会・イベントなどを行い、今後も環境教育・環境学習を継続して実施していきます。</p>				

取組	内 容			4年後のイメージ	
(97)環境に関する啓発活動	世界環境デー※(6月)に合わせ、市内全図書館で、環境問題に関する資料の展示コーナーを設置します。			環境に関する展示コーナーを設置することによって、市民の環境意識の向上が図れます。	
	年度別指標	H29 環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置	H30	H31	H32
元年度実績	6月の環境月間、世界環境デーに合わせて、5館の展示コーナーで環境に関する図書の展示・貸出を行いました。				

※世界環境デー

・6月5日を環境保全に対する関心を高め啓発活動を図る日として制定された、国連による国際的な記念日のことです。由来は、1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念しています。日本とセネガルの共同提案により国連総会で世界環境デーとして制定されました。

取組	内容				4年後のイメージ	
(98)環境学習の実施・支援	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。				環境学習・環境教育の推進に協力することで、環境に対する市民の関心を高めることができます。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	要請に応じた講師の選定・派遣 資料の提供	→ 継続 →				まちづくり計画課 (旧環境計画課)
元年度実績	<p>10月に市立第九小学校の4年生(84人)を対象に、市職員から動植物調査の説明を行い、その後国分寺市環境アドバイザー※より国分寺市内に生息する生きものについて、クイズを交えた講義を行いました。</p> <p>11月の環境ひろば※全体会(参加者10人)に、国分寺市環境アドバイザーを講師に招き、「食の安全性を考える」についての講座を開催しました。</p> <p>12月の環境まつりに環境アドバイザーを派遣し、来場者に環境について、興味・関心を持っていただくため、特設ステージにおいて、【環境漫才】を披露していただき、啓発を図りました。</p> <p>市報・ホームページにおいて、町内会等での環境学習支援のため環境アドバイザーの派遣について広報するとともに、国分寺まつり、環境まつりにおいて環境アドバイザーに関するチラシを配布(国分寺まつり266部、環境まつり222部)し利用促進を図りました。</p>					


※環境ひろば

・市民、事業者、市が一堂に介して、環境について自由に意見交換を行う場のことで、平成16年8月に設置しました。毎月1回開催し、市の環境施策に関する意見をまとめたり、環境イベントなどを通して啓発活動を行っています。

※環境アドバイザー


・市に登録している環境に関する識見者のことで、市内の団体が行う環境学習会や観察会などに対し、市から講師役として環境アドバイザーを派遣します。

取組	内容				4年後のイメージ	
(99)環境学習・啓発活動体制の推進	市内小学校の清掃センター見学、出前講座、分別説明会、環境まつりなどにおいて、子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。				ごみ問題への関心を深め、環境に対しての意識の高揚が図れ、ごみの減量化・資源につながる活動が推進しています。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回、イベント(環境まつりなど)20回、市民要望(出前講座・説明会など)15回	職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回、イベント(環境まつりなど)20回、市民要望(出前講座・説明会など)15回 検証及び見直し	職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回、イベント(環境まつりなど)20回、市民要望(出前講座・説明会など)15回	職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回、イベント(環境まつりなど)20回、市民要望(出前講座・説明会など)15回	職員が講師として啓発を実施 イベント(環境まつりなど)20回、市民要望(出前講座・説明会など)15回	①環境対策課 (旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
元年度実績	<p>①環境対策課(旧ごみ対策課) 工場見学を計15回実施しました。 内訳:市内小学校9校977人・親子施設見学会4回6人 環境まつり2回65人 ごみ分別よろず相談所:ごみ分別説明会を11回実施しました。 内訳:よろず相談所8回1,261人・分別説明会 3回39人</p> <p>②ごみ減量推進課 市民からの依頼により出前講座やごみ分別説明会などを実施。国分寺まつりや各公民館・地域センター等のイベントへの参加、減量・資源化の市の取組啓発を行いました。 イベント(環境まつりなど) 11回 参加人数 1,300人</p>					

取組	内容				4年後のイメージ	
(100)3R講座の開催※	市のごみの現状と処理について理解し、市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3R講座を開催します。				3R講座修了者が廃棄物減量等推進委員となって、市と協働で地域のごみ問題の解決に向けて啓発活動に広く取り組んでいます。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
		3R講座の開催 全10講座開催参加者目標30名	3R講座の開催 全10講座開催参加者目標30名 検証及び見直し	3R講座の開催 全10講座開催参加者目標30名		
元年度実績	ごみの現状、焼却施設や最終処分場の見学、分別体験、講演会、イベント参加などのプログラムを用意し、6回講座として開催。地域のごみ問題を解決するボランティアリーダーの育成を行いました。講座受講者20人、修了者18人、うち8人国分寺市廃棄物減量等推進委員を委嘱しました。					

※3R講座

・3RとはReduce（リデュース：減量する・ごみの発生抑制）、Reuse（リユース：再使用する）、Recycle（リサイクル：再資源化）の英語のRの頭文字を3つとった略語のことです。この講座は、市民を対象に市のごみの現状、リサイクルの現状と処理について理解し、市民と行政の役割分担を明確にし、ごみ減量のボランティアリーダー（廃棄物減量等推進委員）を要請するために実施しています。

取組	内容				4年後のイメージ	
(101)清掃センターの見学受入	社会科見学、夏休み親子見学会や環境まつりなどにおいて、ごみの発生から中間処理、最終処分までの過程を講義するとともに、焼却施設などを見学することで、ごみの排出抑制、減量化・資源化を考える機会を提供します。				ごみ・資源物の処理の流れや焼却施設を見学することによって、子どもから大人までの世代でごみの減量や資源化の意識が高まっています。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
		夏休み親子見学会・環境まつりでの見学会の実施6回以上				
元年度実績	①順調					

取組	内容				4年後のイメージ	
(102)清掃センターの見学実施	小学3～4年に実施する、「わたしたちの国分寺」という授業の中で、ごみの流れを取り上げ、清掃センターの見学を実施します。				ごみ分別、ごみの減量に対する正しい理解と行動がとれる児童を育て、ひいては、自然環境への関心を育みます。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
		小学校全10校で実施(単年)				
元年度実績	小学校4年生の社会科授業において、社会科副読本「わたしたちの国分寺」にある「くらしとごみ」の単元で、ごみの分別や処理方法などについて学びました。また、清掃センターを見学し、環境意識の向上を図りました。					



取組	内 容			4年後のイメージ	
(103)全庁的な取組の実施	「環境基本計画実施計画」、「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」、「グリーン購入基本方針」を柱に、庁内イントラネット、ポスター掲示、職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し、全庁的な取組を進めます。			ポスターの掲示や庁内イントラネットによる啓発を行うことで、職員の環境意識を向上することができます。	
	年度別指標	H29 ポスターや庁内イントラネットの活用による職員への啓発 新任研修での啓発	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	<p>市報(1日・15日号)の最下部の帯に、環境への配慮や取組みの掲載とともに、国などが定める、「環境月間」や「生物多様性の日」「地球温暖化防月間」などに合わせて記事を掲載及び庁内掲示板へ温暖化防止やグリーン購入等に関するポスターを掲示することで環境に関する情報にふれる機会を増やしました。</p> <p>また、新入職員研修(約28人)において、市の環境施策等について説明し周知を図りました。</p> <p>次年度の取組:環境への配慮や取組みを、庁内イントラネット及び庁内掲示板でのポスター掲示を通じて毎月広報し、職員の環境配慮行動を促進するため、今後も継続します。</p>				



令和元年度7月ポスター

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	8	環境負荷の少ないライフスタイルの促進	地球環境 環境教育・環境学習
背景・目的	<p>地域全体でエネルギーや二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)を抑制するためには、節電・省エネルギーの推進に欠かせず、住宅・建築物や都市、交通などをエネルギーやCO<sub>2</sub>排出の少ないものへと変えていくまちづくりが求められています。</p> <p>東日本大震災を契機に、節電や省エネルギーに対する市民の意識が高まっていることから、こうした機運をとらえ、地球温暖化防止に向けた二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)をはじめとした温室効果ガスの排出抑制と、エネルギー利用効率のよい環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。日常的に温室効果ガスの発生やエネルギーの無駄な消費を抑えるとともに、家庭や事業所でも取り組める方策として、太陽光発電、太陽熱利用システム、コージェネレーション<sup>※</sup>、蓄電装置などの積極的活用や、省エネルギー型の製品への転換などを進めることも重要になっています。</p>		

※コージェネレーション

・熱と電力を同時に供給する、熱電供給システムのことです。電力と排熱の両方を有効利用することで省エネルギーと二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)排出量の削減ができます。

施策の方向	4-2 省エネルギー・省資源の促進		
通番	39	主な施策 省エネルギー・省資源行動の促進	
目的	<p>家庭におけるエネルギー使用量、二酸化炭素排出量を月1回記録することで、省エネルギーの意識を高める手段としての「環境家計簿」を普及拡大するとともに、市報やホームページなどを通じて、家庭や事業所等における具体的な節電対策、省エネルギー機器に関する情報など、省エネルギー・省資源に関する情報提供を行います。</p>		

※通番39に関連する取組番号(38)環境保全に関するPRは、P43に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組	内容				4年後のイメージ	
(84)環境家計簿の普及啓発	市民の省エネルギー・省資源などの意識を高める手段として、環境家計簿の普及啓発を推進します。				環境家計簿モニターを実施することで、環境家計簿をつけるきっかけを作ることができ、省エネルギー・省資源の取組が推進できます。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	環境家計簿モニター制度の実施					まちづくり計画課 (旧環境計画課)
元年度実績	<p>夏期(7月～9月)・冬期(12月～2月)の2回環境家計簿モニターを募集しました。</p> <p>夏期 20世帯 うち前年比二酸化炭素排出量削減世帯 14世帯 冬期 21世帯 うち前年比二酸化炭素排出量削減世帯 14世帯</p> <p>希望者には家電製品の使用電力が計測できるワットモニターを無料貸し出ししました。</p> <p>市報(年2回)・HP・環境ひろばニュース(環境ひろば広報紙)及びツイッターなどでモニター募集を呼びかけ、ポスター及びチラシを作成し、公共施設への配架や国分寺駅南北自由通路内掲示板と、ぶんバス車内へポスター掲示(全ルート)、cocobunjiプラザ電子掲示板および市民課電子掲示板への掲示を行いました。</p> <p>国分寺まつりや環境まつりでは、省エネ行動につながるよう、家庭における省エネのヒントが掲載されたリーフレット(やってみよう!冬の省エネ:東京都環境局)を配布(約500部)しました。</p> <p>次年度の取組:新型コロナウイルスの影響により、在宅の時間が増えたことにより、市民の節電・節ガスなど省エネに関する意識が変わりつつある中で、環境家計簿の有効性をPRし、より多くの世帯に参加いただけるように引き続き、実施していきます。</p>					

施策の方向	4-3 再生可能エネルギー <sup>※</sup> の導入・創エネルギー <sup>※</sup> の推進	
通 番	40	主 な 施 策 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
目 的	新たに公共施設を整備する際は太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図ります。 家庭においては、太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器などの設置費用の一部を助成することで、再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進し、エネルギーの有効利用、地球温暖化対策を進めます。	

※再生可能エネルギー

・石炭や石油などの化石燃料によらず、永続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを利用するエネルギーの総称のことをいいます。

※創エネルギー

・東日本大震災以降、震災時における自立電源として、太陽光や風力などの再生可能エネルギー、家庭用燃料電池コージェネレーション（熱電供給）機器などが注目されています。本計画では上記機器から発電されるエネルギーを創エネルギーと呼びます。

取 組	内 容			4年後のイメージ	
(85)公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	公共施設の新設・大規模改修に際して、再生可能エネルギー・創エネルギー機器の設置を推進します			公共施設に再生可能エネルギー・創エネルギー機器を設置することでエネルギーの有効利用を進めることができます。	
	年度別指標	H29 公共施設の新設・大規模改修の際に実施	H30 継続	R元(H31) 継続	R2(H32) 担当課 まちづくり計画課 (旧環境計画課)
元年度実績	再生可能エネルギー・創エネルギー機器導入はありませんでした。 令和元年度は、施設の新設や改修時に省エネルギー機器の導入等について検討を行うための「環境配慮チェックシート」の提出がありませんでした。(対象工事件数8件)引き続き庁舎への環境配慮について検討していきます。 次年度の取組:全庁的に広報等を行い、環境配慮チェックシートの提出を促し、再生可能エネルギーや創エネルギー以外にも、環境への配慮を実施できるよう担当課との調整を実施します。				

取 組	内 容			4年後のイメージ	
(86)住宅用太陽光発電機器等設置助成 <sup>※</sup>	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減、省資源・省エネルギーの推進のため、家庭向けの創エネルギー機器設置費用の一部を助成します。			家庭における太陽光発電等の再生可能エネルギーや創エネルギー機器の導入によって、温室効果ガス(CO <sub>2</sub> 換算)排出量の削減を行うことができます。	
	年度別指標	H29 太陽光発電機器・燃料電池・ガス発電給湯器の設置助成実施	H30 継続	R元(H31) 継続	R2(H32) 担当課 まちづくり計画課 (旧環境計画課)

元年度 実績	<p>二酸化炭素の排出削減、自立した電源の確保を目的として、住宅用太陽光発電機器等設置について助成をしました。 申請件数164件、交付決定件数164件(延996件) (内訳) 太陽光発電機器30件(延356件)燃料電池コージェネレーション機器(エネファーム)128件(延634件) 太陽光・燃料電池の併用6件 市報やHPのほか、国分寺まつりや環境まつりなどで制度案内のチラシを配布するなどPRを行い利用促進を図りました。</p> <p>次年度の取組:近年、大規模宅地開発などにおいて、燃料電池(エネファーム)を設置した新築戸建て住宅の販売などにより、申請件数が年々増加傾向にあります。今後も創エネルギー機器の設置は、地球温暖化防止対策として有効な手段の一つであるため、継続して実施します。</p> <p>(参考:30年度 申請件数156件 交付決定件数156件 太陽光発電機器43件 燃料電池コージェネレーション機器(エネファーム)102件 ●太陽光・燃料電池の併用11件</p>
-----------	--

※国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成

・二酸化炭素の排出削減、自立電源の確保を目的として、自家消費用として新たに太陽光発電機器、燃料電池コージェネレーション機器を設置する住宅の所有者に助成金の交付を行います。

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	8	環境負荷の少ないライフスタイルの促進	地球環境 環境教育・環境学習

施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進		
通番	44	主な施策 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	
目的	小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。 また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。		

※通番44に関連する関連する取組番号(96)~(103)は、P55~P58に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

(96)公民館における「環境教育・環境学習」の推進・(97)環境に関する啓発活動・(98)環境学習の実施・支援・(99)環境学習・啓発活動体制の推進・(100)3R講座の開催・(101)清掃センターの見学受入・(102)清掃センターの見学実施・(103)全庁的な取組の実施

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	8	環境負荷の少ないライフスタイルの促進	地球環境 環境教育・環境学習

施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進		
通番	46	主な施策 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり	
目的	環境に関するイベントや講座の開催、環境関連図書の設置、環境施策の取組状況などを示した「環境報告書」の公開など、環境学習に関する情報提供を進めます。 また、市民や学校などと連携しながら、子どもだけでなく大人にも有効な学習教材やプログラムづくりを進めます。		

※通番46に関連する取組番号(38)環境保全に関するPRは、P43に取組・実績等を記載していますのでご参照

取組番号(98)環境学習の実施・支援は、P56に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

重点プロジェクト	番号	重点プロジェクト名	環境分野
	9	環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	環境教育・環境学習
背景・目的	<p>環境負荷の少ない持続可能な社会を次世代の子どもたちへ継承していくためには、一人ひとり、各事業所が環境に配慮した行動を実践し、広く展開していくことが重要です。</p> <p>また、公民館や自治会、町内会などで地域のお祭りや懇談会、クリーン運動、地域の学校づくりなどの中に環境教育・学習を取り入れることで、自然なかたちで省エネルギーや省資源、ごみ減量などの意識が高まり、地域社会のつながりやふれあいを深めながら環境面の活動の推進も図ることができます。</p> <p>このように、地域での環境面における参加と協働の機会を通じ、地域への関心・理解を深め、課題解決の実践・体験を基本とする環境教育・環境学習を展開していきます。</p>		
施策の方向	5-2 人づくり, 仕組みづくり		
通番	48	主な施策 環境教育・環境学習の機会の促進	
目的	環境に関する意見交換会を行う場である「環境ひろば」の活動、地域の課題を地域で考える「地域・団体交流会」の開催、地域住民の環境学習会へのアドバイザーの派遣など、市民、事業者等、市が協働して環境教育・環境学習を促進します。		

取組	内容			4年後のイメージ		
(68)地域づくり	コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。			多くの市民による参加と協働が推進され、地域コミュニティが活性化します。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	地域・団体交流会等の実施自治会町内会連絡会の実施(年3回)					協働コミュニティ課
元年度実績	<p>自治会・町内会における地域の課題の共有や、市から地域に対する有用な情報提供を行うため、自治会・町内会連絡会を年3回(各2日間、第3回は1日)実施し、合計178団体、210人(第1回71団体83人、第2回62団体72人、第3回45団体55人)の自治会長・町内会長が参加しました。</p> <p>また、団体間の交流を主目的とした「こらぼdeサロン」を年2回開催し、合計23団体、80人が参加したほか、団体向け講座を年1回実施し、合計9団体、18人の参加をいただいております。団体間の交流や市民活動の活性化を図ることができました。</p> <p>次年度の取組: 団体交流会等の実施自治会町内会連絡会の実施(年3回)</p>					

※通番48に関連する取組番号(98)環境学習の実施・支援は、P56に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(109)環境ひろばの開催	環境ひろばを開催し、市民、事業者等、市の環境に関する意見交換を行い、環境学習を促進します。また環境シンポジウムを開催するなど、市民や事業者等への啓発活動を推進します。				環境ひろばを通じて、市民・事業者等・市の環境に関する意見交換が図られ、環境教育・環境学習の機会の促進が図られます。	
平成27年度 環境シンポジウムの参加者満足度 83%	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
		環境ひろばの開催 環境シンポジウムの開催	環境ひろばの開催 環境シンポジウムの開催 (参加者の満足度86%)	環境ひろばの開催 環境シンポジウムの開催	環境ひろばの開催 環境シンポジウムの開催 (参加者の満足度88%)	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
元年度実績	<p>毎月、第3日曜日(午前)に環境ひろばを開催し、環境に関する意見交換等を行いました。開催回数：11回/年(新型コロナウイルス感染症対策のため1回(3月)中止)参加人数：121人/年</p> <p>【国分寺市制施行55周年記念】第15回国分寺市環境シンポジウム</p> <p>開催日：令和2年2月8日(土)会場：リオンホール(cocobunji WEST 5階)</p> <p>テーマ「緑あふれるまちを目指して ～都市農業の保全・活用～」基調講演講師：渡辺 誠さん(東京農工大学 准教授)基調講演テーマ：「緑あふれるまちを目指して ～農業振興による環境の保全について～」取組事例紹介講師：中村 克之さん(国分寺中村農園)講演テーマ：『一番近い畑から一番おいしい野菜を ～国分寺中村農園の挑戦～』参加者満足度93.6%来場者数 100名アンケート回収枚数47枚</p>					

施策の方向	5-2 人づくり, 仕組みづくり	
通 番	49	主 な 施 策 地域リーダーの育成, ネットワーク化の支援
目 的	わんぱく学校※などを通じて、人とかかわりを大切にしたい豊かな地域づくりを担う青少年地域リーダーの育成を進めるとともに、環境教育・環境学習に取り組んでいる環境団体の連携、ネットワークづくりを支援します。	

※わんぱく学校

・体験学習や仲間との交流を通して、子どもたちの感受性・人間性を伸ばし、青少年リーダーとしての資質を育てることを目的に野外活動・ボランティア活動・体験学習を実施しています。

※通番49に関連する取組番号(98)環境学習の実施・支援は、P56に取組・実績等を記載していますのでご参照ください。



環境シンポジウム（基調講演）

取組	内容				4年後のイメージ		
(110)青少年地域リーダーの育成	豊かな地域づくり・活性化のため、お年寄りから子どもまでの橋渡し役を担う青少年を育成します。				青少年地域リーダー講習会※受講者を中心に、中学生、高校生が地域の事業の運営に係わっています。		
	年度別指標	H29 青少年地域リーダー講習会参加人数20人(単年)5回実施	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課	
元年度実績	<p>開催計画回数8回、実施回数8回、参加人数19人</p> <p>4月13日 ひかりプラザにて開講式の後、青少年リーダー初心者講習を行った。</p> <p>5月12日 都立野川公園にてわんぱく学校のレクリエーションを実施した。</p> <p>6月9日 ひかりプラザにてわんぱく学校のウォークラリーでブースの1つを担当し、運営した。</p> <p>7月7日 ひかりプラザにて宿泊実習でのレクリエーションの練習をした。</p> <p>7月28日～30日 友好都市長野県飯山市でのわんぱく学校宿泊実習にて、青少年委員を補佐し、青少年地域リーダーの役割を実践的に学んだ。</p> <p>10月5日 市民スポーツセンターでの障害者運動会・お楽しみ会にてボランティア体験をすることで、地域の方々と共に活動することを学んだ。</p> <p>10月27日 市立第一中学校にて中央地区まつりに参加「ふいっしんぐラブ」ブース出展をした。</p> <p>1月12日 青少年育成北地区委員会のどんど焼きにボランティア参加することで、地域の風習や歴史に親しんだ。また、閉講式で一年間の活動の総括を行った。</p> <p>宿泊実習やデイキャンプにおいて、無駄のない食材の使い方や薪を使うことによる電力との違いを学ぶことで、省エネルギーや省資源の必要性について学習することができた。</p> <p>(参考:30年度 参加者・修了者7人 6回実施)</p>					継続	社会教育課

※青少年地域リーダー講習会

・子どもからお年寄りまでの橋渡し役となり、豊かな地域づくりに貢献できる青少年を育成するため、中学生・高校生を対象に、次世代の地域リーダー育成の講習会を実施しています。

取組	内容				4年後のイメージ		
(111)わんぱく学校	わんぱく学校の活動の中で地域の美化・環境活動などに参加します。				わんぱく学校を通じて、児童や生徒が体験学習や人との交流を経験することで、国分寺市を理解する機会を与え、郷土愛が育っています。		
	年度別指標	H29 参加者40人(単年)野外活動、ボランティア活動、クリーン運動など11回実施	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課	
元年度実績	<p>開催計画回数11回 実施回数10回 参加人数41人</p> <p>4月14日 市立第四小学校で開校式の後、仲間づくりレクリエーションを行った。</p> <p>5月12日 都立野川公園にてデイキャンプ(火おこし体験、救急法講習)を実施した。</p> <p>5月26日 市立第四小学校及び西元町三丁目近辺畑にて赤米の歴史を学び、赤米の糰まきをした。</p> <p>6月9日 ひかりプラザにて調理実習とウォークラリーを実施した。</p> <p>7月7日 ひかりプラザにて調理実習と宿泊実習の事前説明会を実施した</p> <p>7月28日～30日 友好都市長野県飯山市での宿泊実習をし、森林整備体験や飯山市の児童とのキャンプファイヤーを実施した。</p> <p>9月8日 ひかりプラザで地域老人会と、国分寺音頭や昔遊びでの異世代交流を実施した。</p> <p>9月29日 市立第四小学校及び西元町三丁目近辺畑にて、赤米の収穫とわら細工を実施した。</p> <p>11月10日 ハンディキャップ学習と障害者スポーツ体験(ポッチャ)を実施した。</p> <p>12月8日 羽村の堰からひかりプラザまでの約20kmを歩き、江戸の飲料水を支えていた玉川上水の歴史を学んだ。</p> <p>宿泊実習やデイキャンプにおいて、無駄のない食材の使い方や薪を使うことによる電力との違いを学ぶことで、省エネルギーや省資源の必要性について学習することができた。</p> <p>(参考:30年度 11回 参加者37人)</p>					継続	社会教育課

取組	内 容				4年後のイメージ	
(112)まちづくりセンターの運営	まちづくり条例に基づく「まちづくりセンター」の事業を実施し、都市計画・まちづくりに関する講座や相談会の実施のほか、「まちづくり協議会設立」「まちづくり計画策定」の支援などを行うことで、市民主体のまちづくりを推進します。				まちづくりセンター事業を実施することで、市民主体及び市との協働まちづくりの促進が図られます。	
	年度別指標	H29 まちづくりセンター事業の実施 (都市計画・まちづくりに関する講座・相談会、まちづくり協議会設立などの支援)	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課  まちづくり推進課
元年度実績	<p>まちづくり条例第85条に基づくまちづくり支援機関として「まちのデザインセンター」業務を開始しました。</p> <p>まちの課題の解決や、市民主体のまちづくりの支援方策を検討する、「まちづくり推進会議(開催:4回,構成:識見者6人)」を開催しました。</p> <p>まちづくりの担い手育成のための連続講座「こくぶんじカレッジ(全6回,受講者:38人)」を市民団体との協働事業により実施しました。最終回では、受講者が考えたまちを魅力的にするプロジェクトの公开发表会及び交流会を開催し、58人の一般参加者がありました。</p> <p>市民主体のまちづくりの支援は、国分寺高校東通り周辺地区交通安全まちづくり協議会へ3回出席し、助言等を行いました。</p>					



こくぶんじカレッジ成果展示会の様子



## (参考)第4章具体的施策の見方

### 環境分野と基本方針

#### 【自然環境】基本方針: 緑と水が調和した潤いのあるまち

##### 1-1 緑と水のネットワークの形成

##### 施策の方向

##### 重点プロジェクトとの関係

重点プロジェクトとの関係	I 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	
通番	1	主な施策
	拠点となる緑や水辺の保全・整備	主な施策の内容
目的	国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地, お鷹の道・真姿の池湧水群, 沿道及び周辺の緑, 水辺とのネットワークの形成を図ります。 また, 国3・2・8号線や野川整備事業, 都市計画道路などの整備にあたっては, 連続性のある新たな緑の創出を図り, 沿道及び周辺の緑, 水辺とのネットワークの形成を図ります。	

##### 関連する主な施策

#### ●拠点となる緑や水辺の保全・整備

第3章の重点プロジェクトの中で既に掲載された取組については紙面の都合上, 年度別指標や実績を省略しています。取組の横にある重点プロジェクトの参照ページをご覧ください。

取組	重点プロジェクト1 (P●参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(1)真姿の池湧水群の保全・維持管理		
取組内容	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき, 指定地内の湧水及び雑木林景観の保全, 維持管理を行います。		

環境基本計画実施計画(中期)における具体的施策の取組番号・取組名・内容

中期の実施計画期間の平成29年度から令和2年度までの取組指標です。指標について数値化が可能なものは数値化しています。

各取組の4年後(令和2年度まで)の成果イメージを記載しています。

取	内 容				4年後のイメージ	
(8)保存樹木・保存樹林地の指定  保存樹林地19件、保存樹木325件(予定)	貴重な樹木などについては、「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て保存樹木などの指定を行い、保全します。				緑保全を推進し、市民の緑化意識の向上が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課  緑と建築課
保存樹木などの指定継続 広報活動としてHPでの呼びかけ 年1回以上		年度ごとの取組内容・目標について記載しています。 継続				
29年度実績	保存樹林地の指定19箇所(25910.41㎡)継続 保存樹木の指定310件 HPの呼びかけ				年度別指標に対しての実績について記載しています。また、取組内容等に変更がある場合や実績に対して次年度以降での取組等について記載しています。	

## 第4章 具体的施策【令和元(平成31)年度実績】



### 【自然環境】基本方針1: 緑と水が調和した潤いのあるまち

#### 1-1 緑と水のネットワークの形成

重点プロジェクトとの関係		I 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
通番	1	主な施策 拠点となる緑や水辺の保全・整備
目的	国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。 また、国3・2・8号線や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。	

取組	重点プロジェクト1(P20参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(1)真姿の池湧水群の保全・維持管理		
取組内容	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。		

取組	重点プロジェクト1(P21参照)	担当課	①まちづくり推進課 ②緑と建築課
	(2)国分寺崖線の保全		
取組内容	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例による整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように指導します。		

取組	重点プロジェクト1(P22参照)	担当課	緑と建築課
	(3)湧水及び地下水の保全・活用		
取組内容	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。		

取組	重点プロジェクト1(P22参照)	担当課	緑と建築課
	(4)エクス山等市民協議会との協働による緑地保全		
取組内容	エクス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。		

取組	重点プロジェクト1(P23参照)	担当課	緑と建築課
	(5)市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理		
取組内容	姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の適正な維持管理を市民団体と協働で行います。		

取組	重点プロジェクト1(P23参照)	担当課	まちづくり計画課(旧都市企画課)
	(6)緑のネットワークの創造		
取組内容	都市計画道路3・2・8号線の環境施設帯や国3・4・6号線の街路樹などの緑をつなげて、緑のネットワークを創造します。		



西恋ヶ窪緑地(通称:エックス山)



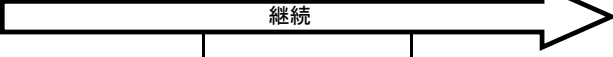
姿見の池緑地

## 1-2 緑の保全

重点プロジェクトとの関係		—
通番	2	主な施策 樹林地などの適切な維持管理
目的	市内の公有化した樹林地や、街路樹などの緑は、防犯面や景観面等から、適切に維持管理を行います。保存指定樹林地については、所有者に適切な維持管理の協力を依頼します。	

取組	内容				4年後のイメージ	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
(7)緑地の保全	樹林地や崖線緑地の適切な維持管理を行います。				安全・安心で隣地状況等に配慮した適正な管理が図られた緑地保全ができます。	
	樹林地6箇所(はけ通り樹林地・平兵衛樹林地他)及び崖線緑地6箇所(国分寺崖線緑地の西町地域、東元町地域の一部他)のせん定、伐採、除草など					緑と建築課
元年度実績	<p>はけ通り樹林地・平兵衛樹林地、日吉町開放樹林地、西町たいない堀緑地、西恋ヶ窪緑地、恋ヶ窪樹林地の樹木せん定、伐採、草刈等を実施し、緑地の保全に努めました。(6箇所)</p> <p>国分寺崖線緑地保全地域(東元町、西元町、泉町、西町4丁目、西町5丁目、西恋ヶ窪1丁目の一部)のせん定、伐採、草刈等を実施し、緑地の保全に努めました。(6箇所)</p> <p>次年度の取組: 樹林地及び国分寺崖線緑地保全地域の樹木、植生管理を適切に行います。</p>					

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	3	主な施策 保存樹木等の指定
目 的	既存の保存樹木・保存指定樹林地については、引き続き「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき継続指定します。 また、市内に残る貴重な樹木については、所有者の同意を得ながら、保存樹木の追加指定を行います。	

取 組	内 容			4年後のイメージ	
(8)保存樹木・保存樹林地※の指定	貴重な樹木などについては、「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て保存樹木などの指定を行い、保全します。			緑保全を推進し、市民の緑化意識の向上が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)
保存樹林地19件、保存樹木325件(予定)	保存樹木などの指定継続 広報活動としてHPでの呼びかけ 年1回以上				緑と建築課
元年度実績	<p>保存樹林地の指定を19箇所(25,268.27㎡)継続しました。 (区域を1件拡大し、1件縮小して合計で68.36㎡増加) 保存樹木の指定を320本継続しました。 (新規16本、解除17本) HPのほか、自治会・町内会への広報を1回実施した結果、上記のとおり新規登録がありました。</p> <p>次年度の取組: 既存の保存樹木・保存樹林地については、引き続き「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき継続指定します。 また、市内に残る貴重な樹木については、所有者の同意を得ながら、保存樹木の追加指定を行います。</p>				

※保存樹木・保存樹林地

・所有者の同意のもと、都市の美観風致を維持するため、市が保存の必要があると認めて指定した樹木または樹林地のことです。「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、市は保存樹木に対する奨励金や補助金を交付し、所有者には、樹木せん定等の適切な維持管理に努める義務が生じます。

重点プロジェクトとの関係		6 歴史的景観や文化財の保全・活用
通 番	4	主な施策 公園・緑地の整備
目 的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備や、都市計画公園・都市計画緑地の整備を進めます。 また、一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、子どもの遊び場、地域住民の憩いの場として身近な公園の設置を促進します。	

取 組	重点プロジェクト6(P47参照)	担当課	ふるさと文化財課
取組内容	(9)歴史公園の整備		
取組内容	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。		

取 組	重点プロジェクト6(P47参照)	担当課	緑と建築課
取組内容	(10)開発事業に伴う提供公園整備の促進		
取組内容	一定規模(3,000㎡)以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき身近な公園(開発区域※の6%以上の面積、国分寺崖線区域の場合は8%以上の面積を確保)の設置の整備を促進します。		

※開発区域

・開発事業に係る土地の区域のことで、土地利用を行う範囲を指します。

取組	重点プロジェクト6(P48参照)	担当課	緑と建築課
	(11)都市計画公園・緑地の新規指定		
取組内容	新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備を進めます。		

重点プロジェクトとの関係		I 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	
通番	5	主な施策	
		協働による維持管理	
目的	エクス山等市民協議会による維持管理作業、地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など、市民主体の緑のまちづくり活動を促進し、協働による維持管理を進めます。		

取組	重点プロジェクト1(P22参照)	担当課	緑と建築課
	(4)エクス山等市民協議会との協働による緑地保全		
取組内容	エクス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。		

取組	重点プロジェクト1(P24参照)	担当課	緑と建築課
	(12)近隣住民による公園の維持管理 累計26団体、33公園(予定)		
取組内容	エクス山等市民協議会による維持管理作業、地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など、市民主体の緑のまちづくり活動を促進し、協働による維持管理を進めます。		



### 1-3 まちなかの緑化

重点プロジェクトとの関係		—
通番	6	主な施策 公共施設の緑化
目的	市庁舎や公民館などの公共施設はまちなかの拠点施設であり、こうした施設においては、草花や樹木などの植栽、屋上緑化や壁面緑化を進めるとともに、小中学校においては校庭芝生化やビオトープ整備など、公共施設の緑化の検討を進めます。	

取組	内容			4年後のイメージ		
(13)協働による緑化	市民と協働し公民館敷地内の緑化を行います。			協働による緑化(グリーンカーテンなど季節の植栽)が行われ、公民館敷地内の植栽が増えています。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	協働による緑化の実施4館以上	→ 継続				公民館課
元年度実績	<p>【本多公民館】 平成30年度に引き続き自主グループのメンバーだった市民有志が月1回程度花壇等の維持を行い、美観の確保に努めました。また、中庭の活用及び緑化推進を図るため、中庭の整備を市民とともに考え、整地を行い、植木を置く台を完成させました。</p> <p>【恋ヶ窪公民館】 主催講座から生まれた自主グループと一緒に、公民館中庭にプランターを設置して、赤米の栽培により市民が集う環境整備に寄与しました。また、赤米収穫後は市民からパンジーの寄付をいただき、玄関先と中庭に置いて美観をはかりました。</p> <p>【光公民館】 敷地内の花壇は公民館運営サポート会議のメンバーで植え替えを行い、緑化に努めています。</p> <p>【もとまち公民館】 毎年南側の壁面(ゴーヤ)と事務室窓面(朝顔)にまちづくり計画課から種をもらい緑のカーテンを行いましたが、猛暑のため枯れてしまいました。 また、敷地内の花壇は公民館活動グループ「みどりのゆびの会」が花壇のお世話をしてくれています。</p> <p>【並木公民館】 「くぬぎ教室」において、公民館敷地内に「くぬぎファーム」として、小さな畑を作り、スタッフの指導をいただき参加者に種まきや収穫体験をしてもらっています。</p> <p>次年度の取組:すでに協働による緑化について実施している4館(本多・恋ヶ窪・もとまち・並木)については、継続した取組を行います。 光公民館では、現在行っている緑化活動を、市民と協力して行えるよう、事業等の企画を検討します。</p>					

取組	内容			4年後のイメージ		
(14)学校の緑化	東京都の苗木生産供給事業を活用して、小中学校の緑化を進めます。			東京都の苗木生産供給事業を活用して、継続的に小中学校の緑化することで、子どもたちが緑に触れる機会が広がります。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	サツキやツツジなどの苗木による緑化の実施5校以上	→ 継続				教育総務課
元年度実績	<p>東京都の「苗木生産供給事業」においては、希望する各小中学校(四小、八小、一中、三中)へ苗木をもらい配布することができました。</p> <p>次年度の取組:実施校は4校で、指標に掲げる5校以上という目標には達しなかった。引き続き、小中学校に積極的な呼びかけを行っていきます。 (参考:30年度 計0校(基準に達しなかったため東京都より苗木がもらえませんでした))</p>					

取組	内 容			4年後のイメージ		
(15)学校の緑化支援	緑の募金の交付金で小中学校に球根や苗などを配布し、学校の緑化を進めます。			多くの市民が集まる学校の緑化推進が図られます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
	パンジー、チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施5校以上に配布	→ 継続				緑と建築課
元年度実績	<p>緑の募金事業を利用して、市内の小中学校からの要望に基づき、チューリップ、パンジー、ビオラなどの球根や苗を9校に配布しました。その結果、学校での緑化推進が図られました。</p> <p>次年度の取組：パンジー、チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施5校以上に配布します。</p> <p>(参考：30年度 一小、二小、三小、四小、八小、十小、一中、三中、五中、計9校)</p>					

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	7	主 な 施 策
		民有地の緑化
目 的	<p>緑豊かなまちを形成するためには、樹林地や都市農地などのほかに、新たな緑の創出が必要となります。既存の住宅地では、防災面や景観面などから生け垣造成を促進するため、「生け垣造成補助金交付制度<sup>*</sup>」に基づき、その費用の一部を助成し、沿道緑化を図ります。</p> <p>また、開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、開発区域内の緑化を指導し、良質な緑の創出を促進します。</p> <p>その他、「市の花(さつき)」や国分寺ブランドの植木など緑に関する情報は、ホームページなどで普及啓発を行います。</p>	

取組	内 容			4年後のイメージ		
(16)開発事業に伴う緑化の指導	開発事業においては、まちづくり条例による整備基準に基づき、緑化について指導します。また、大規模開発事業においては、良好な住環境が維持されるように、緑化協定や建築協定を誘導します。			まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導を行うことで、良質な緑の創出の促進が図られます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導	→ 継続				①まちづくり推進課 ②緑と建築課
元年度実績	<p>①まちづくり推進課 大規模開発事業の届出はありませんでしたが、まちづくり条例に基づく開発事業47件に対し、敷地内緑化の配置等について指導を行いました。</p> <p>事業者による開発事業のため、目標数値の設定はできませんが、まちづくり条例第41条に係る開発事業については、整備基準に基づき、また土地利用の状況などを踏まえ、緑化の位置などについて事業者へ指導協議ができたと考えます。</p> <p>その他、大規模土地取引行為の届出(2件)において、将来の土地利用の際に、緑の連続性に配慮した計画となるよう助言しました。</p> <p>②緑と建築課 まちづくり条例に基づく開発事業に伴う敷地内の緑化指導を52件行い、52件がまちづくり条例の基準を達成しました。</p> <p>次年度の取組：開発事業における緑化指導によって、敷地内の緑化と共に、接道部についても緑の創出を図っています。引き続き市内の緑化を推進します。</p> <p>②(参考：30年度 32件指導)</p>					

**\*生け垣造成補助金交付制度**

・緑豊かな生活環境と災害時の安全性を確保するため、道路に面しているなどの一定条件を満たす場合に、生け垣を新設する際の費用の一部を補助する制度のことです。



取組	内 容				4年後のイメージ	
(17)市の花「さつき」の普及	HPなどにより市の花「さつき」の普及を図ります。				普及啓発活動によって、市の花を利用して緑化推進が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	H31	H32	担当課
		HP、庁内外の出版物表紙に使用、開発区域内の緑化指導による普及	→ 継続			緑と建築課
元年度実績	まちづくり条例に基づく開発事業において、緑化指導の際に市の花「さつき」の使用を52件要請した結果、27件が取り入れました。また、出版物に「さつき」を掲載し普及を図りました。 次年度の取組：HP、庁内外の出版物表紙に使用、開発区域内の緑化指導による普及を図ります。					

#### 1-4 水環境の保全・整備

重点プロジェクトとの関係		3 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	
通 番	8	主 な 施 策	
		湧水・地下水の保全・活用	
目 的	湧水量の安定確保に向け湧水の涵養域にある樹林地を保全するとともに、お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地、姿見の池を親水空間として活用し、地域資源としてPRします。また、湧水や地下水の水量、水質に関するモニタリングを実施します。		

取組	重点プロジェクト1(P20参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(1)真姿の池湧水群の保全・維持管理		
取組内容	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。		

取組	重点プロジェクト1(P22参照)	担当課	緑と建築課
	(3)湧水及び地下水の保全・活用		
取組内容	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。		

重点プロジェクトとの関係		3 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	
通 番	9	主 な 施 策	
		用水路の保全・活用	
目 的	砂川用水や恋ヶ窪用水などの用水路については、適切な維持管理を行うとともに、親水性に配慮した整備を検討します。		

取組	重点プロジェクト3(P35参照)	担当課	緑と建築課
	(18)用水路の親水化整備などの検討		
取組内容	砂川用水路や恋ヶ窪用水路等について、用水路の親水性の向上に配慮した整備等を検討します。		

重点プロジェクトとの関係		3 野川, 用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用
通 番	10	主な施策 野川整備事業の促進
目 的	治水対策, 親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備, さらに防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め, 野川整備事業を促進します。 また, 東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら, 野川マップの作成などを通じて, 野川が市民にとって親しみのある川となるよう普及啓発を行います。	

取組	重点プロジェクト3(P36参照)	担当課	緑と建築課
	(19)野川整備事業促進の要望・協議		
取組内容	東京都に対し, 治水・環境面などを考慮した河川整備について要望し, 協議を行います。		

取組	重点プロジェクト3(P36参照)	担当課	緑と建築課
	(20)野川流域の自治体との連携		
取組内容	野川流域環境保全協議会に参加し, 野川やその周辺環境に関する情報収集や意見交換などを行います。		

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	11	主な施策 雨水浸透の促進
目 的	地下水の涵養を図るため, 道路の新設や改修においては, 歩道の透水性舗装 <sup>*</sup> などを推進します。 また, 公共施設では雨水浸透施設 <sup>*</sup> の設置を進めるとともに, 開発事業の設置義務を除き, 民有地では雨水浸透施設の設置協力を依頼します。	

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(21)透水性舗装の推進	歩道改修・設置工事の際に, 歩道の透水性舗装を推進します。				歩行性の改善, 地下水涵養, 下水道施設への負荷低減が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
		・道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 ・都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1				
元年度実績	舗装補修工事の際に実施しました。(単年)893㎡ 市道南263号線:893㎡(泉町三丁目8番先～泉町三丁目17番先) 次年度の取組: 当取組については, 道路新設改良事業及び街路事業において, 歩道等に関する工事を行う際に二次的に実施している取組であります。 歩道舗装等の打換えが必要な場合に, 引き続き, 透水性舗装を推進します。 (参考:30年度 幹16号線ほか計2路線の歩道 417㎡)					

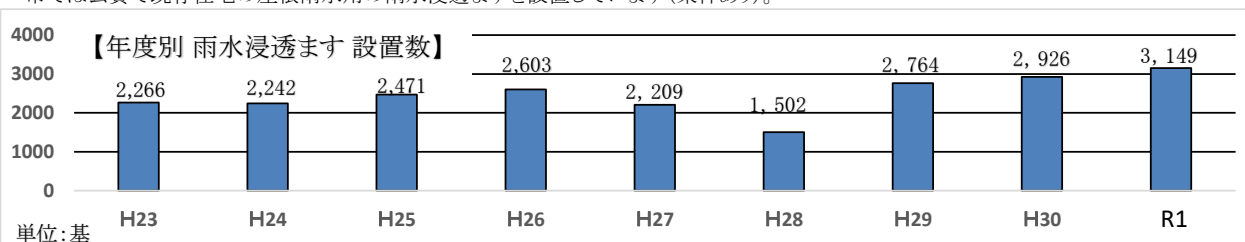
**\*透水性舗装**

・道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して, 舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のことです。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため, 主に都市部の歩道に利用されています。

**\*雨水浸透施設**

・雨水を地下に浸透させるための装置・設備の総称で, 水害の防止や地下水の涵養に役立ちます。代表的なものとして, 雨水浸透ます, 雨水浸透トレンチ, 透水性舗装, 雨水浸透側溝があります。

市では公費で既存住宅の屋根雨水用の雨水浸透ますを設置しています(条件あり)。



取組	内 容			4年後のイメージ		
(22)雨水浸透施設の設置	雨水排出量の抑制, 多摩川などへの汚濁負荷低減のため, 一般住宅への雨水浸透施設の設置を依頼します。			雨水排出量の抑制, 多摩川等の汚濁負荷の低減, 地下水の涵養が図られます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
		2,000基(単年)				
元年度実績	<p>令和元年度は市報, 市役所内電光掲示板等を用いて雨水浸透施設の広告記事を市民の方々に向けて掲載しました。また, 市内イベントの際に雨水浸透施設設置のPRパンフレットを配布しました。国分寺市内全域において3,149基(単年)の雨水浸透ますを設置しました。</p> <p>(内訳)            ①雨水浸透ます事業による設置67基, ②公共施設への設置3基, ③自費工事による設置3,079基            計3,149基            平成2年からの累計49,623基            (自費・公費・まちづくり条例による開発を含む)</p> <p>次年度の取組: 前年度に引き続き, 指標を達成できるよう尽力します。具体的な取組として, 様々な媒体を通して雨水浸透施設の広告記事を掲載します。</p> <p>(参考: 30年度 2,926基(単年) 累計46,474基) <b>P75グラフ参照</b></p>					

### 1-5 都市農地の保全・活用

重点プロジェクトとの関係	1 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進 2 地産地消の推進による都市農業の支援
通 番	12
主 な 施 策	
目 的	都市農地の保全として, 生産緑地地区への追加指定を行います。 また, 都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら, 農業体験農園の整備や農ウオーク, 収穫体験などの農業体験の機会を提供します。

取組	重点プロジェクト2(P27参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧都市企画課)
	(23)生産緑地の追加指定 生産緑地指定件数・面積 平成28年度実績 累計256件 約127.62ha		
取組内容	農業と調和した都市環境の形成を図るため, 生産緑地の追加指定を行います。		

取組	重点プロジェクト2(P28参照)	担当課	経済課
	(24)農業体験農園の支援		
取組内容	市民等が農業体験できる場として, 農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います。		

取組	重点プロジェクト2(P28参照)	担当課	経済課
	(25)市民農業大学		
取組内容	農業者の指導のもと, 市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木, 鉢花, 果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。		

取組	重点プロジェクト2(P28参照)	担当課	経済課
	(26)農ウオーク		
取組内容	農業委員会他共催で「農ウオーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。		

取組	重点プロジェクト2(P29参照)	担当課	子ども子育て事業課
	(27)市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動		
取組内容	市内農園(保育園の近隣地など)での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。		

重点プロジェクトとの関係		—	
通 番	13	主な施策	
目 的	都市農業を支援する人材の育成 市民農業大学、援農ボランティア制度の推進により、都市農業を支援する人材を育成し、農業従事者へ派遣することによって農業経営の支援を進めます。		

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(28)援農ボランティア推進事業	援農ボランティアを養成し、市内の農家に紹介します。				担い手不足の農家を支援することで、農業が継続できています。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
	・市民農業大学受講生の中から援農ボランティアを養成 ・新たな援農ボランティア活動者5名以上	→ 継続 →				経済課
元年度実績	市民農業大学において新規の援農ボランティア認定者を15人育成し、新たな援農ボランティア活動者を4名増員につなげました。 21戸の農家で78人の援農ボランティアが活動しました。 新規活動希望者向けの受入農家説明会を1回開催しました。 次年度の取組：農家の人手不足を手助けしたい市民に援農ボランティアとして活動してもらい、農家を支援してもらうために、今後も農業振興施策の一つとして事業は継続します。 (参考：30年度 援農ボランティア21人(累計770人) 23農家に83人のボランティアを派遣)					

重点プロジェクトとの関係		2 地産地消の推進による都市農業の支援	
通 番	14	主な施策	
目 的	地産地消の推進 地域で生産されたものを地域で消費することにより、新鮮な食材の消費、輸送面での環境負荷の軽減などにつながることから、給食食材への市内産農産物の活用、朝市や農業祭などのイベントの開催、直売所の設置の支援などにより、地産地消を進めます。 また、国分寺ブランドの育成・PRにより都市農業の振興を図ります。		

取組	重点プロジェクト2(P30参照)	担当課	学務課
	(29)給食への市内産農産物の活用		
取組内容	市内農家から野菜を購入し、児童に給食として提供します。		

取組	重点プロジェクト2(P30参照)	担当課	経済課
	(30)市内産食材を活かした食の普及		
取組内容	イベントなどで市内産の野菜等の情報や、レシピを紹介します。		

取組	重点プロジェクト2(P31参照)	担当課	経済課
	(31)販売網の強化の支援		
取組内容	生産者と流通側の連携により多様な出荷・販売体制づくりを支援します。		

取組	重点プロジェクト2(P31参照)	担当課	市政戦略室
	(32)国分寺ブランドの普及		
取組内容	市内観光や産業活性化のため、農産物や加工品などのブランド品を認定し、農業、商業の振興を図ります。		

取組	重点プロジェクト2(P32参照)	担当課	市政戦略室
	(33)飲食店等における地場野菜の活用促進		
取組内容	国分寺市内で生産された野菜を「こくべじ」と名付け、地場野菜のPRと、こくべじを使った食事メニュー「こくべじメニュー」のPRを行います。それにより、地場野菜の地産地消を進めるとともに、来訪者の消費を促し、交流人口の増加を図り、街の活性化につなげます。		

## 1-6 生き物の生息空間の保全

重点プロジェクトとの関係		1 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
通番	15	主な施策 生き物の実態調査の実施
目的	多様な生き物の生息空間の保全に向けて、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得ながら、市内の動植物調査を実施し、指標生物となる動植物の生息状況に関するデータを収集し、活用していきます。	

取組	重点プロジェクト1(P25参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(34)動植物調査		
取組内容	平成32年度に予定している2回目の動植物調査に向けて情報を収集します。		

重点プロジェクトとの関係		—
通番	16	主な施策 外来生物対策
目的	外来生物の繁殖が既存の生態系に影響を与えることから、外来生物の放棄禁止の看板設置などの普及啓発を行い、地域内の在来生物を保全します。	

取組	内 容				4年後のイメージ	
(35)地域内の在来生物の保全及び外来生物対策	地域内の在来生物の保全のため、地域外生物の放棄禁止の看板設置などを行います。また、既存の生態系に対して脅威となりうる外来生物のうち、早急に対応すべき種についての取扱方針を定め対応します。				水辺や樹林地等において、看板設置するなどして、市民等に在来生物の生息域保全に関する周知をすることにより、地域内の在来生物保全が図れます。影響の大きい外来生物の防除を行うことで、既存の生態系が保全でき、在来種の保護を行うことができます。また、防除の結果が平成32年度予定の動植物調査にどういった影響を及ぼすかを測ることができます。	
	年度別指標	H29 看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発 外来生物の防除方針の検討 (可能であれば防除等の試み)	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課 ①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
元年度実績	<p>①まちづくり計画課(旧環境計画課) 9月15日、10月5日に姿見の池において、生物多様性保全のため、外来種であるアメリカザリガニの捕獲を親子向けに実施しました。 各回に講師(国分寺市環境アドバイザー)を招き外来種が生態系に及ぼす被害についての講義、水辺に生息する生物についての観察を行いました。 定員各回:40名 参加者数:80名 アメリカザリガニ捕獲数83匹 (アカミミガメの捕獲には至っておりません) なお、希少種保護に対する対策等の検討には至りませんでした。</p> <p>次年度の取組:市民が参加できる「アメリカザリガニ捕獲大作戦」を継続していき、外来生物の駆除及び放棄を減らすように活動し、かつ子どもたちに生物多様性について、学んでいけるような場を提供していきます。</p> <p>②緑と建築課 まちづくり計画課の依頼に基づきアカミミガメに関する看板設置により、外来生物の防除の啓発を実施しました。 次年度の取組:看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発をします。</p>					

重点プロジェクトとの関係	—	
通 番	17	主 な 施 策 生き物とのふれあいの機会の創出
目 的	夏休み子ども自然教室をはじめ、自然観察会や体験活動などのイベントを開催し、生き物とふれあう機会を創出します。	

取組	重点プロジェクト1(P26参照)	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
取組内容	(36)観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。		

重点プロジェクトとの関係		1 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
通 番	18	主な施策 生物多様性に対する理解促進
目 的	生き物の種や個体差などの生物多様性の重要性や、日常生活とのつながりについて、身近な自然や生き物とのふれあいや、環境に配慮した物品の購入に関する情報の提供などを通じて、普及啓発と理解促進を図ります。	

取組	重点プロジェクト1(P26参照)	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
	(36)観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供		
取組内容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。		

## 【生活環境】基本方針2:安全・安心に暮らせるまち

### 2-1 生活環境の確保

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	19	主な施策 低公害車の導入の推進・普及啓発
目 的	庁用車の低公害車の導入を推進するとともに、市民や事業者等への低公害車に関する情報提供などの普及啓発を行います。	

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(37)庁用車の低公害車への転換	庁用車を買替える際に低公害車を導入します。				低公害車導入によって、地球温暖化防止や燃料費の削減を図ることができます。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
	新車購入時に低公害車を導入					契約管財課
元年度実績	<p>平成31年度については、新たに、4台の庁用車を購入し、4台の車両登録を抹消した。</p> <p>【新車購入】 教育総務課1台(ハイブリッド車)、道路管理課1台(ダンプ)、環境対策課1台(特殊車両)、ごみ減量推進課1台(塵芥車)</p> <p>【廃車】 高齢福祉課、教育総務課、道路管理課、環境対策課 庁用車94台中低公害車両の内訳として低排出ガス88台、ハイブリッド車4台、電気自動車2台となり低公害車比率100%になった。</p> <p>*ここでの低公害車はハイブリッド車や電気自動車に限られたものではありません。 (参考:30年度 低公害車比率96.8% 95台のうち92台が低公害車)</p>					

取組	重点プロジェクト5(P43参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(38)環境保全に関するPR		
取組内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	20	主な施策 規制・基準などに関する事業者等への指導
目 的	騒音規制法や振動規制法, 水質汚濁防止法, 東京都環境確保条例などの関係法令に基づき, 工場・指定作業場及び特定建設作業 <sup>※</sup> などの事業者等に対して指導を行います。 また, 市報などを通じて, 下水道の適正利用に関する普及啓発を進めます。	

取 組	内 容			4年後のイメージ		
(39)事業場 への指導	事業者に「特定施設 <sup>※</sup> 」の届出書の提出を徹底させ, 建設工事に伴い発生する騒音及び振動の低減などに配慮するよう適切な指導を行います。			事業者に「特定施設」の届出書の提出を徹底させ, 建設工事に伴い発生する騒音及び振動の低減などに配慮するよう適切な指導を行います。		
	年度別 指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
	事業者への指導	→ 継続				環境対策課 (旧環境計画課)
元年度 実 績	騒音規制法, 振動規制法, 水質汚濁防止法, 東京都環境確保条例など関係法令に基づき, 届け出の必要な事業者に対して指導を行いました。 ①工場申請: 4件 ②指定作業場申請: 5件 ③特定施設申請: 5件 (参考: 30年度 15件)					

**※特定建設作業**

・建設工事で行われる作業のうち, くい打機を使用する作業やバックホウ(\*1)を使用する作業など, 著しい騒音・振動を発生する作業で, 騒音規制法及び振動規制法において政令で定める作業のことです。


(\*1)バックホウ: 油圧ショベルと総称される建設機械のうち, ショベル(バケット)をオペレーター側向きに取付けた形態のことです。

**※特定施設**

・騒音規制法では“工場又は事業場に設置される施設のうち, 著しい騒音を発生する施設”を, 水質汚濁防止法では“人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設”を特定施設と定めています。大気汚染防止法は特定施設に相当するものとして, ばい煙発生施設と粉じん発生施設をあげています。特定施設等を設置しようとするとき, 事前に都道府県知事に届け出なければなりません。

取 組	内 容			4年後のイメージ		
(40)建設工 事への指導	事業者に「特定建設作業実施届出書」の提出を徹底させ, 近隣住民への事前説明, 低騒音・低振動型の機械の使用, 防音シートの設置など行うよう適切な指導を行います。			特定建設作業実施届出書の提出に基づく指導によって, 近隣住民への工事の事前説明が行われ, また低騒音・低振動型の機械の使用, 防音シートの設置などにより, 近隣住民の生活環境の確保が図られます。		
	年度別 指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
	事業者への指導	→ 継続				環境対策課 (旧環境計画課)
元年度 実 績	騒音規制法, 振動規制法, 東京都環境確保条例など関係法令に基づき, 事業者に対して指導を行いました。 特定建設作業申請: 32件 (参考: 30年度 特定建設作業申請件数 21件)					





取組	内 容				4年後のイメージ	
(41)単体ディスポーザ <sup>※</sup> の使用禁止	下水道管のつまりや破損の原因となるため、単体ディスポーザの使用禁止をPRします。				環境への負荷の低減をはじめ、汚水処理費の低減と下水道施設の維持管理費用の低減、下水道施設の延命が図られます。	
	年度別指標	H29 啓発活動 市報掲載1回・HP掲載 (単年)	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課 下水道課 (旧道路と下水道課)
元年度実績	前年度に、分かり易く内容を更新したHP(HPは下記①～③について用語説明を増やし、記載内容を明確にしました。なお、令和元年度はHPの更新はしていません。 ①ディスポーザには単体ディスポーザとディスポーザ排水処理システムの二つの方式があること。 ②単体ディスポーザは使用できないこと。 ③ディスポーザ排水処理システムは下水道協会の認証品など条件を満たしたものは使用できること。)を用いて、市民の方々へ啓発活動を行いました。単体ディスポーザの設置はありませんでしたが活動を継続していきます。 次年度の取組:引き続き、指標を達成できるよう尽力します。					

<sup>※</sup>単体ディスポーザ

・台所の排水口に設置し、調理くずを砕き、水と一緒に直接下水管へ流す装置のことです。

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	21	主 な 施 策 悪臭の発生防止
目 的	工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導を行います。 また、東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用に関する指導を行います。	

取組	内 容				4年後のイメージ	
(42)事業者等への悪臭の発生抑制の指導	臭気を発生させている事業者に対して、脱臭装置などの設置を指導します。				事業者へ脱臭装置などの設置など指導することによって近隣住民への悪臭の発生が抑制されます。	
	年度別指標	H29 事業者への指導の継続	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課 環境対策課 (旧環境計画課)
元年度実績	工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導はありませんでした。→0件 (参考:30年度 0件)					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(43)野焼き <sup>※</sup> の指導	東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用について適切に指導します。				野焼き行為の禁止(祭事など除き)を周知するとともに、野焼きの発生源者を指導することによって、市民からの相談や通報、苦情が減少します。	
	年度別指標	H29 発生源者への指導 野焼き禁止の広報市報掲載	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課 環境対策課 (旧環境計画課)
元年度実績	野焼きについて、近隣住民から苦情の電話を受けた時、現場に急行し発生源者に対して野焼き行為を止めるよう指導を行いました。 →16件 (参考:30年度 22件)					

<sup>※</sup>野焼き

・適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを『野焼き』と言い、東京都の環境確保条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則として禁止されています。

・野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々に大変な迷惑となります。また、野焼きでは通常焼却温度が200℃～300℃程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因になるとも言われています。

重点プロジェクトとの関係		—
通番	22	主な施策 生活騒音・振動対策の推進
目的	生活騒音・振動に関する相談に対して、必要に応じて現地調査を実施し、規制基準を超過する場合は、発生源者に対する指導を行います。	

取組	内容			4年後のイメージ		
(44)事業者等への指導 (騒音発生の防止)	騒音を発生する設備を有する事業者に対して、防音対策などを指導します。			騒音の発生源者に対し、防音対策の指導などを行うことによって、市民からの相談や通報、苦情が減少します。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
		事業者等への指導	継続			環境対策課 (旧環境計画課)
元年度実績	苦情・相談を受けた際は、近隣住民に対して聞き取り調査を行い、状況確認をした上で発生源者に改善を促しました。→1件 (参考：30年度 8件)					

## 2-2 生活環境のモニタリング

重点プロジェクトとの関係		4安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
通番	23	主な施策 大気や水質などの測定
目的	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)やごみ焼却施設における排ガスなどについて継続的に測定し、環境に大きな影響を与える場合は必要に応じた対応を行います。	

取組	重点プロジェクト4(P38参照)	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
	(45)大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)の定期的測定		
取組内容	定期的に大気、井戸水、河川水、道路沿いの騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)の測定を行い、その結果(概要)は環境報告書において公表します。		

取組	重点プロジェクト4(P39参照)	担当課	環境対策課 (旧ごみ対策課)
	(46)可燃ごみ焼却施設における排ガス、ダイオキシン類などの定期的測定		
取組内容	清掃センターの可燃ごみ焼却施設から発生する排ガスなどについて、公害物質除去のための薬剤処理を行うとともに、その効果について測定を行い、結果を公表します。		

重点プロジェクトとの関係		4安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
通番	24	主な施策 空間放射線量などの測定
目的	東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都などの関係機関との連携・調整等の対応を行います。 また、市民に対しては、空間放射線量測定機器の貸出のほか、公共施設における空間放射線量測定結果の公表など、迅速な情報提供を行います。	

取組	重点プロジェクト4 (P40参照)	担当課	①子ども子育て事業課 ②環境対策課(旧ごみ対策課) ③緑と建築課 ④教育総務課
	(47)空間放射線などの定期的測定		
取組内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量及び清掃センターの焼却灰・排ガス、給食残さなどを原料とするたい肥などの放射性物質濃度を測定し、データを公表します。		

### 2-3 化学物質対策の推進

重点プロジェクトとの関係		4安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
通番	25	主な施策 化学物質に関する情報の収集・提供
目的	化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行います。 また、合成洗剤や農薬などについては、過度の使用を控えるなどの普及啓発を行います。	

取組	重点プロジェクト4 (P41参照)	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
	(48)化学物質に関する情報の収集・提供		
取組内容	有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供するとともに、適正使用を啓発します。		

取組	重点プロジェクト4 (P41参照)	担当課	環境対策課 (旧ごみ対策課)
	(49)清掃センター焼却炉の維持管理及び公害防止調査結果の公表		
取組内容	可燃ごみ焼却施設の点検整備及び集塵機のフィルターなどを定期的に交換し、ダイオキシン類などの発生の抑制に努めるとともに、排ガスなどの測定結果及び焼却炉の維持管理状況について情報提供を行います。		

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	26	主な施策 化学物質に関する事業者への指導
目 的	東京都環境確保条例に基づき、対象事業者の届出により化学物質に関する使用量を把握するとともに、必要に応じて化学物質の適正な管理を指導します。	

取 組	内 容			4年後のイメージ		
(50)事業者等への指導	「東京都環境確保条例」に基づき、事業者等に対して化学物質に関する適正な管理を行うよう指導します。			対象事業者の届出により、特定化学物質の適正な管理状況を把握し、必要に応じた指導を行うことができます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
	事業者等への指導	→ 継続 →				環境対策課 (旧環境計画課)
元年度実績	令和元年9月に適正管理化学物質を使用する工場・指定作業所(13社)に対して、使用量の報告を依頼し、集計結果を東京都環境局環境改善部に提出しました。 (参考:30年度 13社)					

## 2-4 食の安全性の確保

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	27	主な施策 食の安全性の情報提供
目 的	食の安全性について、国や東京都などの関係機関などから情報を収集するとともに、市民などに対して、情報提供を行います。	

取 組	内 容			4年後のイメージ		
(51)食に関する情報の提供	消費者に対し食の安全性に関する情報提供を行い、啓発を行います。			消費者が食に関する正しい知識・情報を得ることにより、食生活の安心・安全が確保されます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
	市報や市HPを通じた食の安全性に関する必要な情報提供の実施	→ 継続 →				経済課
元年度実績	市ホームページに消費者庁等からの食の安全性に関する情報のリンクを引き続き掲載することで、消費者に対し食の安全性に関する情報提供を行い啓発を行いました。 次年度の取組:引き続き食の安全等に関する情報を提供するとともに、エシカル消費に関する啓発を行います。					

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	28	主な施策 食育 <sup>*</sup> の推進
目 的	食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。	

取 組	内 容			4年後のイメージ	
(52)食育推進に関する事業連絡会	「食育推進計画(健康増進計画に含む)」に関する各事業と課題について、庁内関係機関と情報共有及び意見交換を行います。			「食育推進計画(健康増進計画に含む)」に関する各事業と課題について、情報共有及び意見交換を行い、その取組み方向に基づく事業が円滑に実施されます。	
	年度別指標	H29 各課で実施している食育推進事業と課題について情報共有年1回以上開催	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	<p>いずみプラザにて1回開催しました。第2回は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止しました。</p> <p>令和2年7月12日(金)参加人数9人(高齢福祉課, 子ども子育て事業課, 子育て相談室, 学務課, 公民館課, 健康推進課)</p> <p>平成31年1月25日(金)参加人数11人(市政戦略室, 高齢福祉課, 子育て相談室, 学務課, 健康推進課)</p> <p>各課の食育事業について報告と情報共有を行いました。</p> <p>子育て相談室とプレパパプレママ講座の共催実施, JAとゆりかごこくぶんじ事業を, 前年度に引き続き継続実施をしています。</p> <p>次年度の取組: 例年と同様に, 年2回, 開催を予定しています。第1回は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため書面開催としました。今後も各課の食育事業について情報交換と, 連携可能な事業・関係機関を提案いただき, 事業検討をする予定です。</p>				

**\*食育**

食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。

取 組	内 容			4年後のイメージ	
(53)食育講座	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活を行うための講座を実施し、食育の啓発を行います。			講座を通じて食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透します。	
	年度別指標	H29 食育講座・出前食育講座年3回実施以上	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	<p>いずみプラザにて食育講座3回開催し、延べ76人参加がありました。</p> <p>①保育園と保育園共催:「親子で作る料理体験会 美味しく作って食べよう」6月8日参加者(28人)</p> <p>②小学校共催:「親子でクッキング体験会 美味しいおやつを作ろう」7月25日参加者(28人)</p> <p>③ふるさと文化財課共催「天平メニュー・国分寺ごはん 昔の食生活とバランスのいい食事」11月14日参加者(20人)</p> <p>子ども家庭支援センター実施予定だった出前講座「1～2歳児の栄養・食生活」は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止しました。</p> <p>・親子対象の講座は、子の保護者に対しても食育講座を、親子ともによりよい食生活に近づける情報提供を実施。大人対象の天平メニュー・国分寺ごはん講座は、国分寺の歴史や市の魅力を発信し、バランスの良い食生活の知識を天平メニュー・国分寺ごはんを媒体に提供した。</p> <p>次年度の取組: R2年度は、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮し内容を工夫しながら食育講座は2回, 出前講座2回の実施を予定。</p> <p>親子で食事の話が家庭でも出てくるような話題や知識の提供, 武蔵国分寺の歴史に興味があり参加された方に、歴史の知識だけでなく、食生活についての知識等も提供できる機会にします。</p> <p>(参考: 30年度 食育講座3回「天平メニュー・国分寺ごはん」料理体験ほか 参加者計78人)</p>				

取組	内 容				4年後のイメージ	
(54)食育に関する普及啓発	市報・HPやパンフレット配布などによる食育の啓発を行います。				食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透します。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	食育に関する啓発活動 市報・HP年1回 若者世代へ(東経大学生)にチラシ配布年1回	→ 継続 →				健康推進課
元年度実績	<p>6月の食育月間に合わせ、6月1日号に市報掲載を実施。朝食を食べること、食事をたべるときはよく噛んで食べることの大切さ、食品を選ぶ際の栄養成分表示の活用を掲載。またHPやクックパッドに料理の掲載をしていることを啓発しました。</p> <p>若い世代(東経大、市内私立中学校1校、高校3校、専門学校1校)に対し、年度初めのオリエンテーションや健診の機会等を利用し、世代に合わせた内容の食育リーフレットを配布しました。</p> <p>次年度の取組:同様に、年度初めに配布を予定しています。新型コロナウイルス感染症対策をしながらの健康づくりについての記事内容を掲載予定です。</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(55)食育の推進活動	保育園・児童館・学童保育所の庭やプランターなどで野菜などを育て、調理して食べることにより、食育を通じて子どもたちの環境意識の向上を図ります。				「食を営む力」の育成に向け、野菜を育てながら、食にかかわる体験を積み、食べることを楽しみ、大人や仲間と楽しみあう子どもに成長していくことが期待できます。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	各保育園・児童館・学童保育所で実施	→ 継続 →				子ども子育て事業課
元年度実績	<p>子どもたちと一緒にプランターでの野菜作りに取り組む。収穫した材料でおやつや昼食の食材に活用する。農園での収穫体験も取り入れる。</p> <p>手作り昼食や手作りおやつを実施するが、新型コロナウイルス感染症対策のため、3月は調理行事を中止したため、実施回数が少なくなった。</p> <p>野菜などの栽培施設数:8施設 手作り昼食や手作りおやつ回数:367回</p> <p>次年度の取組:新型コロナウイルス感染症の収束予測ができないため、対策を講じた上、野菜の栽培を通して、児童が水やりや収穫体験を通して環境への関心や意識の向上を図ります。</p>					

重点プロジェクトとの関係		4安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	
通 番	29	主 な 施 策	
目 的	給食食品などの放射性物質濃度の測定		
目 的	市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、保育園・小中学校などで使用している給食食品や市内産農畜産物等の放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要に応じた対応を行います。		

取組	重点プロジェクト4(P42参照)	担当課	まちづくり計画課 (経済課)
取組内容	(56)給食食品などの放射性物質濃度の測定		
取組内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、給食食品や市内産農畜産物などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要な対応を行います。		

## 【都市環境】基本方針3:環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち

### 3-1 環境に配慮したみちづくり

重点プロジェクトとの関係		—
通番	30	主な施策 道路整備の推進
目的	交通渋滞の解消や防災機能の向上などを図るため、都市計画道路の整備や、道路の拡幅、交差点改良、また、安全で快適かつ環境に配慮した歩道のバリアフリー化・透水性舗装などの道路整備を進めます。	

取組	具体的施策 通番11(P75参照)	担当課	建設事業課 (旧道路と下水道課)
	(21)透水性舗装の推進		
取組内容	歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。		

取組	内容				4年後のイメージ	
(57)低騒音舗装※の採用	舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要ときは低騒音舗装を採用します。				タイヤ/路面騒音の低減、降雨時の走行性の向上、沿道への水はね抑制、沿道環境の向上が図られます。	
	年度別指標	H29 ・道路新設改良等舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要ときは低騒音舗装を採用 ・都市計画道路国3・4・12、国3・4・1	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課 建設事業課 (旧道路と下水道課)
元年度実績	低騒音舗装を採用すべき路線がなかったため、実施しませんでした。 次年度の取組:当取組については、道路新設改良事業及び街路事業において、舗装工事を行う際に二次的に実施している取組であります。 舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要ときは低騒音舗装を採用します。					

#### ※低騒音舗装

・自動車が走行するとき、タイヤと路面の間に空気が入り、これが騒音となります。低騒音舗装はこうした空気を舗装の中に逃がすことができ、騒音を3デシベル(デシベル→P151を参照)程度低減する効果があります。

取組	内容				4年後のイメージ	
(58)歩道のバリアフリー※化	歩道改修・設置工事の際は、道路構造令などにに基づき、歩道のバリアフリー化を進めます。				高齢者や視覚障害者、車いす利用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動の向上が図られます。	
	年度別指標	H29 ・道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 ・都市計画道路国3・4・12、国3・4・1	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課 建設事業課 (旧道路と下水道課)
元年度実績	舗装補修工事の際に誰もが通行しやすい歩道にするため、劣化した点字ブロックを撤去し、点字シートへの改良を行いました。(単年)19箇所 市道南263号線:19箇所[36m]泉町三丁目8番先～泉町三丁目17番先 次年度の取組:当取組については、道路新設改良事業及び街路事業において、歩道等に関する工事を行う際に二次的に実施している取組であります。 歩道改修・設置工事の際は、引き続き、バリアフリー化を進めます。					

#### ※バリアフリー

・高齢者や障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害(バリア)を除去するという考え方のことです。歩道のバリアフリー化の場合は、歩道面の勾配を緩やかにする、段差を解消する、点字ブロックを表示するなどが挙げられ、高齢者・障害者等が円滑に移動できるようにすることをいいます。

重点プロジェクトとの関係		5自転車・公共交通機関の利用促進	
通番	31	主な施策	
		自転車利用の推進	
目的	自転車駐車場の整備を行うとともに、自転車利用のマナーの向上やルールづくりなど、自転車利用の促進に向けた普及啓発を行います。		

取組	重点プロジェクト5(P43参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(38)環境保全に関するPR		
取組内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		

取組	重点プロジェクト5(P44参照)	担当課	交通対策課 (旧事業計画課)
	(59)自転車駐車場の整備		
取組内容	放置自転車対策の一つとして自転車駐車場における自転車の収容台数が課題となっています。現在、国分寺駅周辺の自転車駐車場の収容台数は再開発事業開始前に比べ約500台分不足している状況です。そのため、国分寺駅周辺地区まちづくり構想で示された国分寺駅周辺での約6,000台分の自転車駐車場の収容台数を確保するため、(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場を整備し十分な自転車の収容台数を確保します。		

取組	重点プロジェクト5(P44参照)	担当課	交通対策課 (旧事業計画課)
	(60)自転車利用のルールの周知		
取組内容	市報・HP及び公共施設内の掲示板等で、適宜、交通安全に関する情報提供や、自転車利用のルールの周知を行います。それに加えて、交通安全教室及び啓発イベント(市民のつどい)の開催や、国分寺駅周辺で啓発ティッシュの配布(放置自転車クリーンキャンペーン)等を実施し、市民の自転車利用マナーの向上を図ります。		



### 3-2 環境に配慮したまちづくり

重点プロジェクトとの関係		—
通番	32	主な施策 良質な住環境の創出
目的	建築物の高さ基準、開発区域面積に応じた敷地内の緑化・空地、雨水浸透施設の設置など、まちづくり条例による開発・建築の規制・誘導を進め、良質な住環境を創出します。また、環境改善の観点から、空き地及び空き家対策に取り組めます。	

取組	内容			4年後のイメージ		
(61)開発・建築の規制・誘導	「まちづくり条例」において土地利用に関するルールを定め、安全で快適なまちづくりの実現を図るとともに、住環境を保全するため、開発事業に際しての敷地規模の最低限度を定め、適正な住宅の敷地面積の確保を図ります。			まちづくり条例に基づき、土地利用に関する助言・指導を行うことで、良質な住環境の創出が図られます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	まちづくり条例に基づき、土地利用に関する助言・指導	→ 継続 →				まちづくり推進課
元年度実績	<p>&lt;まちづくり条例運用&gt;                      まちづくり条例に基づく開発事業47件に対し、土地利用(最低敷地面積の制限や道路後退、建築物の高さ、公開空地の整備など)に関する助言・指導を行いました。                      まちづくり条例第41条に係る開発事業については、整備基準に基づき、道路後退や公開空地、緑化整備など、良好な地域環境の創出に向けて、事業者への指導協議ができたと考えます                      (参考:30年度 30件)</p>					

取組	内容			4年後のイメージ		
(62)空き地及び空き家の適正な管理の促進	「空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例」*に基づき、空き家等及び空き地の所有者に対し、適正な管理を行うよう働きかけます。また、(仮称)空き家バンクを設立し、空き家の所有者等と利用希望者の橋渡しを行うことにより、空き家・空き地の有効活用を進めます。			適正な管理がなされていない空き家及び空き地がなく、空き家や空き地の利活用が進んでいます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録 空き家の利活用	空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録物件数 2件 空き家の利活用件数 1件	空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録物件数 4件 空き家の利活用	空き家及び空き地の適正な管理の促進 空き家バンクの登録物件数 4件 空き家の利活用件数 2件		まちづくり推進課
元年度実績	<p>市内の空き家全件(208件※令和2年3月31日時点)について現地調査を行い、適正に管理されていない空き家延べ約120件について、所有者・管理者宛に適正管理依頼の文書を送付しました。空き家バンクは新たな登録は無く、計3件のままでしたが、空き家バンクを介した利活用は1件成約に至りました。</p> <p>次年度の取組:市内の空き家の現地調査を定期的に行い、適正に管理されていない空き家について、適正な状態にすべく、所有者に対して改善の働きかけ等を行っていく。 また、空き家所有者等に対し、空き家バンクに関する啓発を行うことにより、登録件数及び利活用件数の増加を目指す。</p> <p>(参考:30年度 空き家件数 219件(管理不全空き家件数 32件)、空き地件数22件(管理不全空き地件数2件))</p>					

\*国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例

この条例は、空き地及び空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることで、空き地等が管理不全な状態になることを防止し、市民の生活環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としています(平成26年7月施行)。

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	33	主 な 施 策 地域住民の交流によるまちづくり
目 的	地域の防災力を高めるため、地域住民が主体となった防災まちづくり推進地区 <sup>※</sup> の取組などを支援し、市民と市が協働して、災害に強いまちづくりを進めます。 また、むかしの井戸 <sup>※</sup> での井戸端会議 <sup>※</sup> や地域・団体交流会などにおいて、地域の課題を話し合う機会を創出するなど、地域住民の交流によるまちづくりを促進します。	

取 組	内 容			4年後のイメージ		
(63)防災まちづくり	地域社会において安全で住みよいまちづくりを積極的に推進するため、自治会・町内会などと協働のもと、防災まちづくりを進めます。			防災まちづくり推進地区の地区防災計画が地域防災計画に位置付けられています。また、防災まちづくり推進地区が市の面積の50%を超えることで、災害に強いまちづくりが促進されます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・防災まちづくり推進地区協定締結への支援(組織づくりの助言など)</li> <li>・協定締結後の支援(専門家の派遣など)</li> <li>・既存地区間の代表者会議開催年1回</li> </ul>				防災安全課	
元年度実績	<p>令和元年度は第15号地区の東恋ヶ窪4丁目自治会へコンサルタントを派遣し住民アンケート調査の実施及び分析、地区防災計画策定に向け助言等の支援を行った。 北町地区において市民防災推進委員が中心となり、防災まちづくり推進地区を目指していくため、令和元年9月15日付けで北町防災会が発足した。今後も防災まちづくり推進地区に向けた取組について支援を行っていく。</p> <p>第14号地区内藤・日吉地域連合防災会が令和元年12月に地区防災計画を策定した。今後は防災まちづくり推進地区支援実施要綱に基づく、100万円の防災資機材等の助成や防災訓練等の実施に向けた助言等の支援を行っていく。</p> <p>令和元年8月6日に市役所第1・2委員会室で防災まちづくり推進地区の代表者が集まり、地区の先進的な取組として「安否確認について」の事例紹介後に、意見交換を行った。 防災まちづくり推進地区の面積は、市の面積の49.2%になります。(令和2年5月1日現在)</p> <p>次年度の取組：東恋ヶ窪4丁目自治会における地区防災計画について、策定支援事業者と協力し、3年間で策定を行う。 北町地区防災会が市と協定を締結できるように継続して助言等の支援を行う。 第14号地区内藤・日吉地域連合防災会の防災会議等に参加し、地区防災計画の策定に向け助言等の支援を行い、令和元年12月に策定が完了した。 既存地区間の代表者会議を年1回開催する。</p>					

**※防災まちづくり推進地区**

・自治会や町内などの団体が市と協定を締結し、地域住民が中心となって、防災まちづくりを推進していく地区のことです。協定後は、防災コミュニティづくりや地区防災計画書の作成、災害時の体制づくりなどに取組み、安全で住みよいまちづくりを目指します。

**※むかしの井戸**

・災害用生活用水の給水施設として、市が公園などに設置した手押しポンプ式の井戸のことです。平成30年3月現在、市内に22箇所(2箇所は民間井戸)あり、そのうち20箇所を市が管理しています。地域の情報、防災や防犯などに関する情報交換など、市民のふれあいの場として、井戸端会議を開いている地域があります。

**※井戸端会議**

・地域住民を中心に、むかしの井戸で簡易水質検査やポンプの手入れを行うほか、地域の情報や防災・防犯に関する情報交換など行う機会のことです。

取組	内 容			4年後のイメージ	
(64)地区防災センターの円滑な運営	災害時、地区防災センター※の運営を円滑に行うことができるように、学校周辺の自治会などと連携を図ります。			初動要員と周辺自治会(自主防災組織等)の連携が強化されています。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	地区防災センター運営マニュアルに基づく訓練の実施 市総合防災訓練会場年1回実施 初動要員(市職員)と周辺自治会が連携して備蓄倉庫の確認など	→ 継続 →			防災安全課
元年度実績	<p>令和2年1月18日(土)五小にて地域住民・PTA等を対象に避難所運営訓練として防災倉庫確認及び応急給水訓練を実施した。</p> <p>令和元年10月17日(木)三中にて三中協力会を対象に地区防災センター運営マニュアル勉強会を実施した。</p> <p>令和元年9月10日(火)九小にて地域住民・PTA等を対象に避難所運営訓練として防災倉庫確認、応急給水訓練及び備蓄食料の試食を実施した。</p> <p>令和元年9月1日(日)二小・八小・三中にて国分寺市総合防災訓練として、各地区協力会による避難所運営・避難者受付・地区本部受付訓練・備蓄倉庫の展示棟を実施した。</p> <p>令和元年7月11日(水)八小にて二小・八小・三中教員及び八小協力会を対象にハザードマップ学習会を実施した。</p> <p>平成31年4月24日(水)及び令和元年7月9日(火)八小協力会を対象に地区防災センター運営マニュアル勉強会を実施した。</p> <p>次年度の取組:新型コロナウイルス感染症対策として地区防災協会定例会の開催は未定。 地区防災協会を対象にコロナ禍の対策を踏まえたマニュアルを配布予定。 ぶんぶんチャンネルによりコロナ禍の避難所対策を周知予定。 総合防災訓練における地区防災協会との連携実施予定なし。(流行状況により変更の可能性あり)</p>				

※地区防災センター

・災害時の避難場所(各学校のグラウンド)、避難所(被災した市民を一時的に受け入れる場所のこと。体育館と教室の一部)、医療救護所、物資配布場所、情報伝達場所の機能を有する地域の拠点のことで、市立小中学校、都立国分寺高校及び東京経済大学が地区防災センターに指定されています。

取組	内 容			4年後のイメージ	
(65)井戸端会議との連携	地域の公園に設置してある「むかしの井戸」で市民防災推進委員が中心となって定期的に開催している「井戸端会議」に必要な支援を図ります。			むかしの井戸が平常時の地域コミュニティの場、災害時の生活用水の給水拠点として広く市民に認知されています。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)
元年度実績	定期開催への支援(井戸水の簡易水質検査キットの配布や井戸端会議への参加及びツイッター※等を利用した市民への広報)	→ 継続 →			防災安全課
元年度実績	<p>井戸会議で水質検査を行う市民に対して簡易水質検査キットを配布しました。</p> <p>井戸端会議の開催日時については、HPや出前講座でご案内するなど広報を行っています。</p> <p>次年度の取組: 定期開催への支援として、井戸水の簡易水質検査キットの配布及びHP・ツイッター等を利用して市民へ幅広く広報を行う。</p> <p>(参考: 30年度井戸端会議11箇所で開催)</p>				

※ツイッター

・パソコンや携帯電話などで140文字以内の短文を投稿できる情報サービスのことで。

取組	内 容			4年後のイメージ		
(66)地域の 青少年育成	市内5地区の青少年育成地区委員会活動を支援します。			各地域で児童、青少年の健全育成のための取組が活発に行われます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
	5地区の支援、補助金の交付、委員研修の実施年1回	→ 継続 →				子ども若者計画課
元年度実績	<p>国分寺市青少年育成地区委員会五地区（東地区・西地区・南地区・北地区・中央地区）全地区に対して、国分寺市における青少年の健全育成を図るため、地域における社会環境の浄化及び青少年育成活動を展開するために必要な経費として令和元年度（平成31年度）に補助金を交付しました。市内を5つに分けた地域で、それぞれが地域に根ざした、特色ある行事を開催し、青少年と高齢者の異年齢による交流や中学生が主体的な活動の進行役を担って行われた、ポッチャ体験等が展開されました。</p> <p>活動に携わる委員会役員及び委員に向けて、日々の活動において課題になっていることをテーマとした研修会を下記のとおりに開催しました。</p> <p>【委員研修会】            テーマ：地区委員会なんでもアドバイザー派遣事業「伝える力・つながる力」パワーアップ講座            日程：令和2年12月2日講師：安富 啓氏参加者数：20人</p> <p>【役員研修会】            テーマ：「ホップ・ステップ・ダイバーシティ講座～次代を担う青少年のために地域から始める多様性への理解と実践～」            日程：令和2年2月1日講師：寺田 幸人氏参加者数：26人            東京都生活文化局が実施する事業を活用しました。</p> <p>日頃の活動をより効果的に広報するコツや、様々な人との交流による相互理解、多様性の尊重・受容の大切さを学ぶことができました。</p> <p>次年度の取組：前年度と同様に、補助金の交付、委員研修の実施（年1回）、各地区委員会が実施する各種事業への支援等に取組み、地域住民の交流の促進を図ります。</p>					

取組	内 容			4年後のイメージ		
(67)住民合 意のまちづく り	地域の特性や課題を地域住民が共有し、協働のまちづくりを進めるまちづくり条例の仕組みの活用を奨励するとともに、必要な支援を図ります。			情報提供と支援の実施を行うことで、住民合意のまちづくりの促進が図られます。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課
	市報などによる情報提供と支援の実施 専門家派遣制度やまちづくり協議会等への助成制度の運用など	→ 継続 →				まちづくり推進課
元年度実績	<p>市報やHPを通じてまちづくり活動助成制度について周知を行いました。（1回）            まちづくり活動助成制度については、周知を行いました。申請がなかったため実施に至りませんでした。（事前相談：1件）            まちづくりコンサルタント派遣要綱に基づき、まちづくりを進める団体へ、専門家派遣を実施しました。（2件）            （参考：30年度 まちづくり協議会活動助成0件、専門家派遣6回派遣）</p>					

取組	重点プロジェクト9（P62参照）	担当課	協働コミュニティ課
	(68)地域づくり		
取組内容	コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。		

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	34	主な施策 まちの美化活動の促進
目 的	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発活動を行うとともに、不法投棄防止のパトロール、市内一斉清掃活動の実施など、市民や事業者等のまちの美化活動を促進します。 路上の放置自転車や違法看板を撤去し、歩行者などの円滑な通行を確保します。	

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(69)ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発	市民・事業者・市が協働してポイ捨てなどの防止、喫煙マナー向上の啓発活動を行い、まちの美化を促進します。				市民や事業者等との協働によるキャンペーン活動を通じて、市民等にポイ捨ての防止と路上喫煙の規制について理解の促進及び行動につながります。	
	年度別指標	H29 マナーアップキャンペーン*の実施	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課 環境対策課 (旧環境計画課)
元年度実績	<p>国分寺駅連絡通路及び周辺において、毎月第3火曜日の17:30から18:30の間、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止の啓発活動と駅周辺の清掃活動をマナーアップキャンペーンと位置付け、商工会・東京経済大学・市民団体等と協働して継続実施しました(年11回)。また路上禁煙地区での吸い殻等のポイ捨て防止を啓発するため、マナーアップ指導員を配置(国分寺・西国分寺駅各1人)し、継続して実施し、喫煙者への注意指導件数は、国分寺駅周辺680件、西国分寺駅周辺311件となりました。 (参考:30年度 喫煙者への注意指導件数:国分寺駅周辺714件、西国分寺駅周辺309件)</p>					

※マナーアップキャンペーン

・毎月第三火曜日に国分寺駅周辺において、市民や環境団体、東京経済大学、事業者と協働してポイ捨ての禁止及び路上喫煙防止の啓発活動と周辺の清掃活動を実施しています。

取 組	内 容				4年後のイメージ	
(70)不法投棄の防止活動	不法投棄防止のパトロールを行うとともに、市報などで啓発活動を行います。				ルールに従ったごみの適正な排出が行われ、市内の環境美化が図られます。	
	年度別指標	H29 ①不法投棄防止の日中パトロール(平日)ほか早朝・夜間パトロールは適宜実施 ②啓発活動の実施市報やHPなどの掲載 ③不法投棄多発地域に防止看板を設置	H30	R元(H31)	R2(H32)	担 当 課 環境対策課 (旧ごみ対策課)
元年度実績	<p>年間、市内を職員が清掃指導業務等の一環でパトロールを行いました。活動回数は242回でした。また、早朝及び夜間パトロールは未実施でした。 不法投棄多発箇所への看板は市職員直接設置及び看板支給による市民等設置の合計で設置箇所59箇所、設置枚数122枚でした。 令和元年6月1日号市報と市民窓口掲示板掲示記事に「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」記事を掲載した。 不法投棄件数97件 (参考:30年度 家電4品目21点【エアコン0点、テレビ13点、冷蔵庫4点、洗濯機・衣類乾燥機4点】処理)</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(71)クリーン運動※の実施	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会・町内会などと連携し、公共の場所の一斉清掃を行います。				市民や事業者等との協働による市内一斉清掃のクリーン運動を通じて、市民等のまちの美化意識の向上が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	クリーン運動の実施	→ 継続				環境対策課 (旧環境計画課)
元年度実績	<p>第70回クリーン運動を令和元年11月10日市内全域の宅地外を対象とし、自治会66団体(2,908人)、各種団体17団体400人)、個人7人が参加し、自主的に道路や公園などの清掃活動を行いました。収集量につきましては、もやせるごみ6,362kg、もやせないごみ668kg、汚泥・土230kg、不法投棄40kgでした。</p> <p>(参考:30年度 自治会66団体(3,212人)、各種団体16団体(333人)、もやせるごみ7,122kg、もやせないごみ748kg、汚泥・土230kg、不法投棄40kg 収集)</p>					

※クリーン運動

・実行委員会を中心に自治会、老人会、各種団体等と連携し、ボランティア精神に基づき、道路や公園などにおける自主的な清掃活動を行い、地域環境の向上を図ります。毎年11月上旬に実施しています(昭和51年～)。

取組	内 容				4年後のイメージ	
(72)放置自転車などの撤去	円滑で安全な交通環境を確保するため、公共の場所に放置された自転車、道路上の不法占用物、違反看板などの撤去を行います。また、常習的に自転車が放置されてしまう道路には、バリケードの設置や指導員の配置等を実施し、自転車を放置させないための対策を行います。				駅周辺に放置自転車及び道路上の不法占用物がなくなり、安全な道路交通が確保されています。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 230件 撤去数 28件) 道路上の違法看板及び不法占用物件については道路/パトロールや警視庁、東京都、関連企業と連携し共同除却等	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 210件 撤去数 25件) 道路上の違法看板及び不法占用物件については道路/パトロールや警視庁、東京都、関連企業と連携し共同除却等	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 190件 撤去数 23件) 道路上の違法看板及び不法占用物件については道路/パトロールや警視庁、東京都、関連企業と連携し共同除却等	市内1日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 170件 撤去数 20件) 道路上の違法看板及び不法占用物件については道路/パトロールや警視庁、東京都、関連企業と連携し共同除却等	①交通対策課 (旧事業計画課) ②道路管理課 (旧道路と下水道課)	
元年度実績	<p>①交通対策課(旧事業計画課) 放置自転車については市内1日あたり、警告138件・撤去14件を実施しました。</p> <p>②道路管理課(旧道路と下水道課) 10月3日に国分寺駅南口及び北口周辺にて、警視庁、東京都、関連企業と共同で違法看板及び不法占用物件の撤去と指導を行いました。 年間を通して市内の道路でパトロールを行い、違反広告物3,328枚(はり紙1,667枚、はり札等1,661枚)を除去しました。</p>					

### 3-3 地域性豊かな景観の形成

重点プロジェクトとの関係		—				
通番	35	主な施策 地域特性にあった景観づくり				
目的	「国分寺市景観まちづくり指針 <sup>※</sup> 」の普及啓発により、自然や歴史的景観、まち並み景観などに対する市民や事業者等への関心を高めます。 また、建築物の高さや意匠、緑化などのルールを定めた地区計画の策定や建築協定の締結など、地域住民との協働によるまちづくりを進めます。					
取組	内容				4年後のイメージ	
(73)景観形成の方針の活用	「国分寺市景観まちづくり指針」に基づき、開発事業における景観の指導を行います。 また、イベントでの啓発活動を通じて、市民への景観に対する関心を高めます。				開発事業に対する景観配慮の指導を行うことで、良好な住環境の創出が図られます。 啓発活動により、市民及び事業者の景観まちづくりに係る関心の向上が図られます。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	景観指針に基づく開発事業の指導 イベントなどでの景観に関する啓発活動	→ 継続				まちづくり推進課
元年度実績	開発事業47件においては、景観まちづくり指針に基づき、建築物の外壁の色彩などについて景観協議を行いました。					

**※国分寺市景観まちづくり指針**

・地域で育まれた固有の景観を保全し、新たに魅力ある景観を育み、活力ある景観を創出する視点を持ちながら、良好な景観形成を目的とした市の景観まちづくりに関する基本的な考え方をまとめたものです。

重点プロジェクトとの関係		6歴史的景観や文化財の保全・活用			
通番	36	主な施策 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用			
目的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの公有化による歴史公園の整備、新たな文化財調査などにより、市内の歴史遺産及び文化財の保存・整備を進めます。 また、文化財愛護ボランティアの養成や文化財めぐりなどのイベントの開催、観光マップなどの広報活動の充実などにより、文化財とのふれあいを推進するとともに、活用を進めます。				

取組	重点プロジェクト6(P47参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(9)歴史公園の整備		
取組内容	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。		

取組	重点プロジェクト6(P48参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(74)(仮称)郷土博物館		
取組内容	史跡武蔵国分寺跡の整備にともない、(仮称)郷土博物館構想の具体化を図ります。		

取組	重点プロジェクト6(P49参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(75)市内総合文化財調査		
取組内容	「市内総合文化財調査計画」に基づき、市内に所在するさまざまな文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護を図ります。		

取組	重点プロジェクト6(P49参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(76)文化財とのふれあい推進		
取組内容	市内文化財めぐり、市外文化財めぐりなど、文化財を理解促進するイベントを実施します。		

取組	重点プロジェクト6(P50参照)	担当課	市政戦略室
	(77)広報の充実		
取組内容	歴史・観光マップを配布するほか、案内板などを整備します。		

取組	重点プロジェクト6(P50参照)	担当課	ふるさと文化財課
	(78)文化財普及事業の推進(広報)		
取組内容	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信を積極的に行い、市内外からの来訪者に対する文化財の理解促進に努めます。		

## 【地球環境】基本方針4:資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち

### 4-1 地球温暖化対策の推進

重点プロジェクトとの関係		5自転車・公共交通機関の利用促進	
通 番	37	主 な 施 策	
		地球温暖化対策の計画的な推進	
目 的	市の事務事業を対象とした「国分寺市地球温暖化防止行動計画」(市役所版)に基づき、市は公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動などによって、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます。 また、地域のエネルギーの方向性を含め、市域を対象とした総合的な地球温暖化対策実行計画(市域版)策定の検討を進めます。 さらに、市報などを通じて、市民や事業者等へ公共交通機関の利用促進、エコドライブなどの地球温暖化防止に関する普及啓発を進めます。		

取組	重点プロジェクト5(P43参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(38)環境保全に関するPR		
取組内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		


取組	重点プロジェクト5(P45参照)	担当課	契約管財課
	(79)庁用車の使用抑制		
取組内容	移動手段としての徒歩・自転車の推奨や長距離移動の場合には明確な理由を文書で提出させることで、日常的な使用抑制を図ります。		



取組	重点プロジェクト5(P45参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(80)地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進		
取組内容	「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づき、省エネ行動などを実施し、温室効果ガス排出の抑制、省資源・省エネルギーを進めます。		

取組	重点プロジェクト5(P46参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(81)グリーン購入の推進		
取組内容	再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進します。毎年度「国分寺市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行うとともに、前年度の調達実績等について調査します。		

重点プロジェクトとの関係		—	
通番	38	主な施策	
	地球温暖化への適応		
目的	近年、地球温暖化の影響と見られる猛暑などによって、熱中症が増加しています。こうした気候変動の予測や、熱中症の増加など懸念される影響について情報を収集するとともに、市民や事業者等には、夏期の打ち水の推奨や公共施設でクールシェアを行うなど、熱中症の予防策について普及啓発を進めます。		

取組	内容			4年後のイメージ		
(82)熱中症の予防に関する広報	夏場の熱中症予防対策として、注意喚起や予防法などを市報やHPなどで広報します。			熱中症の予防に関する知識が市民に浸透します。		
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	市報やHP・チラシによる広報 年1回					健康推進課
元年度実績	<p>全市民向けに、5月15日号市報で「室内での熱中症予防」の表題で記事を掲載しました(気温上昇が年々早まっている傾向を加味し、掲載を半月繰り上げました)。</p> <p>内容:熱中症・脱水症の症状の解説、, 気を付けたい気候・予防のポイント、家庭での簡易型経口補水液の作り方、食中毒予防等。</p> <p>同時期に、ホームページへの記事掲載・チラシ配架を併せて行いました。</p> <p>次年度の取組:例年と同様に、市報で「夏の健康管理」の表題で熱中症を含む記事を入稿していきます。</p> <p>内容:熱中症・脱水症の症状の解説、, 気を付けたい気候・予防のポイント、家庭での簡易型経口補水液の作り方、食中毒予防等。</p>					

取組	内 容				4年後のイメージ	
(83)高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動	夏場の熱中症対策として、予防方法などを市報やHPなどで広報を行うほか、熱中症予防に関する各種教室、出張講座により、啓発活動を行います。				熱中症予防に関する講座の開催等、地域での意識の向上を図る取組が推進されています。高齢者が熱中症予防に関する適切な対応ができています。	
	年度別指標	H29	H30	R元(H31)	R2(H32)	担当課
	熱中症に関する講座を各地域包括支援センターにおいて1回以上実施	→ 継続				高齢福祉課 (旧高齢者相談室)
元年度実績	<p>【目的】 夏季期間における高齢者の熱中症について注意喚起と夏場の過ごし方・熱中症対策について啓発を行う。【実施期間】令和元年6月～9月末</p> <p>【実施内容】(1)夏場の過ごし方・熱中症対策を周知するための講座開催：講座数35回(2)個別訪問による熱中症対策・予防の注意喚起：対象者(75歳以上の高齢者世帯)総数8,876人(3)高齢者が利用する市内関係機関へのチラシ配布：配布先団体344箇所(4)市内に涼み処を設置：公共施設29箇所、協力店舗29箇所</p> <p>【実施における関係機関】 民生・児童委員協議会、地域包括支援センター、ケアマネジャー、市内関係機関等 市内で熱中症で搬送された数値。 ※( )内が65歳以上の高齢者数内訳。 令和元年：39人(22人)</p> <p>(参考：30年度 熱中症予防に関する講座：36回、 36箇所実施、501人参加)</p>					

#### 4-2省エネルギー・省資源の促進

重点プロジェクトとの関係		8環境負荷の少ないライフスタイルの促進
通 番	39	主な施策 省エネルギー・省資源行動の促進
目 的	家庭におけるエネルギー使用量、二酸化炭素排出量を月1回記録することで、省エネルギーの意識を高める手段としての「環境家計簿」を普及拡大するとともに、市報やホームページなどを通じて、家庭や事業所等における具体的な節電対策、省エネルギー機器に関する情報など、省エネルギー・省資源に関する情報提供を行います。	

取組	重点プロジェクト5(P43参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(38)環境保全に関するPR		
取組内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		

取組	重点プロジェクト8(P59参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(84)環境家計簿の普及啓発		
取組内容	市民の省エネルギー・省資源などの意識を高める手段として、環境家計簿の普及啓発を推進します。		

### 4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進


重点プロジェクトとの関係		8環境負荷の少ないライフスタイルの促進
通 番	40	主な施策 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
目 的	新たに公共施設を整備する際は太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図ります。家庭においては、太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器などの設置費用の一部を助成することで、再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進し、エネルギーの有効利用、地球温暖化対策を進めます。	

取組	重点プロジェクト8(P60参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(85)公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入		
取組内容	公共施設の新設・大規模改修に際して、再生可能エネルギー・創エネルギー機器の設置を推進します。		

取組	重点プロジェクト8(P60参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(86)住宅用太陽光発電機器等設置助成		
取組内容	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減、省資源・省エネルギーの推進のため、家庭向けの創エネルギー機器設置費用の一部を助成します。		


### 4-4 ごみの発生抑制, 減量化・資源化の推進

重点プロジェクトとの関係		—
通 番	41	主な施策 ごみの発生抑制
目 的	リデュース(ごみになる物をつくらない、買わない)リユース(物を捨てずに人に譲ったり、繰り返し使う)の促進による発生抑制を図ります。レジ袋削減などに積極的に取り組むリサイクル推進協力店制度の推進のほか、市報等を通じて、ごみの排出抑制を重視した暮らしに関する普及啓発を進めます。	

取組	内 容			4年後のイメージ	
(87)リサイクル推進協力店制度 <sup>*</sup> の拡充と啓発	事業系廃棄物の減量化・資源化に関する説明会を開催し、事業者に対し積極的な働きかけを行い、ごみ減量・資源化に関する意識を啓発し、資源の循環を図るためペットボトルの自主回収などのリサイクル推進協力店を増やす等、制度の拡充と啓発を進めます。			過剰包装・使い捨て商品の抑制が促進され、リサイクル推進協力店、スーパー、コンビニエンスストアと連携し、マイバッグ運動や自主回収が推進されています。	
	年度別指標	H29 商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請(関係機関と広域的に連携)	H30 商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請(関係機関と広域的に連携)検証及び見直し	R元(H31) 商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請(関係機関と広域的に連携)	R2(H32) 
元年度実績	ごみの減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業者等を「国分寺市リサイクル協力店」に認定し、市民及び事業者のごみの減量化・資源化に関する意識の啓発をするとともに、市内における循環型社会の形成を推進している。協力店舗数 10店舗。				

<sup>\*</sup>リサイクル推進協力店制度

・創意工夫によるごみの減量・資源化に積極的に取り組む市内の事業所に対して、市がリサイクル協力店として認定する制度のことで。レジ袋を無料で提供しない、マイバッグの持参を奨励しているなどの認定要件があります。

取組	内 容			4年後のイメージ	
(88)図書館資料のリユース	除籍した図書館資料をリサイクル図書コーナーに置き、市民に提供します。また、図書館の運営体制の整備後に、公民館まつり等のイベントに合わせてリサイクル市を行い、除籍・廃棄資料のリユースを行います。			資料のリユースにより、除籍資料や寄贈された資料の有効利用が図れます。	
	年度別指標	H29 リサイクルコーナーは市内5館で実施15,000冊(単年) リサイクル市は市内2館で実施	H30 	R元(H31) リサイクルコーナーは市内5館で実施15,000冊(単年) リサイクル市は市内3館で実施	R2(H32) リサイクルコーナーは市内5館で実施15,000冊(単年) リサイクル市は市内4館で実施
元年度実績	<p>収納スペースに限りがあることから、配架場所の確保を目的に不要となった図書を有効利用するためリサイクルコーナーなどに配架し除籍しました。</p> <p>また、全図書館(駅前分館を除く)では、公民館まつりの際にリサイクル市を開催し、不要となった除籍資料・寄贈資料を来場者に配布しました。</p> <p>除籍資料合計: 18,996冊(単年) 本多図書館(1,746冊), 恋ヶ窪図書館(3,130冊), 光図書館(4,315冊), もとまち図書館(2,474冊), 並木図書館(7,331冊)</p> <p>次年度の取組: 次年度も引き続き新刊図書の収納スペースを確保するため汚破損本や貸出頻度の少ない資料を除籍していきます。また、除籍した図書に関しては、公民館まつり等のイベントや行事を活用し、リサイクル市等を開催し、図書の配布を積極的に行っていきます。</p> <p>(参考: 30年度 合計16,364冊(単年) (内訳)本多図書館(4,254冊), 恋ヶ窪図書館(2,417冊), 光図書館(2,663冊), もとまち図書館(4,144冊), 並木図書館(2,886冊)</p>				

重点プロジェクトとの関係		7資源循環型のまちづくりの推進
通 番	42	主 な 施 策 ごみの減量化・資源化の推進
目 的	家庭用生ごみ処理機器購入助成の普及促進、給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化、リサイクル家具の販売、陶磁器、小型家電、金物類やごみ焼却灰の再資源化、清掃指導員による分別指導などのほかに、多摩地域各市の先行事例の分析・研究を行い、ごみの減量化・再資源化を推進することによって、資源の循環、ごみ焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を進めます。	

取組	重点プロジェクト7(P51参照)	担当課	ごみ減量推進課
	(89)生ごみ処理機器の普及促進		
取組内容	生ごみ処理機器(ごみけしくん、市販型)の購入費の一部を助成するとともに、啓発活動により普及を図ります。		

取組	重点プロジェクト7(P52参照)	担当課	ごみ減量推進課
	(90)給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化		
取組内容	小学校や保育園の給食残さ、集合住宅及び戸建住宅(自治会単位など)の生ごみ及び家庭のせん定枝をたい肥化し、小学校、保育園の園芸や家庭菜園などでの利用を促進します。		

取組	重点プロジェクト7(P52参照)	担当課	ごみ減量推進課
	(91)ごみの減量化・資源化の推進		
取組内容	「一般廃棄物処理基本計画やごみ減量化資源化行動実施計画(アクションプラン)」に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。		

取組	重点プロジェクト7(P52参照)	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
	(92)分別の周知・指導		
取組内容	市報やごみリサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員による啓発活動を行います。		

重点プロジェクトとの関係		7資源循環型のまちづくりの推進	
通番	43	主な施策	
ごみ減量や分別などの普及啓発			
目的	ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布、協働による分別体験説明会・イベントの開催、資源物の集団回収の推奨、リーフレットの作成や市報などを通じて、ごみ減量や分別に関する普及啓発を進めます。		

取組	重点プロジェクト7(P53参照)	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
	(93)ごみリサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発		
取組内容	分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し、啓発を行います。		

取組	重点プロジェクト7(P53参照)	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
	(94)説明会やイベントなどでの啓発活動		
取組内容	分別体験説明会をはじめ、国分寺まつり、環境まつりなどの各種イベントにおいて、協働によるごみの減量・資源化、分別について啓発活動を推進します。		

取組	重点プロジェクト7(P54参照)	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
	(95)広報活動の充実		
取組内容	市報特集号やHP、アプリなどを通じて、ごみ減量・資源化の啓発を行います。		

## 【環境教育・環境学習】基本方針5:地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

### 5-1 環境教育・環境学習の推進

重点プロジェクトとの関係		7資源循環型のまちづくりの推進 8環境負荷の少ないライフスタイルの促進	
通番	44	主な施策	
多様な主体による環境教育・環境学習の推進			
目的	小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。		

取組	重点プロジェクト7(P55参照)	担当課	公民館課
	(96)公民館における「環境教育・環境学習」の推進		
取組内容	各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。		
取組	重点プロジェクト7(P55参照)	担当課	図書館課
	(97)環境に関する啓発活動		
取組内容	世界環境デー(6月)に合わせ、市内全図書館で、環境問題に関する資料の展示コーナーを設置します。		
取組	重点プロジェクト7(P56参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(98)環境学習の実施・支援		
取組内容	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。		
取組	重点プロジェクト7(P56参照)	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
	(99)環境学習・啓発活動体制の推進		
取組内容	市内小学校の清掃センター見学、出前講座、分別説明会、環境まつりなどにおいて、子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。		
取組	重点プロジェクト7(P57参照)	担当課	ごみ減量推進課
	(100)3R講座の開催		
取組内容	市のごみの現状と処理について理解し、市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3R講座を開催します。		
取組	重点プロジェクト7(P57参照)	担当課	環境対策課 (旧ごみ対策課)
	(101)清掃センターの見学受入		
取組内容	社会科見学、夏休み親子見学会や環境まつりなどにおいて、ごみの発生から中間処理、最終処分までの過程を講義するとともに、焼却施設などを見学することで、ごみの排出抑制、減量化・資源化を考える機会を提供します。		
取組	重点プロジェクト7(P57参照)	担当課	学校指導課
	(102)清掃センターの見学実施		
取組内容	小学3～4年に実施する、「わたしたちの国分寺」という授業の中で、ごみの流れを取り上げ、清掃センターの見学を実施します。		

取組	重点プロジェクト7(P58参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(103)全庁的な取組の実施		
取組内容	「環境基本計画実施計画」、「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」、「グリーン購入基本方針」を柱に、庁内イントラネット、ポスター掲示、職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し、全庁的な取組を進めます。		

重点プロジェクトとの関係	2地産地消の推進による都市農業の支援 3野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用		
通番	45	主な施策	
	地域資源を活用した体験型学習の推進		
目的	国分寺崖線や樹林地、都市農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら、生命の尊さ、自然の大切さ、環境保全等を学ぶ機会として、自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。		

取組	重点プロジェクト2(P28参照)	担当課	経済課
	(24)農業体験農園の支援		
取組内容	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います		

取組	重点プロジェクト2(P28参照)	担当課	経済課
	(25)市民農業大学		
取組内容	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。		

取組	重点プロジェクト2(P28参照)	担当課	経済課
	(26)農ウオーク		
取組内容	農業委員会他共催で「農ウオーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。		

取組	重点プロジェクト2(P29参照)	担当課	子ども子育て事業課
	(27)市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動		
取組内容	市内農園(保育園の近隣地など)での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。		

取組	重点プロジェクト1(P26参照)	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
	(36)観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供		
取組内容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。		

取組	重点プロジェクト2(P32参照)	担当課	学校指導課
	(104)学童体験農園 小学校3校で実施(単年)六小, 八小, 十小の3校		
取組内容	農家の指導をうけて、土づくり、種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験し、小学校と地域の連携を図ります。		

取組	重点プロジェクト2(P33参照)	担当課	学校指導課
	(105)児童の収穫体験		
取組内容	小学校の生活科、理科の学習において、農作物などの収穫を通して、地域の中で自然に親しむことにより、自然環境への関心を高めます。		

取組	重点プロジェクト2(P33参照)	担当課	緑と建築課
	(106)エコミュージアム事業の開催		
取組内容	市内の樹林地などについて、市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアムとして活用します。		

取組	重点プロジェクト2(P34参照)	担当課	学校指導課
	(107)科学教室の開催		
取組内容	小学5～6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。		

取組	重点プロジェクト2(P34参照)	担当課	学校指導課
	(108)宇宙の学校の開催		
取組内容	5歳児から小学4年生を対象とし、宇宙や自然科学をテーマにした話や実験・工作などを通して、宇宙や自然科学への興味や関心を高めます。		



重点プロジェクトとの関係		8環境負荷の少ないライフスタイルの促進	
通番	46	主な施策	
		環境学習に関する情報提供, 学習教材づくり	
目的	環境に関するイベントや講座の開催, 環境関連図書の設定, 環境施策の取組状況などを示した「環境報告書」の公開など, 環境学習に関する情報提供を進めます。 また, 市民や学校などと連携しながら, 子どもだけでなく大人にも有効な学習教材やプログラムづくりを進めます。		

取組	重点プロジェクト5(P43参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(38)環境保全に関するPR		
取組内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また, HP等で新しい情報を提供します。		

取組	重点プロジェクト7(P56参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(98)環境学習の実施・支援		
取組内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

重点プロジェクトとの関係		—	
通番	47	主な施策	
		環境活動の促進と支援	
目的	環境アドバイザーの派遣, 省エネセミナーなどを開催し, 市民や事業者等の環境活動を促進するとともに, ホームページなどで市民等の環境保全活動を紹介するなど, その取組を支援します。		

取組	重点プロジェクト7(P56参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(98)環境学習の実施・支援		
取組内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

## 5-2 人づくり, 仕組みづくり

重点プロジェクトとの関係		9環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	
通番	48	主な施策	
		環境教育・環境学習の機会の促進	
目的	環境に関する意見交換会を行う場である「環境ひろば」の活動, 地域の課題を地域で考える「地域・団体交流会」の開催, 地域住民の環境学習会へのアドバイザーの派遣など, 市民, 事業者等, 市が協働して環境教育・環境学習を促進します。		

取組	重点プロジェクト9(P62参照)	担当課	協働コミュニティ課
	(68)地域づくり		
取組内容	コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。		

取組	重点プロジェクト7(P56参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(98)環境学習の実施・支援		
取組内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

取組	重点プロジェクト9(P63参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(109)環境ひろばの開催 平成27年度環境シンポジウムの参加者満足度83%		
取組内容	環境ひろばを開催し, 市民, 事業者等, 市の環境に関する意見交換を行い, 環境学習を促進します。また環境シンポジウムを開催するなど, 市民や事業者等への啓発活動を推進します。		

重点プロジェクトとの関係		9環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	
通番	49	主な施策	
		地域リーダーの育成, ネットワーク化の支援	
目的	わんぱく学校などを通じて, 人とのかかわりを大切にした豊かな地域づくりを担う青少年地域リーダーの育成を進めるとともに, 環境教育・環境学習に取り組んでいる環境団体の連携, ネットワークづくりを支援します。		

取組	重点プロジェクト7(P56参照)	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
	(98)環境学習の実施・支援		
取組内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

取組	重点プロジェクト9(P64参照)	担当課	社会教育課
	(110)青少年地域リーダーの育成		
取組内容	豊かな地域づくり・活性化のため、お年寄りから子どもまでの橋渡し役を担う青少年を育成します。		

取組	重点プロジェクト9(P64参照)	担当課	社会教育課
	(111)わんぱく学校		
取組内容	わんぱく学校の活動の中で地域の美化・環境活動などに参加します。		

取組	重点プロジェクト9(P65参照)	担当課	まちづくり推進課
	(112)まちづくりセンターの運営		
取組内容	まちづくり条例に基づく「まちづくりセンター」の事業を実施し、都市計画・まちづくりに関する講座や相談会の実施のほか、「まちづくり協議会設立」「まちづくり計画策定」の支援などを行うことで、市民主体のまちづくりを推進します。		



## 平成27年度動植物調査結果（重点プロジェクト1 取組34 P.25関連）

市では、動植物の生育・生息状況を把握し、希少種や外来生物対策の基礎データの整備、生きものと環境への関心を高める取組として、平成27年度に動植物調査を実施しました。

調査は、市内5か所での専門員による調査、市内2か所での環境団体参加による拠点調査（観察会）のほか、「身近な生きものさがし」と題して市民アンケート調査（目撃情報の収集）を行いました。

その結果は、下表のとおりです。

なお、動植物調査の詳細は、ホームページ掲載の動植物調査報告書をご覧ください。



### <専門員調査・環境団体参加拠点調査で確認した各分類群の種数一覧>

分類群	確認種	希少種		外来種		
		国レッド・データ・ブック	都レッド・データ・ブック	特定外来生物	外来種リスト掲載種	その他
植物	531	3	7	0	28	98
鳥類	37	2	10	1	1	1
ほ乳類	1	0	0	0	0	0
は虫類	8	1	7	0	1	0
両生類	1	0	0	0	0	0
昆虫類	354	0	10	0	1	6
クモ類	60	1	1	0	0	0
水生生物	昆虫類	14	2	0	0	0
	魚類	7	2	0	0	1
	その他	12	1	0	1	0
合計	1,025	8	40	1	32	106

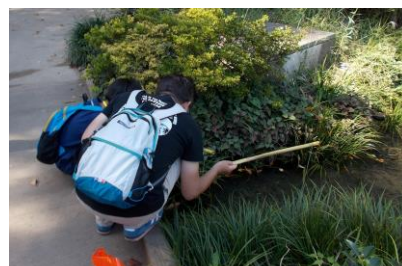
### <「身近な生きものさがし」結果—特にさがしてほしい生きもの8種—>

分類群	種名	サンプル数		合計サンプル数
		市民	市立小中学校	
鳥類	オナガ	155	41	196
	ツバメ	62	101	163
昆虫類	カブトムシ	12	166	178
	アゲハチョウの仲間	159	228	387
植物	ネジバナ	46	20	66
	どんぐり類	16	41	57
は虫類	ニホンヤモリ	47	97	144
両生類	ヒキガエル	36	64	100
合計		533	758	1,291

## 第5章 各課の環境学習・啓発活動等一覧

※**協働**…ひとつの事業目標を達成するために、市民活動団体と市が情報を共有し、信頼関係のもとに責任を果たし、成果をあげること。（対象：共催、実行委員会、意見交換等）

●まちづくり計画課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
<b>協働</b> 環境ひろば	毎月の第3日曜日 (原則)	市民・事業者・市が一堂に会し、環境をテーマに意見交換を行う場として年11回(3月は新型コロナウイルス感染症対策のため中止)開催するとともに、イベントでの啓発活動、環境シンポジウムを開催しました。
環境家計簿モニター 制度	期間： 7月～9月(夏期) 12月～2月(冬期) 参加世帯41世帯	家庭の電気・ガスの使用量を把握することで、省エネ意識の向上を高め、地球温暖化防止を目的として、実施しました。市報によりモニターを募集し、夏期と冬期に分けて電気・ガスの使用量から算出した温室効果ガス排出量の前年比増減と、エコライフ(省エネルギー生活)の取組の報告を受けました。
<b>協働</b> 国分寺市環境シンポジウム	2月8日 参加者100人	環境ひろばと協働して、2月に環境に関する講演会を実施しました。 国分寺市制施行55周年記念 第15回国分寺市環境シンポジウム テーマ：緑あふれるまちを目指して ～都市農地の保全・活用～ ・基調講演「緑あふれるまちを目指して ～農業振興による 環境の保全について～」 講師：渡辺 誠 氏(東京農工大学准教授) ・取組事例紹介「一番近い畑から 一番おいしい野菜を ～国分寺中村農園の挑戦～」 講師：中村 克之 氏(国分寺中村農園) ・フロアディスカッション ・国分寺市の環境団体の紹介
環境情報ライブラリー	図書・資料の閲覧	環境白書(令和元年度版)1冊を購入し、配架しました。
姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦	9月15日 参加者 40人 10月5日 参加者 40人	市内姿見の池とその接続した水路において、市内在住の小学生とその保護者を対象に外来種駆除と生きものへの関心を高めることを目的としたイベントを開催し、9月15日に48匹、10月5日に35匹のアメリカザリガニを捕獲しました。また国分寺市環境アドバイザーの林鷹央氏を講師に招き、アメリカザリガニの生態や姿見の池に生息する水生生物について学びました。



姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦の様子

●緑と建築課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
【協働】 エックス山等緑地 保全事業	毎月第2・3・4金 曜日作業 毎年1・4・7・10 月第2金曜日会議	エックス山等市民協議会と協働して、四半期ごとに1回意見交換を行うとともに、毎月3回（ただし会議日を除く）西恋ヶ窪緑地において維持管理作業を実施しました。定例作業のほか、樹木更新を実施するため、11月から2月までの間週3回活動しました。
【協働】 砂川用水路維持管理 事業	毎月第1月曜日 毎月第2・4土曜日 定例作業	美しい用水の会と協働し、毎月3回の定例作業として、砂川用水のより良い環境維持を目的に、水路ののり面の除草やごみ揚げ清掃、樹木剪定などを実施しました。
【協働】 姿見の池周辺維持管 理事業	毎月1・4日曜日定 例作業	緑と自然を育てる会と協働して、姿見の池周辺緑地において、良好な環境保全を目的に水路ののり面の除草、清掃及び草花等の補植・管理を実施しました。
バードウォッチング	5月21日雨天中止 11月20日 参加者 39人	野川の水源と貴重な森林が残る（株）日立中央研究所で秋の樹木と鳥の観察をしました。
夏休み子ども自然教 室	【植物編】 7月31日 参加者 13人 【昆虫編】 8月14日・15日 延べ71人参加	【植物編】 植物に関する講座を行い、西恋ヶ窪緑地を探索しながらクイズなどをしました。 【昆虫編】 西恋ヶ窪緑地を探検して、せみの抜け殻を探したり、昆虫を採集しスケッチをしたりしました。
湧水源周辺散策	11月4日 参加者 43人	（一財）小林理学研究所の協力で公開される所内の湧水源と国分寺崖線（はげ）、お鷹の道や真姿の池湧水群周辺、都立殿ヶ谷戸庭園など、武蔵野の面影を残す湧水や水路を散策しました。
エコミュージアム	11月26日 参加者 24人	市内を博物館に見立て、何気なく目にしている自然や生活環境を、歴史や文化・伝統に根ざした視点から、散策しました。国分寺崖線にはじまり、（公財）鉄道総合技術研究所、平兵衛樹林地、富士本90度公園などに行きました。



バードウォッチング  
（日立中央研究所内を散策中）



市の花 さつき



湧水源周辺散策  
（おたかの道湧水園内を散策中）

●まちづくり推進課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
まちのデザインセンター	まちづくりライブラリー 図書・資料の閲覧	まちづくり図書の閲覧を行いました。

●経 済 課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
市民農業大学	受講生 15 人 (うち修了生 15 人)	農業者が講師となって、市民が農作物の播種・定植から除草等の圃場管理・収穫まで一連の農作業を体験することにより、農業者と市民の相互理解を促進し、農業とふれ合う市民のすそ野を拡大しました。
援農ボランティア推進事業	市民農業大学で「援農ボランティア技術習得講座」を実施	市民農業大学受講生を対象に援農ボランティア技術取得講座を実施し、出席率により 15 人を東京都の「援農ボランティア」として認定しました。講座は実習（市民農業大学の実習を兼ねる）10 単位・座学 3 単位・体験学習（実務研修含む）3 単位を実施し、講座内容の充実を図りました。 平成 8～30 年度に（公財）東京都農林水産振興財団が認定した「援農ボランティア」のうち、派遣希望のあった 78 人を 21 戸の農家に派遣しました。
市民農園	全 5 農園 447 区画	市民が野菜の栽培を通じて土に親しむとともに、生産の喜びを味わい、市民相互の交流を深め豊かな余暇生活の実現を図りました。
農ウォーク	7 月実施 参加者 50 人	国分寺市農業委員会・国分寺市都市農政推進協議会・J A 東京むさし国分寺地区と共催で実施しました。
農業なんでも相談会	11 月に実施	農業祭開催時に「農業委員会コーナー」を設置し、農業なんでも相談を実施しました。また、花と野菜の種を来場者へ配布し、農業委員会活動の PR を行いました。
親子農業体験教室	5 月～8 月 7 回実施 参加者 7 組（14 人）	市内在住の小学生親子を対象に、市民農業大学修了生の指導により播種から収穫までを体験しました。
野菜作りの半日体験講習会	11 月 24 日 参加者 12 人	春作に向けた土作りと収穫を体験しました。

●ふるさと文化財課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
ふるさと文化財愛護ボランティア養成講座	6月6日～8月26日 全7回 参加者 11人	史跡ガイド・文化財普及・文化財調査の3部門のボランティアを募集し、国分寺市の歴史と文化財の保護、ボランティアの活動等についての講義と実習を実施
市民歴史講座	6月20日、7月2・17日、8月1日 参加者 4人	ふるさと文化財愛護ボランティア養成講座の座学部分を市民歴史講座として希望者に聴講生として公開
市内文化財めぐり	10月10日 参加者 29人	国分寺市の国指定重要文化財「木造薬師如来坐像」の御開帳に合わせ、史跡武蔵国分寺跡周辺をふるさと文化財課学芸員が案内。都立殿ヶ谷戸庭園では、庭園職員が解説。国分寺市観光協会と共催で実施（東京文化財ウィーク参加事業）
現地説明会	11月4日 参加者 256人	史跡ガイドボランティアによる史跡武蔵国分寺跡での定点ガイドを実施（東京文化財ウィーク参加事業）
歴史講演会等	9月21日 参加者 189人	史跡武蔵国分寺跡の僧寺中枢地域が、平成23～30年度の整備工事を経て市立歴史公園として開園したことを記念し、その活用のあり方を検討するために、まちづくり、観光、ランドスケープデザイン等様々な分野の専門家を招いて、「国分寺市制施行55周年記念国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡整備完了記念シンポジウム 史跡を使いたおせ！」を実施



市内文化財めぐりの様子  
(国分寺楼門(市重要有形文化財)を見学中)



伽藍中枢部南辺区画施設(西元町)





●社会教育課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
青少年地域リーダー講習会	4月～1月 全8回 参加者 19人	子どもからお年寄りまでの橋渡し役となり、豊かな地域づくりに貢献できる青少年のリーダー(中学1年から大学生)を育てる事を目的として実施しました。
わんぱく学校	4月～12月 全10回 参加者 41人 ※新型コロナウイルス感染症対策のため1回中止(卒業式)。	体験学習や仲間との交流を通して、子どもたちの感受性・人間性を伸ばし、青少年リーダーとしての資質を育てることを目的として実施しました。 野外活動・ハンディキャップ学習・異世代交流等の体験学習・友好都市長野県飯山市での宿泊実習を実施しました。



青少年地域リーダー講習会 どんと焼きの準備



わんぱく学校 キャンプファイヤーの様子

●防災安全課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
市民防災 まちづくり学校 (通算39回目)	11回実施 受講生 26人 (修了者 22人)	防災都市づくりを総合的に進めるために、市民への防災まちづくりに関する教育、情報の提供を系統的・体系的に行って市民意識の高揚を図ると同時に、地域における市民防災の発展、あるいはまちづくりを自主的に推進するリーダーを養成することを目的としています。修了者数累計1,413人 令和元(平成31)年度修了者のうちから市民防災推進委員を19人認定しました。認定者数累計1,273人
<b>協働</b> イザ!カエルキャラバン!	学校及び児童館・いずみホールで実施 参加者 871人	地域に密着し、子どもとその親世代を中心として防災に関心を高めてもらうため、イザ!カエルキャラバン!を第四小学校及び市内児童館5館・いずみホールにおいて開催し、その地域の防災まちづくり推進地区や自主防災組織、市民防災推進委員等がブース運営を担うことで地域コミュニティの活性化や世代間交流を図りました。
井戸端会議の実施	毎月1回実施 (11箇所)	地域社会における災害時の生活用水の確保、水と緑を通した都市環境の保全、市民のふれあいの場の確保等を目的として設置した23箇所(うち2箇所は民間井戸)について市民と協働して維持・管理を行いました。 11箇所の井戸について、周辺に住んでいる市民防災推進委員や住民を中心として井戸端会議及びポンプ管理、清掃、簡易水質検査を行い、同時に防災に関する情報交換等を行いました。

●環境対策課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
清掃センター見学	市内小学校9校 夏休み親子施設見学会 3回 その他の施設見学 計2回	家庭から出たごみが、どのように処理されるかを見学し、ごみの減量・分別・リサイクル意識の向上を図ることを目的としています。 清掃センター施設見学は、令和元（平成31）年度で終了し、リサイクルセンターが稼働してからの実施を予定しています。令和2年度以降、焼却施設の見学は、日野市、国分寺市、小金井市の3市で可燃ごみの共同処理をする浅川清流環境組合の可燃ごみ共同処理施設で実施する予定です。 市内小学校9校 977人 親子施設見学会3回 6人 環境まつりにおける工場見学会 65人 三多摩一つなり交流事業 中止により 0人
協働 喫煙マナーアップキャンペーン	毎月の第3火曜日	毎月第3火曜日に国分寺駅において、商店会、東京経済大学、関係団体等と協働でポイ捨ての防止及び路上喫煙に関する規制の啓発等、マナーアップキャンペーンを実施しました。
協働 クリーン運動	11月10日（日） 参加者 3,315人	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会、老人会、各種団体等と連携し、ボランティア精神に基づいて自主的に清掃活動を行い、地域環境の向上を図ることを目的としています。 昭和51年に始まった国分寺市民クリーン運動も70回を数え、市民の間に定着し、11月に公共の場所での一斉清掃を実施しました。 平成27年度からひとりでも多くの市民に参加してもらうため、自治会・町内会など団体に加えて、各種団体に加入していない方やマンションの管理組合などに対しても参加を呼びかけました。



市内の小学生が清掃センターの焼却炉を見学中



クリーン運動の様子

●ごみ減量推進課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
協働 3R講座	6月～11月 全6回 受講者 20人	国分寺市のごみ処理，リサイクルの現状と処理について理解をして頂き，市民と行政の役割分担を明確にして，協働して地域のごみ問題を解決するボランティアリーダーの育成を目的として3R講座を実施しました。 3R講座の修了者のうち8人を，国分寺市廃棄物減量等推進委員に委嘱しました。
協働 国分寺環境まつり	12月1日 来場者 約1,600人	市民，商工並びに農業者，行政が一体となり，ごみの減量及び資源の再利用化を考え，環境と調和したリサイクル型都市の形成を目指す市民イベントとして，市民の実行委員会形式で開催しました。
ごみの分別・ 出し方の啓発	分別相談・体験等での啓発 21回	臨時拠点収集・分別よろず相談所を実施しました。
	イベント 11回	市民が参加するイベントで，ごみの分け方・出し方を詳細に説明しました。



3R 講座の様子(施設見学)



国分寺環境まつりの様子(ステージで国分寺市環境アドバイザー林家まる子・カレー子氏による環境漫才の披露)

●健康推進課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
食育講座	6月8日 参加者 28人 7月25日 参加者 28人 11月14日 参加者 20人	既存の親子食育講座2回，大人を対象に「天平メニュー・国分寺ごはん」講座を実施しました。 「親子で作る料理体験会 おいしく作って食べよう」(6月8日) 「親子でクッキング体験会 おいしくおやつを作ろう」(7月25日) 「天平メニュー・国分寺ごはん 昔の食生活とバランスのいい食事」(11月14日)
	4回実施 参加者 73人	食育に関する出前講座を子どもから高齢者を対象に実施しました。

●公民館事業		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
本多公民館	環境講座 1月 1回 参加者 6人	小平市ふれあい下水道館に行き、下水道の役割や水環境の大切さをさまざまな資料や展示物で学ぶことができました。たとえば汚水を綺麗にする生きた微生物を、顕微鏡を通したモニターで見ることができ、また、実際に使われている下水道管（地下25メートル）の中に入り、その様子を見ることができ貴重な体験となりました。
恋ヶ窪公民館	自然講座「自然に触れる 網代編み」 10月 1回 参加者 19人	樹皮を編むことを通して、自らの環境への意識や興味を高めてもらうとともに、学びを通じた市民同士の交流を体感する場となりました。 自然を通じ新たな地域コミュニティ形成を目指しました。
光公民館	野外講座 「学芸の森と武蔵野台地・ハケの歴史」 6月 全2回 延べ参加者 50人	近世の新田開発や戦時中の軍事研究所、戦後の都市化という歴史をたどった東京学芸大学周辺の自然と地域変化を学びました。
もとまち公民館	環境・自然をテーマにした学習会 「恋ヶ窪分水の自然について」 ～市内に残る玉川上水の分水～ 5月 全2回 延べ参加者 42人	野川源流の遊水地がある国分寺村と恋ヶ窪村以外は享保年間以降に開拓されました。玉川上水から分水され、国分寺市の新田開発に重要な役割を果たした恋ヶ窪分水や砂川分水についての理解を深め、自然・環境を大事にし、その保存・維持について考える契機としました。砂川分水・恋ヶ窪分水の自然や環境について講義と散策を通して学びました。
並木公民館	農業体験講座 (並木ファーマーズ) 4月～9月 全47回 参加者 20人 延べ 574人 9月～3月 全49回 参加者 18人 延べ 483人	地元の農家の方の協力・実技指導を得ながら約40種類の作物を育て、収穫をしました。 この事業を通して、地域理解と都市型農業について考える機会となりました。 その他、参加者同士の交流の場、公民館事業へ参加することにより、地域社会とのつながりを深めることにもつながりました。
	子ども農業体験講座 5～11月 全10回 参加者 14人 延べ 108人	毎回、前半は野菜や作業などについて話を聞き、その後、畑へ行って種まきや苗の植え付け、野菜の収穫などを行いました。その後当日の作業や気づいた点などを「野菜日記」にまとめました。 講座を通して、地域や環境に関心を持つきっかけとなりました。 また、農業体験講座の参加者が指導にあたり、地域の大人と子どもが異世代で交流する機会にもつながりました。



環境・自然をテーマにした学習会  
「恋ヶ窪分水の自然について」  
(もとまち公民館)



子ども農業体験講座「じゃがいもの収穫」  
(並木公民館)

●学校指導課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
授業における環境学習・清掃センターの見学	市内の10小学校	社会科副読本「わたしたちの国分寺」には、くらしとごみの単元があり、ごみの出し方、行方、量、再利用等について調べました。また、清掃センターの見学を行いました。
科学教室の開催	5年生コース (32回) 参加者 105人 6年生コース (31回) 参加者 47人	5年生コースでは「光の科学」「大気の科学」「水の科学」を、6年生コースでは「植物の科学」「土の科学」「電気の科学」を取り上げ、観察や実験を行いました。
宇宙の学校の開催	キッズコース 参加者 309組 ファンダメンタルコース 参加者 106人	キッズコース 5歳児から小学2年生を対象 ファンダメンタルコース 小学3・4年生を対象  配布する冊子を用いた学習とスクーリングにより実施しました。配布した科学冊子をもとに、各自が家庭で学習を進め、スクーリングでは参加者が協力しながら実験を行いました。
学童体験農園	3校(6小・8小・10小)で実施	農家の指導を受けながら、土づくり、種まきから収穫までの一連の作業を通して、児童に勤労の尊さや喜び、成就感を実感させるとともに協調性を養うことができました。



科学教室自然観察会の様子



●交通対策課		
事業名	実施日・参加者等	事業内容・目的等
協働 駅前放置自転車クリーンキャンペーン	10月22日～10月31日	キャンペーン期間中は、放置自転車の撤去活動を強化するとともに、10月28日には国分寺駅前にて、各種団体のご協力を得て、啓発用ティッシュ配布とともに放置自転車のマナー向上を呼びかける駅頭広報活動を行いました。

## 第6章 委員会等の活動経緯

### 1 国分寺市環境審議会（附属機関）

環境基本条例に基づき、令和元年度環境報告書(平成30年度実績)の内容などについて協議しました。

回	開催日	内 容	委員
1	令和元年 12月25日	・令和元年度環境報告書(案)の内容等について	12人
2	令和2年 1月28日	・令和元年度環境報告書(案)の内容等について	11人
3	2月26日	・新型コロナウイルス感染症のため中止	—

### 2 国分寺市環境推進管理委員会

環境基本条例に基づき、環境基本計画実施計画に係る環境施策の進捗よく状況の確認・評価を行った。

回	開催日	内 容	委員
1	令和元年 7月25日	・平成30年度実績管理票の確認及び評価について	8人
2	8月28日	・平成30年度実績管理票の確認及び評価について	9人
3	9月30日	・平成30年度実績管理票の確認及び評価について	8人
4	11月18日	・令和元年度国分寺市環境推進管理委員会報告（案）のまとめ	8人

### 3 国分寺市環境ひろば

環境基本条例に基づき、毎月原則第三日曜日に市民・事業者・市が一堂に会し、環境をテーマに意見交換する場として開催しました。

回	開催日	内 容	参加者
172	平成31年 4月21日	報告 ・人事異動 ・環境審議会意見書の提出について など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ など フリートーク 「都市農業の未来について」	11人
173	令和元年 5月19日	報告 ・身近な生きものさがし春・夏編について ・クールビズの実施についてなど 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ など フリートーク 「都市農業の未来について その2」	12人
174	6月16日	報告 ・夏期環境家計簿モニター募集について ・国分寺市環境審議会委員の募集について など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ など フリートーク 「(仮称) 国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画の進ちょく状況について」	12人
175	7月21日	報告 ・環境推進管理委員会の開催について ・アメリカザリガニ捕獲大作戦について など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ など フリートーク 「(仮称) 国分寺市リサイクルセンター施設整備基本計画の進ちょく状況について その2」	13人
176	8月18日	報告 ・秋水園（東村山市リサイクルセンター）見学会の開催について ・環境推進管理委員会の開催について など 協議 ・ひろばニュース ・フリートークのテーマ など フリートーク 「都市農業の未来について その3」	13人
177	9月8日	報告 ・身近な生きものさがし春・夏編について ・環境推進管理委員会の開催について など 協議 ・ひろばニュース ・環境シンポジウムについて など フリートーク 「秋水園（東村山市リサイクルセンター）見学を終えて」	9人
178	10月20日	報告 ・身近な生きものさがし春・夏編について ・第九小学校での環境学習について 協議 ・ひろばニュース ・環境シンポジウムについて フリートーク 「(仮称) 国分寺市リサイクルセンター施設整備の提言について」	7人
179	11月17日	報告 ・国分寺まつり参加報告について ・環境審議会の開催について など 協議 ・国分寺市環境まつりに関して ・フリートークのテーマ など フリートーク 「食の安全性を考える」	10人
180	12月15日	報告 ・冬期環境家計簿モニター募集について ・環境審議会開催につ いて ・環境まつり参加報告について など 協議 ・環境シンポジウムについて ・フリートークのテーマ など フリートーク 「食の安全性を考える その2」	16人
181	令和2年 1月19日	報告 ・環境審議会の開催について など 協議 ・環境シンポジウムについて ・フリートークのテーマ など フリートーク 「環境シンポジウム（緑あふれるまちを目指して）の事 前学習」	8人

182	2月16日	報告 ・ (仮称) 国分寺市リサイクルセンター施設整備に関する提言への回答について ・ 環境審議会の開催について など 協議 ・ ひろばニュース ・ フリートークのテーマ など フリートーク 「環境基本条例と環境ひろばの役割について」	10人
183	3月15日	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	—

## 4 国分寺市環境ひろば・国分寺市で共催した事業

### (1) 環境シンポジウムの開催

多くの市民と環境問題について考える機会として、国分寺市環境ひろばと協働で環境シンポジウムを開催しました。第15回は「緑あふれるまちを目指して ～都市農地の保全・活用～」をテーマに「都市農地・市内農園」の将来に向けての保全や現状等について講演会を開催しました。

#### ○シンポジウム

テーマ：『緑あふれるまちを目指して  
～都市農地の保全・活用～』  
日時：令和2年2月8日（土）  
午後1時30分から午後4時30分  
会場：リオンホール（cocobunji WEST 5階）  
参加者：100名



#### プログラム

- ① 市内環境活動団体の紹介
- ② 基調講演 「緑あふれるまちを目指して ～農業振興による環境の保全について～」  
講師 渡辺 誠 氏（東京農工大学准教授）
- ③ 取組事例紹介 「一番近い畑から 一番おいしい野菜を ～国分寺中村農園の挑戦～」  
講師 中村 克之 氏
- ④ フロアディスカッション（意見交換）

### (2) 国分寺まつり・環境まつりへの参加

環境基本計画の紹介、国分寺市環境ひろばのPR及び省エネに関する情報提供などを目的に参加しました。パネル展示、マイクロプラスチック問題等に関するアンケート等を実施しました。

#### 国分寺まつり

日時：令和元年11月4日（月・振休）  
場所：都立武蔵国分寺公園

#### 環境まつり

日時：令和元年12月1日（日）  
場所：国分寺市清掃センター



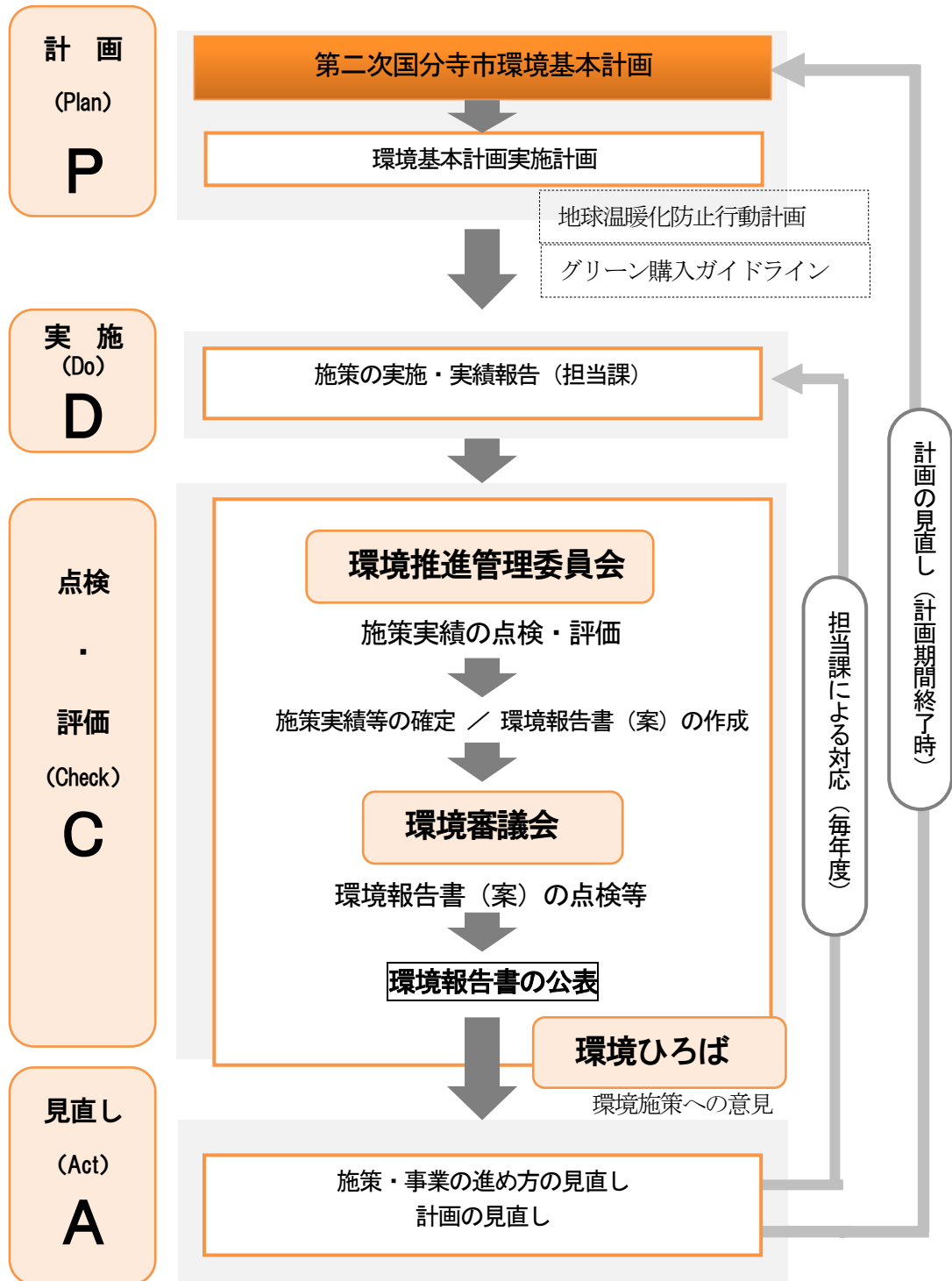


## 第7章 国分寺市の環境活動

### 環境マネジメントシステム (P6再掲載)

環境マネジメントシステムとは、下図のとおり計画 (PLAN)、実施・運用 (DO)、点検 (CHECK)、見直し (ACT) の手順により、各課の事業が環境に対してどのような負荷や影響を与えているかを把握し、環境に配慮した行動 (環境プログラム) を推進するシステムです。

図9-1 マネジメントシステムの仕組



《チェック機能》（P7再掲載）

### ●国分寺市環境推進管理委員会

国分寺市環境推進管理委員会は、国分寺市環境基本条例第27条の規定に基づき、公募市民（2人）、事業者の代表者（2人）、学識経験者（3人）、環境ひろばから選出された者（2人）、市職員（3人）の12人で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進ちょく状況の管理・評価を行います。

### ●国分寺市環境審議会

国分寺市環境審議会は、国分寺市環境基本条例第30条の規定に基づき、公募市民（4人）、学識経験者（4人）、事業者の代表者（2人）、関係行政機関の職員（2人）の12人で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

### ●環境ひろば ※協働の推進組織

国分寺市環境基本条例第28条の規定に基づき、協働の推進組織として平成16年8月に環境ひろばを設置しました。

毎月1回、市民、事業者、市が一堂に会して環境に関する意見交換を行うとともに、市の環境施策に関する意見や要望を提出するほか、市民への啓発活動、環境イベントの開催などを行っています。

## ○ 国分寺市の状況

市の環境マネジメントシステムは、以下の1. 国分寺市環境基本計画実施計画、2. 国分寺市地球温暖化防止行動計画、3. 国分寺市グリーン購入ガイドラインにより推進しています。

## 1 環境基本計画実施計画

環境基本計画に基づく実施計画（中期）の期間は、平成29年～令和2年度の4年間となっています。令和元年度の各課の事業実績は本報告書（P17～P109）に記載しています。これらの事業実績について環境推進管理委員会により確認・評価が行われました。

### ○ 国分寺市環境基本計画実施計画の進ちょく状況について

表7-1 国分寺市環境基本計画実施計画の主な施策の項目数

実施計画の取組の項目数	52
再掲載の施策の項目数	3

表7-2 主な施策の担当課の自己評価と環境推進管理委員会での評価(再掲載事業を含む)

評価基準	評価 (主な施策)	施策数に対する割合 (%)
順調 (順調・おおむね順調の割合の合計が 100%)	42	80.8
順調 (順調・おおむね順調の割合の合計が 80%以上 100%未満)	3	5.8
停滞ぎみ (順調・おおむね順調の割合の合計が 40%以上 0%未満)	7	13.4
停滞 (順調・おおむね順調の割合の合計が 40%未満)	0	0
合計	52	100

表7-3 国分寺市環境基本計画実施計画の主な取組みの項目数

実施計画の取組の項目数	169
再掲載の施策の項目数	57

表7-4 主な取組の担当課の自己評価と環境推進管理委員会での評価(再掲載事業を含む)

進捗状況の評価基準	進捗状況	構成比
1. 順調 (年度別指標を達成した。または、上回った。)	101	59.8%
2. おおむね順調 (年度別指標に対して、80%以上の達成率のとき。)	57	33.7%
3. 停滞ぎみ (年度別指標に対して、80%未満の達成率のとき。)	9	5.3%
4. 停滞 (年度別指標に対して、実績がない。未実施の場合。)	2	1.2%
合計	169	100%

○環境審議会による環境報告書の案の確認について

環境推進管理委員会での環境施策の実績確認・評価を行った後、毎年発行している環境報告書の案について環境審議会でも内容等を確認しました。報告書の構成、掲載位置、標記の修正などに関する意見を参考にしながら、本報告書を作成しました。

## 2 地球温暖化防止行動計画

### (1) 計画策定の背景と現在の国における目標の推移

平成9年(1997年)12月に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)に代表される6種類の温室効果ガスの削減目標が「京都議定書」として締結され、平成17年(2005年)2月に発効しました。「京都議定書」では、日本は温室効果ガスの総排出量を「平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の5年間に、平成2年(1990年)レベルから6%削減」することが目標として定められました。

平成25年(2013年)11月にポーランド・ワルシャワで開催された第19回締約国会議(COP19)では、上記の「京都議定書」に代わるものとして令和2年(2020年)以降の温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みについて議論され、第21回締約国会議(COP21)の開催前までに各国が約束草案を国連に提出することになりました。日本政府は、令和2年(2020年)までの削減目標を、「2005年比3.8%減(90年比約3.1%増)」に見直すことを表明しました。

これを受けて、平成27年(2015年)7月に、「令和12年度(2030年度)までに平成25年度(2013

年度)比26%削減」との目標草案を国連に提出しています。

平成27年(2015年)11月にフランス・パリで開催された第21回締約国会議(COP21)で、令和2年(2020年)以降の温暖化対策の国際的枠組みを示す「パリ協定」が正式に採択されました。

日本政府は、「パリ協定」及びそれに先立ち提出した目標草案を踏まえ、平成28年5月に地球温暖化対策を推進するために計画を閣議決定しています。

## (2) 地方公共団体の責務

地球温暖化対策推進法〔地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)〕第4条において温室効果ガスの排出抑制等のための施策を進めることが決まったほか、第20条の3において温室効果ガスの排出抑制のための実行計画の策定・公表等が義務付けられました。

## (3) 国分寺市地球温暖化防止行動計画

上記第4条、第20条の3に基づき、平成18年3月に「国分寺市地球温暖化防止行動計画」を策定し、継続して温室効果ガスの削減に取り組んできました。

平成26年3月には「第三次国分寺市地球温暖化防止行動計画」を策定し、当該行動計画では、基準年度(平成24年度)の基準排出量(10,443 t-CO<sub>2</sub>)に対し平成30年度までの5年間で15%以上の削減目標を設定し、市の事務及び事業に係る温室効果ガスを削減することを目標としています。

また、「第三次国分寺市地球温暖化防止行動計画」の計画期間の満了に伴い、新たに「第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画」を平成31年3月に策定しました。

表7-5 計画概要の推移

	計画期間	基準年度	目標設定とその達成状況
第一次計画	平成18～23年度	平成16年度	平成16年度の総排出量(20,439.2 t-CO <sub>2</sub> )に対し平成23年度までに6%(1,226.4 t-CO <sub>2</sub> )の削減目標 平成23年度総排出量(13,157 t-CO <sub>2</sub> ) 35.6%削減、目標達成
第二次計画	平成24・25年度	平成22年度	平成22年度の総排出量(15,279.2 t-CO <sub>2</sub> )に対し、年度ごとに1%ずつ削減をし、平成25年度までに合計2%(305.6 t-CO <sub>2</sub> )の削減目標 平成24年度総排出量(14,444 t-CO <sub>2</sub> ) 5.5%の削減 平成25年度総排出量(15,254 t-CO <sub>2</sub> ) 0.2%の削減 2年度の合計5.7%削減、目標達成
第三次計画	平成26～30年度	平成24年度	平成24年度の基準排出量(10,443 t-CO <sub>2</sub> )に対し平成30年度までに15%(1,566 t-CO <sub>2</sub> )以上の削減目標 平成30年度総排出量(11,484 t-CO <sub>2</sub> ) 10.0%増加、目標未達成
第四次計画	令和元(平成31)～令和5年度	平成25年度	平成25年度の基準排出量(6,947 t-CO <sub>2</sub> )に対し令和5年度までに16.7%(1,160 t-CO <sub>2</sub> )の削減目標

## (4) 平成30年度国分寺市温室効果ガス総排出量

令和元(平成31)年度に平成30年度の温室効果ガスの総排出量を集計した結果、総排出量は約11,484 t-CO<sub>2</sub>で、基準排出量(10,443 t-CO<sub>2</sub>)に比べ約10%増加しました。

第三次計画の削減目標値を達成するためには、更に2,608 t-CO<sub>2</sub>を削減する必要があります。引き続き、各施設内の照明の間引き、執務室内の消灯励行をするなど、エネルギー使用量の削減に取り組むなど地球温暖化防止行動が求められています。

### 3 グリーン購入

#### ○ グリーン購入とは

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することです。市では、平成18年度にグリーン購入基本方針及びガイドラインを策定し、平成19年度からグリーン購入の本格的な取組を進めています。令和元（平成31）年度は13分野90品目について取組を行いました。分野別の取組結果は、下表のとおりです。

表7-6 令和元(平成31)年度グリーン購入調達実績(分野別取組結果)

年度・分類 特定調達品目分野	購入実績に伴う調達率		やむを得ない理由によるものを除いた調達率(※)	調達できなかった主な理由
	H30	R元(H31)	R元(H31)	
用紙類	99.6%	99.4%	100.0%	種類により適合商品がない
文具・事務用品	94.7%	93.1%	100.0%	物品の価格差 種類により適合商品がない
事務用機器類	79.2%	94.7%	100.0%	物品の価格差
OA機器	99.3%	98.8%	100.0%	種類により適合商品がない
照明	93.0%	94.6%	100.0%	種類により適合商品がない
保存箱	100.0%	100.0%	100.0%	
自動車	100.0%	—	—	購入実績なし
衣料品等	93.5%	97.5%	100.0%	種類により適合商品がない
作業手袋	99.1%	99.7%	100.0%	種類により適合商品がない
繊維製品等	93.3%	52.2%	100.0%	種類により適合商品がない
災害備蓄用品	0.0%	100.0%	100.0%	
衛生用品	98.7%	97.4%	100.0%	物品の価格差 種類により適合商品がない

印刷物	99.9%	99.3%	100.0%	物品の価格差 種類により適合商品がない
平均	88.5%	93.9%	100.0%	

※価格、品質の差によりやむを得ず非適合品を購入したものを除いた調達量

#### 4 国分寺市の環境年表

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
享保年間 (1716-1735)	新田開発		
慶応3年(1867)	鷹場廃止		
明治22年(1889)	市制・町村制により国分寺村誕生 (二村八新田が合併) 甲武鉄道(現JR中央線)開通 国分寺駅開業		
明治27年(1894)	川越鉄道(現在の西武国分寺線)開通		
明治43年(1910)	砂利運搬鉄道開通(下河原線)		
大正4年(1915)	電灯が点灯する		
大正9年(1920)	下河原線国有化となる		
大正10年(1921)	電話開通		
大正11年(1922)	国分寺駅まで電車が開通 小学校に電灯		
大正12年(1923)	関東大震災		
大正15年(1926)	国立駅開業	東京市民の郊外流出	
昭和3年(1928)	国分寺・府中間バス開通 多摩湖電車(国分寺・萩山間)開通		純農村から大都市近郊の農村型に移行 (野菜栽培が盛んになる)
昭和15年(1940)	町制施行(国分寺町となる)		
昭和16年	(第2次世界大戦)		
昭和20年(1945)	軍需景気を受け住宅、工場が増加する	人口13900人	
昭和24年			東京都公害防止条例制定
昭和27年		2万人を超える	
昭和28年	リヤカー等による各戸ごみ収集開始		
昭和29年			清掃法制定
昭和30年(1955)	恋ヶ窪駅開設		
昭和31年	国分寺駅南口開設		
昭和31年	焼却炉完成(処理能力日量7t)		
昭和33年	国立駅北口開設	3万人を超える	
昭和35年(1960)	町営水道始まる (西部の農村地区も住宅化)		
昭和37年		4万人を超える	(東京にスモッグ連続発生)
昭和38年	旧本庁舎完成		
昭和39年	市制施行(国分寺市となる) ポリバケツによるごみ回収方式採用	5万人を超える	
昭和41年	焼却炉改造(処理能力日量40t)	6万人を超える	
昭和42年	中部幹線下水道事業開始		公害対策基本法制定
昭和43年		7万人を超える	大気汚染防止法制定 騒音規制法
昭和44年			東京都公害防止条例制定
昭和45年(1970)	市営運動場の開設		水質汚濁防止法制定 廃掃法制定
昭和46年	国分寺市公害防止条例制定		(PCBの環境汚染表面化)
昭和47年	公共下水道事業開始	8万人を超える	自然環境保全法制定
昭和48年	武蔵野線開通 西国分寺駅開業		
昭和49年			(酸性雨の被害発生)
昭和50年(1975)	粗大ごみ収集開始		(6価クロムによる土壌汚染発生)
昭和51年	公共下水道の使用開始(東元町)		
昭和52年	殿ヶ谷戸庭園開園		
昭和55年(1980)	三多摩地域廃棄物広域処分組合設立		
昭和58年		9万人を超える	

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
昭和59年	日の出町に最終処分場開場 資源物集団回収奨励金制度開始		
昭和60年(1985)	清掃センター完成(処理能力日量140t) 「お鷹の道・真姿の池湧水群」が環境庁 (現環境省)の『名水百選』に選定		
昭和62年			東京都管理計画の策定
平成元年 (昭和64年)	国分寺市水と緑の国分寺プラン策定		
平成3年	新小平駅 台風の影響による地下水位の上 昇による水没事故発生(10月)		リサイクル法施行
平成4年		10万人を超える	東京都廃棄物の処理および 再利用に関する条例制定
平成5年			環境基本法の制定
平成6年	生ごみたい肥化容器の斡旋開始		第1回環境の日(6月5日)
平成7年(1995)	資源物(紙・布・ビン・カン)の収集が開始		東京都地球温暖化防止対策 地域推進計画の策定
平成8年			容器包装リサイクル法施行
平成9年			東京都環境基本計画を策定 京都議定書採択
平成10年	事業系一般廃棄物の全面有料化		東京エネルギービジョン策定 地球温暖化対策推進法
平成11年	せん定枝のたい肥化開始		PRTR法公布 ダイオキシン類対策特別処置法公布
平成12年(2000)	ペットボトルの拠点回収を開始 有害ごみの日を新設 国分寺市都市マスタープラン策定		緑の東京計画策定 グリーン購入法施行 循環型社会形成推進基本法公布
平成13年	家電リサイクル法始まる 国分寺市緑の基本計画策定 国分寺市一般廃棄物処理基本計画策定		環境確保条例と 自然保護条例の施行 家電リサイクル法施行
平成14年	資源プラスチックの分別収集開始(市内全域) 清掃センター・ダイオキシン類削減対策工事完了		エネルギー政策基本法制定 廃棄物処理計画の策定 土壌汚染対策法公布
平成15年		11万人を超える	エネルギー基本計画策定(第一次) 東京の名湧水選定 (ディーゼル車規制開始)
平成16年	国分寺市環境基本計画策定(3月) 国分寺市まちづくり条例制定(6月) 環境ひろば第1回開催(8月) 国分寺市環境基本条例制定(9月)		景観法公布 外来生物法制定
平成17年(2005)	環境審議会第1回開催(2月) 環境推進管理委員会第1回開催(5月) 粗大ごみ有料化開始(10月) 公共施設のアスベスト使用状況調査 環境マネジメントシステム運用開始 国分寺市地球温暖化防止行動計画策定		京都議定書発効
平成18年	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する 条例の制定 国分寺市環境基本計画実施計画策定		持続可能な東京の実現をめざす 新戦略プログラム策定 東京都再生可能エネルギー戦略の策定
平成19年	ごみの戸別収集開始(1月) グリーン購入の導入(4月) 環境家計簿モニター開始		エネルギー基本計画策定(第二次) 東京都気候変動対策方針策定
平成20年			G8北海道洞爺湖サミット開催 (新)東京都環境基本計画策定 生物多様性基本法制定



	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
平成21年	一般廃棄物処理基本計画の改定		
平成22年(2010)	緑の基本計画改定		生物多様性条約COP10愛知県開催 名古屋議定書, 愛知目標採択
	ごみ減量化・資源化行動実施計画改定		エネルギー基本計画策定(第三次)
平成23年	東日本大震災(3月)以降の公共施設及び 清掃センター等の節電対策		
平成24年	国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条 例制定		再生可能エネルギーの固定価格 買取制度開始
	国分寺市放射能対策に関する基本的な対応 方針策定		東京都緑施策の新展開 ~生物 多様性の保全に向けた基本戦略~
	地球温暖化防止行動計画改定(第二次)		生物多様性国家戦略策定
平成25年	家庭ごみ有料化開始(6月)		東京都気候変動対策方針策定
	ごみ減量化・資源化行動実施計画改定		小型家電リサイクル法施行
	住宅用太陽光発電機器等助成制度開始(7月)		改正フロン排出抑制法公布
平成26年	日野市・国分寺市・小金井市 新可燃ごみ処理 施設の整備及び運営に関する覚書締結(1月)		雨水の利用の推進に関する法律 施行
	環境基本計画改定(第二次)		エネルギー基本計画策定(第四次)
	地球温暖化防止行動計画改定(第三次)		水循環基本法施行
	国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理 に関する条例制定		空家等対策の推進に関する特別 措置法制定
	環境基本計画実施計画改定(第二次 前 期)		
平成27年(2015)	浅川清流環境組合設立(日野市・国分 寺市・小金井市 新可燃ごみ処理施設 の整備及び運営)(7月)		改正フロン排出抑制法施行
平成28年	環境基本計画実施計画改定(第二次 中 期) ごみ減量化・資源化行動実施計画改定	12万人を超える	建築物のエネルギー消費性 能の向上に関する法律施行
平成29年	住宅用太陽光発電機器等設置助成金交 付規則 一部改正		廃棄物の処理及び清掃に関 する法律の一部改正
平成30年	地球温暖化防止行動計画改定(第四次)		バーセル法改正
令和元年 (平成31年)	一般廃棄物処理基本計画の改定		ゼロエミッション東京戦略 の策定
	浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設 の試行運転開始(12月)		

資料：東京都環境局「東京の環境」「東京都環境白書」  
国分寺市教育委員会「郷土こくぶんじ」「国分寺市統計」

# 第8章 環境測定データ編（令和元年度環境調査結果）

## 1 大気環境分析調査

市内の主要幹線道路における大気の現況を把握することを目的として、市内のA～G地点（表8-1参照）で毎年定期的に調査を実施しています。（平成17年度より調査地点にF・Gの2地点追加）

調査期間：（冬期）令和元年12月14日（金）0:00～12月20日（金）24:00（7日間連続測定）

### （1）調査結果

本調査の結果では、全項目において環境基準を超過した時間値・日平均値はありませんでした。

表8-1 大気環境分析調査結果

項目		単位	A地点 五日市街道		B地点 府中街道		C地点 国分寺街道		D地点 内藤橋街道		E地点 戸倉道り		F地点 熊野神社通り		G地点 多喜窪通り		環境基準
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	日平均値 の最高値	ppm	○	0.031	○	0.030	○	0.028	○	0.028	○	0.025	○	0.027	○	0.026	0.06ppm以下
	日平均値 の最高値		-	-	○	0.5	-	-	-	-	○	0.5	○	0.5	10ppm以下		
一酸化炭素 (CO)	8時間平均値 の最高値	ppm	-	-	○	0.8	-	-	-	-	-	○	0.9	○	0.8	20ppm以下	
	日平均値 の最高値		-	-	○	0.001	-	-	-	-	○	0.003	○	0.001	0.04ppm以下		
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間平均値 の最高値	ppm	-	-	○	0.002	-	-	-	-	-	○	0.004	○	0.002	0.1ppm以下	
	日平均値 の最高値		○	0.023	○	0.026	○	0.029	○	0.026	○	0.021	○	0.023	○	0.026	0.1mg/m <sup>3</sup>
浮遊粒子状物 質(SPM)	1時間平均値 の最高値	mg/m <sup>3</sup>	○	0.034	○	0.046	○	0.043	○	0.045	○	0.033	○	0.041	○	0.046	0.2mg/m <sup>3</sup>
	日平均値 の最高値		19.3	17.9	18.6	17.1	16.7	16.1	12.0	35ug/m <sup>3</sup>							
微小粒子状物 質(PM2.5)※	日平均値 の最高値	ug/m <sup>3</sup>															

備考：○印環境基準を満足していることを示します。

“－（ハイフン）”は未測定です。平成18年度以降、一酸化炭素、二酸化硫黄は都市計画道路国3・2・8号線の建設予定地付近F地点、G地点を追加して3箇所測定しています。

※微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準は、1年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m<sup>3</sup>以下であることと示されていますが、年間を通して測定していないことから記載した数値は参考値となります。

### （2）結果概要と考察

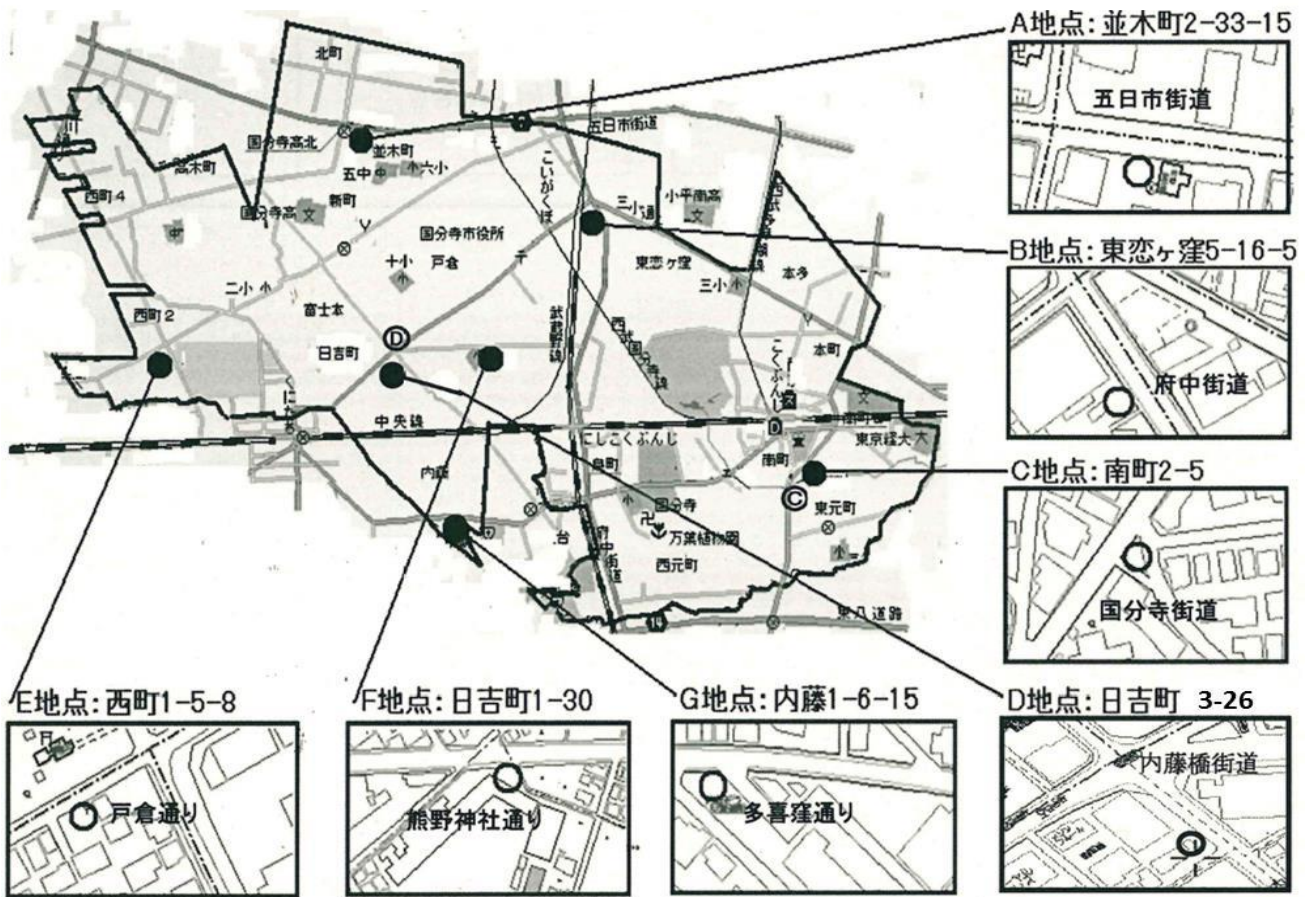
環境基準値との比較において、今回の7日間の測定ではすべての調査地点の全項目において、環境基準を超過した時間値、平均値はありませんでした。

調査地点の最高値は、二酸化窒素はA地点（五日市街道）、一酸化炭素及び二酸化硫黄はF地点（熊野神社通り）、浮遊粒子状物質はC地点（国分寺街道）とG地点（多喜窪通り）、微小粒子状物質（PM2.5）はA地点（五日市街道）において最高値を記録しました。浮遊粒子状物質と微小粒子状物質（PM2.5）においては、A地点（五日市街道）が調査地点の最高値を記録しました。これは都市計画道路国3・2・8号線（府中所沢線）が一部開通しましたが、計測地点までは開通されていないため、そのため交通量が集中したものと考えられます。

微小粒子状物質（PM2.5）について、A～F地点においては重量法を用いて測定し、G地点（多喜窪通り）ではβ線吸収法での測定を行いました。なお、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準は、1年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m<sup>3</sup>以下であることと示されていますが、年間を通して測定していないことから記載した数値は参考値となります。

平成30年度冬期との比較（図8-2）（季節ごとの変化変動は大きいため、昨年度の冬期調査結果と比較を行いました。）では、窒素酸化物（NO、NO<sub>2</sub>、NO<sub>X</sub>）では、一酸化窒素は若干の増減がありましたが、二酸化窒素、窒素酸化物は全地点で減少しました。一酸化炭素（CO）も減少しました。二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）は若干増減しました。微小粒子状物質（PM2.5）は全地点で若干増加しました。交通量は全地点で若干減少しました。

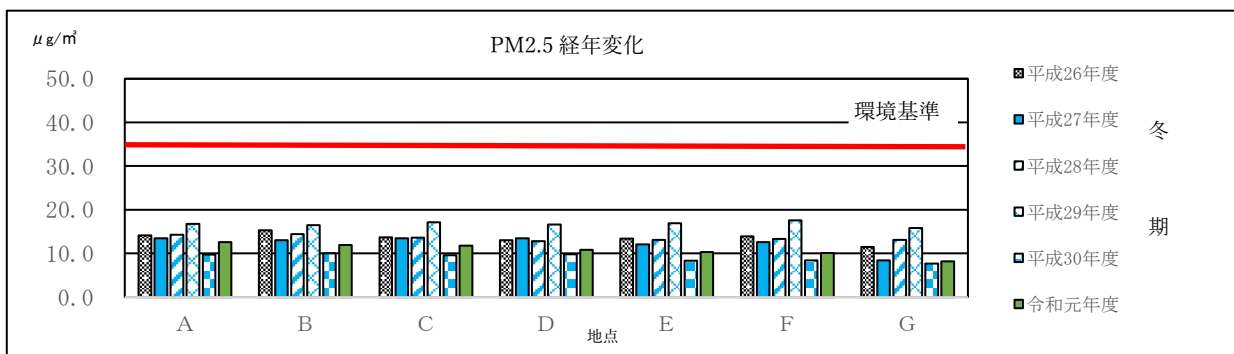
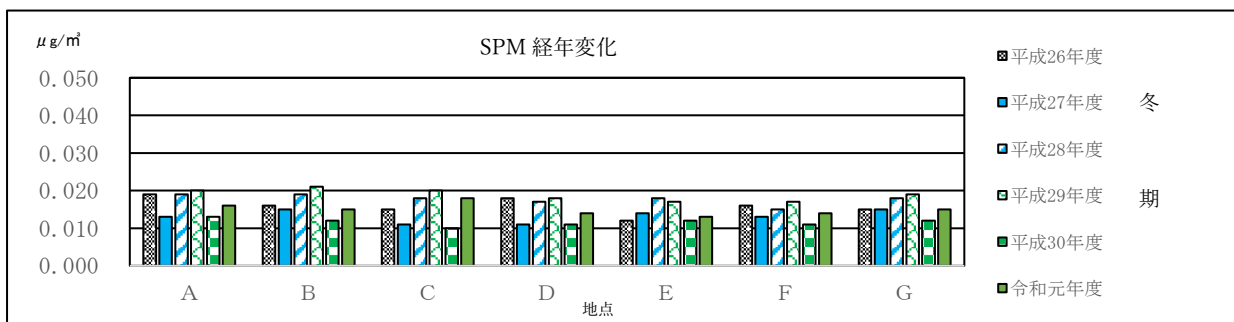
図 8-1 大気及び騒音・振動観測地点とその地点における交通状況



## SPMとPM2.5の大気中濃度

令和元年度冬期の期間平均値（令和元年12月14日～令和元年12月20日）

浮遊粒子状物質自動計測器を用いて、測定を行ったA～G地点におけるSPMの濃度は、0.021～0.029 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲にあり、C地点で最大値を示しました。また、PM2.5の濃度は重量法を用いて測定を行ったA～F地点は12.0～19.3 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ の範囲にあり、A地点で最大値を示しました。 $\beta$ 線吸収法を用いて連続測定を行ったG地点における最高値は8.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。微小粒子状物質(PM2.5)は昨年度に対し全地点において微増しました。



## 令和元年度と平成 30 年度との比較

各地点の平成 30 年度までの調査結果(時間値の期間平均値)と令和元年度調査結果の比較を、に示しています。(季節ごとの変化変動が大きいので、各年度の冬季調査結果と比較を行いました。)

### (1) 大気汚染物質濃度の平成 30 年度との比較 (図 8-2)

#### ① 窒素酸化物(NO, NO<sub>2</sub>, NO<sub>X</sub>)

一酸化窒素は平成 30 年冬季に対して、A から G 地点において若干の増減がありました。また、二酸化窒素、窒素酸化物は平成 30 年冬季に対して全地点において若干減少しました。

#### ② 一酸化炭素(CO)は平成 30 年度冬季に対し若干減少しました。

※B, F, G 地点のみ測定

#### ③ 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)は平成 30 年度冬季に対し同程度もしくは若干の増減がありました。※B, F, G 地点のみ測定

#### ④ 浮遊粒子状物質(SPM)は平成 30 年度冬季に対し全ての地点において増加しました。

#### ⑤ 微小粒子状物質(PM<sub>2.5</sub>)は平成 30 年度冬季に対し全ての地点において増加しました。

### (2) 交通量の比較 (図 8-3)

交通量は平成 30 年度冬季に対し、全ての地点において若干減少しました。

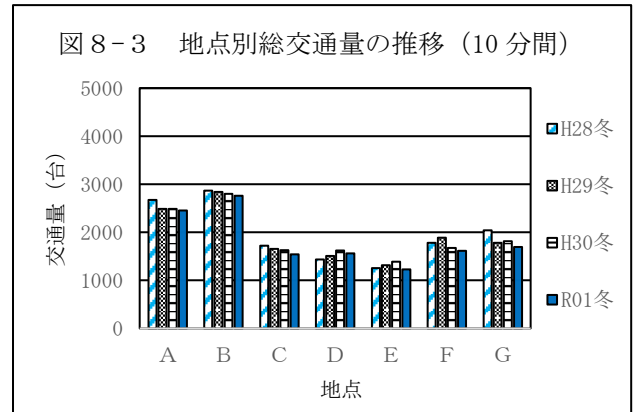
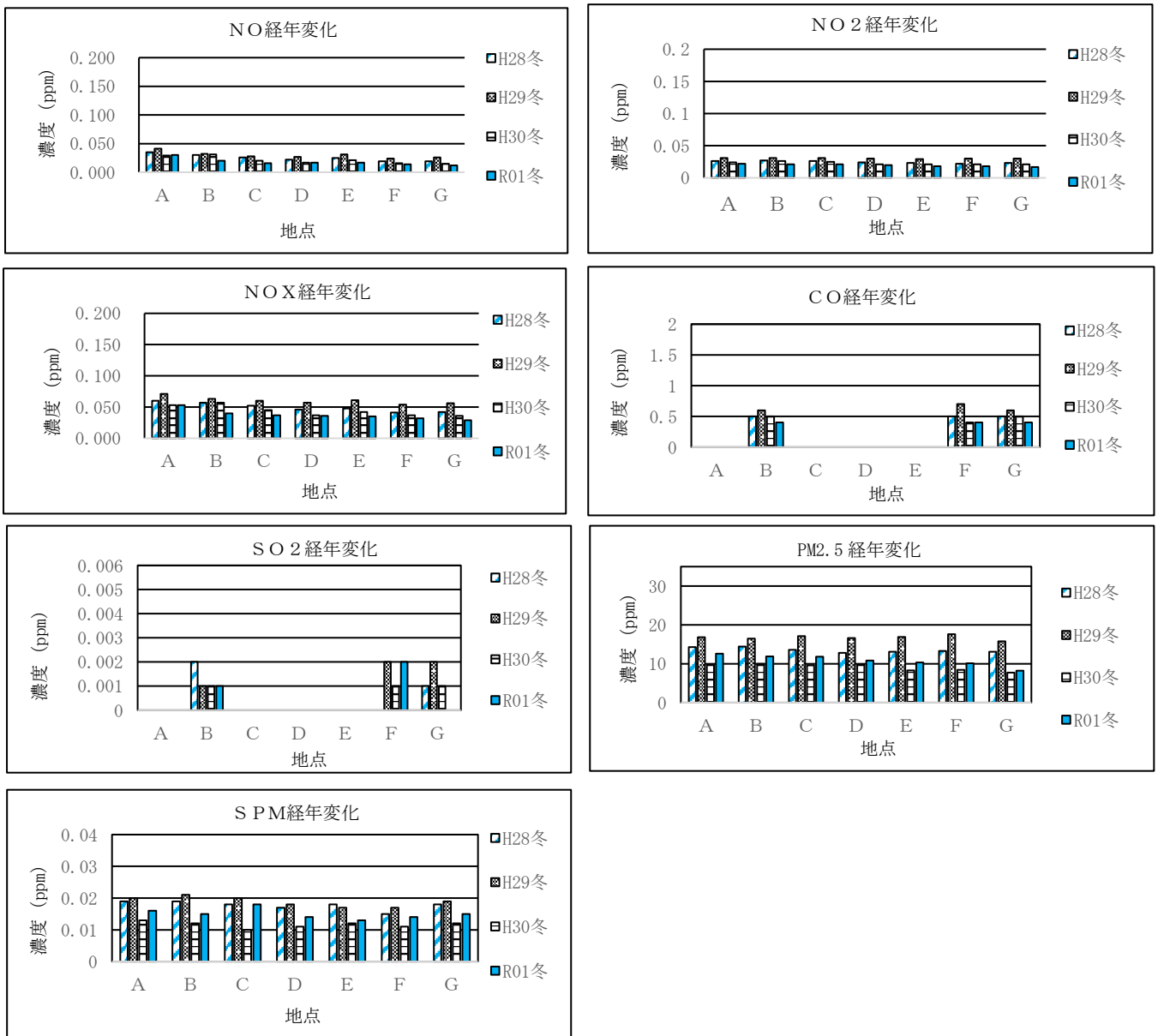


図8-2 観測地点における大気環境の経年変化(年度ごとの期間平均値)



## 2 騒音・振動及び交通量調査

市内の主要幹線道路における騒音・振動の現況を把握するため、調査は騒音・振動の状況が標準的と考えられる平日1日(連続24時間)について、市内のA～G地点(P132の図8-1参照)で実施しました。

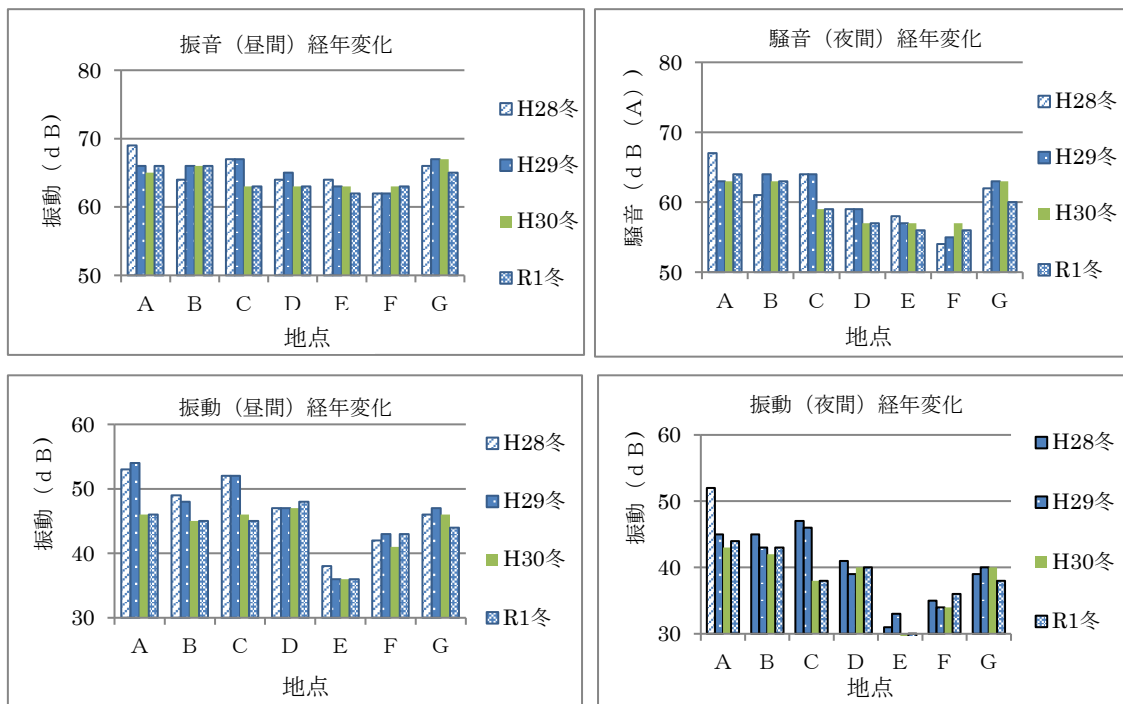
測定期間：令和元年12月18日10:00～12月19日10:00

表8-2 騒音調査結果総括表

地点	時間帯	観測時間	基準比較	Laeq (dB)	環境基準 (dB)	要請限度 (dB)	総交通量(台)	平均車速 (km/時間)
							一時間	
A地点 五日市街道	昼間	6～22	○	66	70	75	12,866	38.6
	夜間	22～6	○	64	65	70	1,981	43.8
B地点 府中街道	昼間	6～22	○	66	70	75	14,238	34.8
	夜間	22～6	○	63	65	70	2,515	39.6
C地点 国分寺街道	昼間	6～22	○	63	70	75	8,343	43.2
	夜間	22～6	○	59	65	70	909	49.0
D地点 内藤橋街道	昼間	6～22	△	63	60	70	8,971	31.1
	夜間	22～6	△	57	55	65	761	37.0
E地点 戸倉通り	昼間	6～22	△	62	60	70	6,731	28.7
	夜間	22～6	△	56	55	65	590	34.3
F地点 熊野神社通	昼間	6～22	△	63	60	70	9,675	39.1
	夜間	22～6	△	56	55	65	748	38.5
G地点 多喜窪通り	昼間	6～22	○	65	70	75	9,631	37.2
	夜間	22～6	○	60	65	70	1,073	39.7

注：表中の記号は○：環境基準及び要請限度を満足、△：環境基準超過及び要請限度を満足、× 振動（夜間）経年変化

図8-4 騒音・振動の経年変化



## (1) 調査結果

騒音については、全地点で要請限度は下回っていましたが、D、E、F地点の両時間帯（昼間・夜間）については環境基準を超過していました。（表8-2）

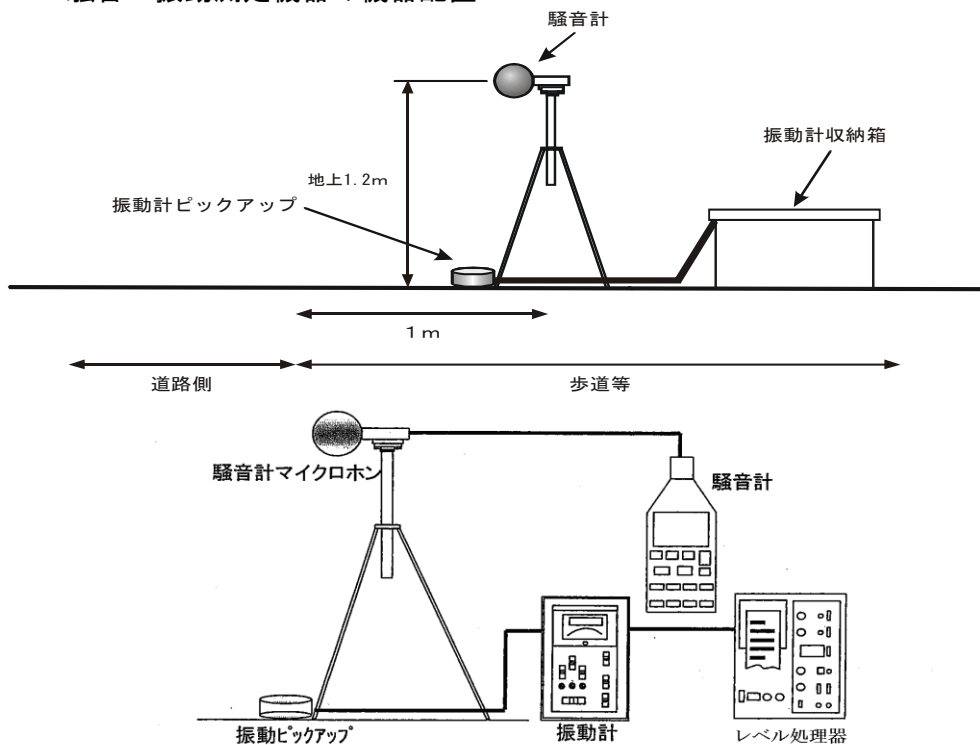
振動については、全地点で要請限度を下回りました。（表8-3）

表8-3 振動調査結果総括表

地点	時間帯	観測時間	基準比較	L <sub>10</sub> (dB) 時間帯平均	要請限度 (dB)	総交通量(台)		平均車速 (km/時間)
						10分間		
A地点 五日市街道	昼間	8～19	○	46	65	1,533		38.6
	夜間	19～8	○	44	60	924		43.8
B地点 府中街道	昼間	8～19	○	45	70	1,836		34.8
	夜間	19～8	○	43	65	925		39.6
C地点 国分寺街道	昼間	8～19	○	45	70	1,145		43.2
	夜間	19～8	○	38	65	395		49.0
D地点 内藤橋街道	昼間	8～19	○	48	65	1,034		31.1
	夜間	19～8	○	40	60	530		37.0
E地点 戸倉通り	昼間	8～19	○	36	65	897		28.7
	夜間	19～8	○	29	60	330		34.3
F地点 熊野神社通り	昼間	8～19	○	43	65	1,169		39.1
	夜間	19～8	○	36	60	445		38.5
G地点 多喜窪通り	昼間	8～19	○	44	70	1,248		37.2
	夜間	19～8	○	38	65	450		39.7

注：表中の記号は○：環境基準及び要請限度を満足、△：環境基準超過及び要請限度を満足、×環境基準及び要請限度を超過を示す。

図8-5 騒音・振動測定機器の機器配置



### 3 酸性雨調査

大気中の二酸化炭素と平衡状態にある降雨水のpHは5.6前後とされ、一般にpHが5.6以下の降雨水は酸性雨と言われています。市内の降雨の状況を把握するために調査を実施しました。

調査期間：平成31年4月から令和2年3月までの1年間  
 実施場所：清掃センター事務所棟屋上

#### (1) 調査結果

採取した降水のpHは5月、6月、3月は5.6以下の酸性雨でしたが、それ以外の月では酸性雨は記録されませんでした。

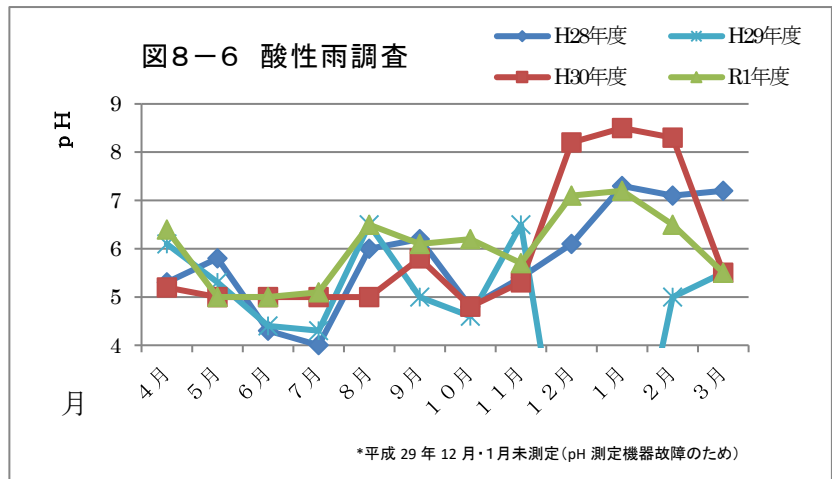
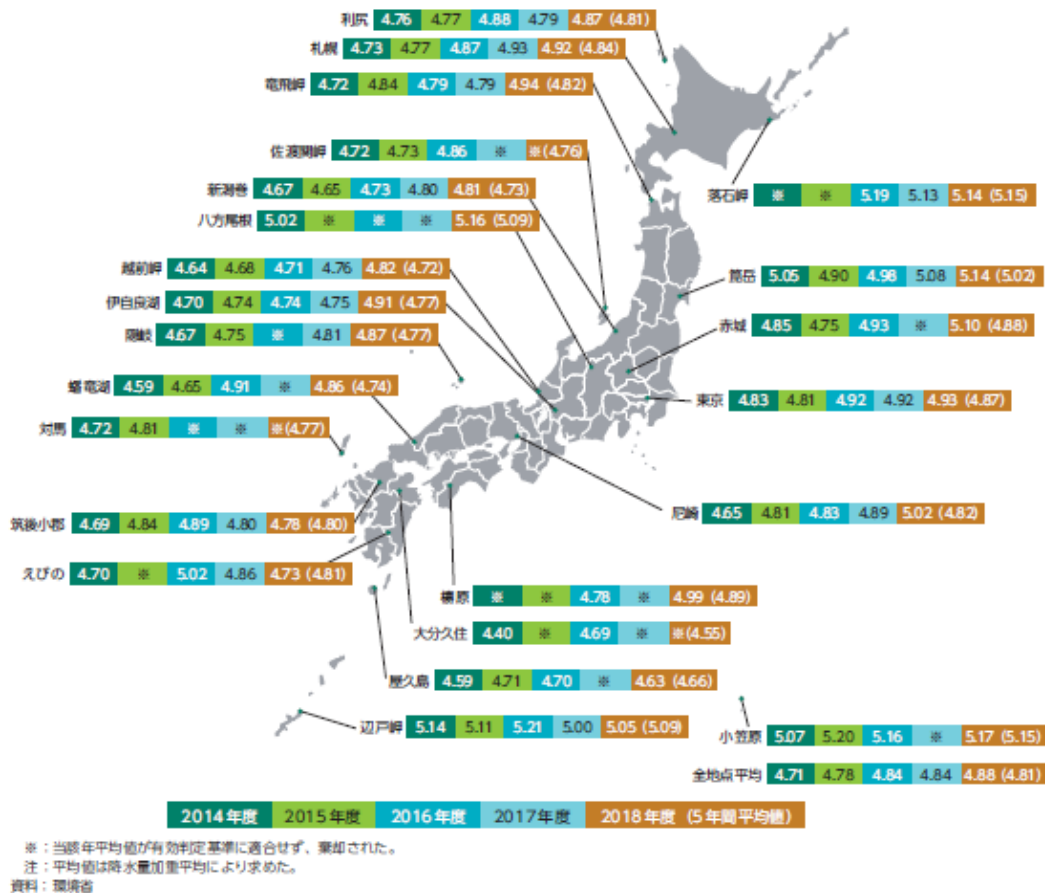


図8-7 日本の酸性雨状 pH分布図2013(平成25)年度~2017(平成29)年度



全国的に酸性雨が観測されており、現在のような酸性雨が今後も降り続ければ、将来、更に酸性雨による深刻な影響が生じる恐れがあります。

データ出典：令和2年版環境・循環型社会・生物多様性白書（環境省）

## 4 野川の水質状況

鞍尾根橋（南町1-1）を境にした野川の様子



国分寺市側



小金井市側

野川の3地点で年7回の調査を実施し、生活環境項目について環境基準（D類型）（P152参照）との比較を行うことにより、野川の水質の汚濁状況の確認を行いました。その結果、全地点で環境基準を下回りました。詳しい結果は以下のとおりです。

### 4.1 押切橋

野川の源流は㈱日立製作所中央研究所の湧水池からの流出水です。上記流出点より約100m下流の押切橋上流付近で行いました。

BODは0.5未満～1.2mg/Lの範囲で、良好な値で推移しました。また、BODの75%値は0.8mg/Lで環境基準を下回りました。

その他の項目でも、全ての調査月で環境基準を下回りました。

表8-4 押切橋における調査結果と環境基準との比較（生活環境項目）

令和元年度（平成31年度）

単位：mg/L（pHを除く）

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値)*	環境基準
pH	8.5	7.8	7.2	7.1	6.8	7.0	7.6	7.4	6.0以上 8.5以下
BOD	0.8	1.2	0.7	0.6	<0.5	<0.5	0.5	0.7 (0.8)*	8以下
SS	2	5	3	4	1	1	2	3	100以下
DO	12.7	8.2	8.6	8.8	8.9	9.7	10.3	9.6	2以上

注）\*：（ ）内の数値は、BODの75%値。

BODの75%値とは、各月毎のデータが年間12個ある場合、水質の良い順に並べて9番目の値のことであり、年間の値を評価する際に使用します。本調査においては、年間7回の測定であるため、水質の良い順に並べて6番目の値が75%値となります。

### 4.2 一里塚橋

調査は上流側に元町用水が流入している一里塚橋の下流約10m付近で行いました。

BODは0.5未満～1.5mg/Lの範囲であり、良好な値で推移していました。また、BODの75%値は



0.8mg/Lであり環境基準を下回りました。

その他の項目でも、全ての調査月で環境基準を下回りました。

表 8-5 一里塚橋における調査結果と環境基準との比較（生活環境項目）

注）\*：（ ）内の数値は、BODの75%値。本調査では年間7回の測定であるため、水質の良い順に並べて6番目の値が75%値となります。

令和元年度（平成31年度）

単位：mg/L（pHを除く）

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値)*	環境基準
pH	7.9	8.0	7.5	7.4	7.0	7.2	7.8	7.5	6.0以上 8.5以下
BOD	0.6	0.8	1.5	0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.7 (0.8)*	8以下
SS	<1	3	6	3	1	2	2	3	100以下
DO	10.5	9.5	10.3	10.5	9.4	10.0	10.9	10.2	2以上

### 4.3 鞍尾根橋

国分寺市内を流れる野川の最下流地点として、小金井市との市境である鞍尾根橋の上流約5～10m付近で測定を行いました。なお、鞍尾根橋の上流側左岸より東経大の湧水が流入していますが、調査は流入地点より上流で実施しています。

BODは0.5未満～1.4mg/Lの範囲で、良好な値で推移しました。また、BODの75%値は1.0mg/Lで環境基準を達成しました。

その他の項目については、6月のpHが超過しましたが、その他は環境基準を下回りました。

表 8-6 鞍尾根橋における調査結果と環境基準との比較（生活環境項目）

注）\*：（ ）内の数値は、BODの75%値。本調査では年間7回の測定であるため、水質の良い順に並べて6番目の値が75%値となります。

令和元年度（平成31年度）

単位：mg/L（pHを除く）

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値)*	環境基準
pH	8.3	9.1	7.7	7.6	7.1	7.4	7.8	7.9	6.0以上 8.5以下
BOD	1.4	1.0	1.0	0.6	<0.5	<0.5	1.2	0.8 (1.0)*	8以下
SS	1	1	5	5	2	2	3	3	100以下
DO	12.0	12.7	9.4	10.1	9.5	9.6	10.7	10.6	2以上

## 5 野川の底質状況

底質の調査は、平成17年度までは鞍尾根橋で行っていましたが、上流側がコンクリート三面貼りとなった平成16年9月以降、底質の採取が困難となったため、平成18年度からは一里塚橋で調査を行っています。底質については、暫定除去基準及び参考基準との比較を行いました。表に示すように、比較した全ての項目に対して、暫定除去基準及び参考基準を下回りました。

表8-7 一里塚橋における調査結果と暫定除去基準との比較（底質含有分析）

調査年月日：令和元年5月9日

項目	単位	一里塚橋	暫定除去基準*
総水銀	mg/kg	0.083	25ppm以上
PCB	mg/kg	<0.01	10ppm以上

注) mg/kg=ppm

表8-8 一里塚橋における調査結果と参考基準との比較（土壌環境基準項目）

調査年月日：令和元年5月9日

項目	単位	一里塚橋	参考基準*
カドミウム	mg/L	<0.001	0.01以下
全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと
有機燐	mg/L	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	0.006	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.005	0.05以下
砒素	mg/L	0.001	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.003	0.03以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.001	0.02以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01以下
セレン	mg/L	0.001	0.01以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.8以下
ほう素	mg/L	<0.1	1以下
砒素	mg/kg	<0.5	15未満(田に限る)
銅	mg/kg	9.3	125未満(田に限る)

※暫定除去基準：昭和63年環水管第127号 環境庁水質保全局通知

※参考基準：土壌の汚染に係る環境基準（平成28年環告30号）を用い、参考基準としました。

## 6 湧水の水質状況

湧水には環境基準等が定められていないため、ここでは、生活環境の保全に関する環境基準〔河川〕と地下水の水質汚濁に係る環境基準を参考基準\*として比較を行うことにより、湧水の汚濁状況の確認をしました。

湧水の水質分析調査は、市内2地点（真姿の池、東京経済大学新次郎池）で年6回行いました。

### 6.1 真姿の池

真姿の池は㈱日立製作所中央研究所の湧水池と同様、野川の源流の一つです。また環境省の「名水百選」に選ばれており、現在も生活用水として利用されています。調査は元町用水の最上流部である真姿の池において行いました。

BODは0.5未満～0.7mg/Lの範囲であり、参考基準1\*を満足していました。その他の項目についても全ての調査月で参考基準1\*を下回りました。

表8-9 真姿の池における調査結果と参考基準との比較（生活環境項目等）

令和元年度（平成31年度）

単位：mg/L（pHを除く）

項目 \ 調査月	4月	6月	8月	11月	1月	3月	平均値	参考基準1*
pH	6.2	6.2	6.2	6.1	6.2	6.3	6.2	6.0以上8.5以下
BOD	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	8以下
SS	<1	<1	<1	<1	<1	<1	<1	100以下
DO	7.7	7.2	6.3	6.0	7.1	7.7	7.0	2以上
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	5.1	4.7	4.6	4.4	5.8	5.3	5.0	10以下
トリクロロエチレン	-	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	-	0.0016	-	0.0015	-	-	0.0016	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	<0.0002	1以下
四塩化炭素	-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	<0.0002	0.002以下
1,1-ジクロロエチレン	-	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	0.1以下

注) - : 調査を行っていない項目

※ 参考基準1 : 生活環境項目については流入先の野川における環境基準（平成28年環告37号，河川，D類型）を，その他の項目については，地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成28年環告31号別表）を参考基準としました。

pH（水素イオン濃度指数），BOD（生物化学的酸素要求量），SS（浮遊物質質量），DO（溶存酸素量）の用語解説は152ページを参照してください。

### 〔飲料水適合試験〕

表8-10 真姿の池における調査結果と参考基準との比較（飲料水適合試験）

令和元年度

単位 \ 項目	測定月日	測定月日		参考基準2*
		6月6日	11月7日	
一般細菌	個/mL	16	3	100以下
大腸菌	-	不検出	不検出	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	4.5	4.6	10以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0016	0.0015	0.01以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01以下
塩化物イオン	mg/L	9.5	8.0	200以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	<0.3	0.4	3以下

pH	—	6.2	6.1	5.8～8.6
味	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	度	<1	<1	5以下
濁度	度	<1	<1	2以下

※参考基準2：飲料水適合試験については、水道水質基準（平成15年厚生労働省令第101号）を参考基準としました。

## 6.2 東京経済大学新次郎池

敷地内の新次郎池を源に流れている湧水の流出口の直下で調査を行いました。  
BODは0.5未満mg/L～0.8mg/Lの範囲であり、年間を通じて低濃度で推移しました。  
その他の項目についても全ての調査月で参考基準1を下回りました。

表8-11 東経大における調査結果と参考基準との比較（生活環境項目等）  
令和元年度（平成31年度）

単位：mg/L（pHを除く）

項目	調査月	4月※1	6月	8月	11月	1月	3月	平均値	参考基準1※2
pH		—	7.5	6.7	6.6	6.6	7.1	6.9	6.0以上8.5以下
BOD		—	0.8	0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.6	8以下
SS		—	20	<1	<1	<1	<1	5	100以下
DO		—	6.2	8.0	8.4	9.3	8.9	8.2	2以上
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素		—	2.2	4.9	6.2	6.2	6.6	5.2	10以下
トリクロロエチレン		—	—	—	<0.001	—	—	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン		—	—	—	0.0009	—	—	0.0009	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン		—	—	—	<0.0002	—	—	<0.0002	1以下
四塩化炭素		—	—	—	<0.0002	—	—	<0.0002	0.002以下

注) —：調査を行っていない項目。

※1：水が流れていないため欠測となった。

※2：参考基準1：生活環境項目については流入先の野川における環境基準（平成28環告37号，河川，D類型）を，その他の項目については，地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成28年環告31号別表）を参考基準としました。

## 6.3 姿見の池の水質とホタルの成育条件

姿見の池は、JR武蔵野線トンネル付近の住宅の浸水対策として、トンネル内部に設置した横井戸から抜き取った地下水の有効利用のために再現された池で、地下水は姿見の池を經由し、野川源流へと流入しています。池への流入直前の地点と、地下水が集水管を經由し姿見の池へと続く水路が、ホタルが生息するために適した水質かどうかを検討するために、水路の2箇所調査を行いました。（実施日：5月9日）

ゲンジボタルの生息に必要な水質の条件は、酸素が十分に溶け込んでいるということ、カルシウム分が多いこととされています。姿見の池上流、下流ともに、カルシウム・塩化物イオンは表8-12の「ホタルの生息条件」の値をわずかに超過しましたが、大幅に超えるものではなく、問題ないものと考えられます。pH, COD, DO, アンモニア体窒素, 電気伝導率, 水温は姿見の池上流、下流ともにゲンジボタルの生息条件の範囲内でした。

表8-12 姿見の池における調査結果とゲンジボタル生息地の水質との比較

調査地点		姿見の池 上流	姿見の池 下流	ゲンジボタルの生息条件 (東京の生息3地域の値)
項目	調査日 単位	令和元年5月9日		
pH	pH	7.6	7.5	6.5 ~ 8.3
BOD	mg/L	<0.5	<0.5	0.5 ~ 1.8
COD	mg/L	0.5	1.7	0.5 ~ 3.4
SS	mg/L	1	4	—
DO	mg/L	9.2	8.7	6.8 ~ 11.8
カルシウム	mg/L	15	14	11.46 ~ 13.2
塩化物イオン	mg/L	11.8	11.7	6.19 ~ 11.2
硝酸態窒素	mg/L	6.93	6.72	0.43 ~ 0.45
アンモニウム態窒素	mg/L	<0.01	0.01	0.03 ~ 0.12
イオン状シリカ	mg/L	26	26	0.50 ~ 0.58
マグネシウム	mg/L	6.8	6.8	2.5 ~ 3.2
電気伝導率	mS/m	19.3	19.2	8 ~ 20
水温	℃	16.5	16.5	2.0 ~ 28.0

出典：「ホタル百科事典」 東京ゲンジボタル研究所 <http://www.tokyo-hotaru.com/jiten/hotaru.html>

イオン状シリカ、マグネシウムについては、上流、下流とも「ゲンジボタルが生息条件」の範囲を上回る値となりましたが、ホタルが生息する条件の一つとして、珪藻類の繁殖に必要であり、問題はないと考えられます。また、硝酸態窒素についても、上流、下流とも「ゲンジボタルの生息条件」の範囲を超えていました。ホタルが生息する条件の一つとして、ホタルの餌であるカワニナが豊富に生息することとされています。しかし硝酸濃度が高くなると、カワニナは貝殻が溶けだして死んでしまうこともあり、ホタルの生息条件を満たさなくなることが考えられます。

ホタルの自然生息には川岸や水辺に草があり中洲や淵のある、多様な周辺環境の整備を行う必要があります。これはホタルだけでなく他の水生生物にとっても生息しやすいものと考えられます。

## 7 井戸水調査

井戸水調査は年1回、市内20箇所の井戸（図8-8参照）で下記の7項目について実施しました。調査結果を環境基準等と比較することにより、井戸水の汚濁状況の確認を行いました。

調査項目	①トリクロロエチレン、②テトラクロロエチレン、③1,1,1-トリクロロエタン、 ④四塩化炭素、⑤シス-1,2-ジクロロエチレン、⑥1,1-ジクロロエチレン、⑦大腸菌
------	---

※地下水の環境基準との比較を行いました。なお、大腸菌については、地下水の環境基準が定められていないため、参考として水道水質基準を参考基準としました。

環境基準等の達成状況を見ると、もみじ井戸（光町1丁目）及び都立殿ヶ谷戸庭園（南町2丁目）の2箇所でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過しました。（表8-13-1、表8-13-2）

もみじ井戸及び都立殿ヶ谷戸庭園は例年環境基準値を超過していることから、今後も継続的に調査・監視していく必要があります。

また、大腸菌調査の結果は、全ての井戸で陰性でした。

表8-13-1 井戸水調査結果と環境基準等との比較（1）

調査年月日：令和2年2月6日

調査地点		西恋ヶ窪1丁目 40番	東恋ヶ窪3丁目 8番	本多5丁目 15番	本町3丁目 13番	都立殿ヶ谷戸庭園 南町2丁目 16番	東元町1丁目 21番	東元町3丁目 2番	西元町1丁目 13番	戸倉公園 戸倉4丁目 8番	内藤橋井戸 内藤1丁目 28番	環境基準 (参考基準) ※
調査項目	時間 単位	9:05	9:25	9:55	10:30	10:45	11:10	11:30	11:45	12:15	13:15	
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.0014	0.0019	0.0015	0.12	<0.0005	<0.0005	0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
大腸菌	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	(検出されないこと)

注) 0.12：基準値超過

※環境基準（参考基準）：地下水の環境基準との比較を行った。なお、大腸菌については、地下水の環境基準が定められていないため、参考として水道水質基準を参考基準とした。

表8-13-2 井戸水調査結果と環境基準等との比較（2）

調査年月日：令和2年2月6日

調査地点		光町1丁目 33番	もみじ井戸 光町1丁目 15番	90度井戸 富士本3丁目 19番	つじ井戸 西町2丁目 22番	西町4丁目 17番	西町5丁目 19番	北町2丁目 7番	戸倉1丁目 15番	東恋ヶ窪 かしの木公園 東恋ヶ窪6丁目 17番	たきくぼ井戸 泉町3丁目 5番	環境基準 (参考基準) ※
調査項目	時間 単位	13:55	14:10	14:30	14:50	15:05	15:30	15:55	16:20	16:40	17:00	
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.012	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0021	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0016	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
大腸菌	-	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	(検出されないこと)

注) 0.012：基準値超過

※環境基準（参考基準）：地下水の環境基準との比較を行った。なお、大腸菌については、地下水の環境基準が定められていないため、参考として水道水質基準を参考基準とした。



## 8 野川水生・底生生物調査

市内を流れる野川に生息する水生生物を調査し生息状況を把握するとともに、生物学的な水質判定等を行い、野川の河川環境を保全するための基礎資料とするため調査を行っています。野川上流の押切橋、下流の鞍尾根橋付近が完全なコンクリート三面貼りの生物の住みにくい環境となったため、調査は中流の一里塚橋のみで実施しています。

調査日：令和元年5月9日（木）  
 調査地点：一里塚橋（野川中流）（下図）  
 調査項目：底生生物、付着藻類及び魚類の3項目

図8-9 野川中流（一里塚橋）



国分寺市内を流れる野川の中流地点であり、元町用水合流点の下流側。民家の間を流れており、流路幅は約1m、コンクリート三面張りであるが、橋の上流側は川幅が広く、池のようになっています。



### 【判定方法】

【耐認性】 清水性種（A）：汚濁に耐えられない種  
 汚濁性種（B）：汚濁に耐えられる種

【汚濁階級指数】 その生物が代表する水質階級  
 1：貧腐水性水域 2：β-中腐水性水域 3：α-中腐水性水域  
 4：強腐水性水域

【水質階級】 その生物がよく出現する水域  
 Os：きれいな水域 βm：割合きれいな水域 αm：汚れている水域  
 Ps：とても汚れている水域

### 【生物学的水質判定法】

優占種法：最も出現頻度の高い種が示す水質階級で判定

Kolwitz法：個体数にかかわらず最も多くの種が含まれる水質階級で判定

Beck-Tsuda法  
 表8-14

生物指数(B.I)	水質指数	汚濁の度合
0~5	Ps強腐水性水域	とても汚れている
6~10	α-中腐水性水域	汚れている
11~19	β-中腐水性水域	割合きれい
20以上	Os貧腐水性水域	きれい

汚濁指数法  
 表8-15

汚濁指数	水質指数	汚濁の程度
1.0~1.5	Os貧腐水性水域	きれい
1.5~2.5	β-中腐水性水域	割合きれい
2.5~3.5	α-中腐水性水域	汚れている
3.5~4.0	Ps強腐水性水域	とても汚れている

### (1) 調査結果

#### A. 底生生物による水質判定

川床に砂礫等の堆積する場所にサーバーネット（25cm×25cm）を設置して定量採集を行い、2ヶ所分を1試料としました。底生生物の分類学的集計により23種、635個体が確認されました（表8-16）。優占種はイトミミズの一つで出現個体数は202個体、優占度は31.8%（表8-17）（表8-20）でした。また、きれいな水域の指標となる水質階級Osの種は、8種確認されました。



底生生物の調査にもとづく生物学的水質判定の結果は、野川中流はβ m(わりあいきれいな水域)となりました。(表 8-18)

表 8-16  
底生生物の出現種の分類学的集計結

分類		調査地点
		一里塚橋
水生昆虫	蜉蝣目 (カゲロウ目)	1種
	蜻蛉目 (トンボ目)	1種
	積翅目 (カワケラ目)	5種
	毛翅目 (トビゲラ目)	1種
	双翅目 (ハエ目)	6種
扁形動物		1種
軟体動物		3種
環形動物		2種
節足動物		3種
種数合計		23種
個体数合計 (25 cm × 25 cm × 2回あたり)		635個体

表 8-17  
底生生物の出現種の優占種と優占度

優占種		生物特性		
		耐忍性	汚濁指数	水質階級
第一優占種	イトミミズの一つ Tubifex sp.	B	4	Ps
優占度(%)	31.8%			
第二優占種	コバンケイソウ Coconeis placentula	A	1	Os~ β m
優占度(%)	23.7%			

表 8-18 底生生物による水質判定結果

判定方法		年度	
		平成30年度	令和元年度
優占種法	判定結果	不明	Ps
Beck-Tsuda法	清水性種数(A)	11	8
	汚濁性種数(B)	16	14
	生物指数(2A+B)	38	30
	判定結果	Os	Os
Kolkwitzhu法	貧腐水性水域	11	8
	β-中腐水性水域	5	4
	α-中腐水性水域	3	4
	強腐水性水域	0	1
	不明種数	10	6
	判定結果	Os	Os
汚濁指数法	汚濁指数	1.63	1.94
	判定結果	β m	β m
総合判定		Os	β m

注) 清水性種 (A) : 汚濁に耐えられない種

汚濁性種 (B) : 汚濁に耐えられる種

Os : きれいな水域 (貧腐水性水域)

β m : わりあいきれいな水域 (β-中腐水性水域)

α m : よごれている水域 (α-中腐水性水域)

Ps : とてもよごれている水域 (強腐水性水域)

## B. 付着藻類による水質判定

砂礫等が堆積している川床の、比較的平らな礫に5cm×5cmのゴム板(コドラート)をあてがい礫に付着した藻類をこすり落として試料としました。(1箇所)

調査の結果、35種、細胞数1,899細胞の付着藻類が確認されました。(表8-19)。優占種はコバンケイソウで、細胞数450、優占度23.7%でした。付着藻類による生物学的水質判定の結果は、野川中流の水質はβ m(わりあいきれいな水域)でした。(表8-21)

表 8-19 出現種の分類学的集計結果

分類	調査地点	一里塚橋
緑藻類 Green Algae		3種
珪藻類 Diatoms Algae		32種
種数合計		35種
細胞数合計(1mm <sup>2</sup> あたり)		1,899細胞

表 8-20 底生生物の優占種及び優占度

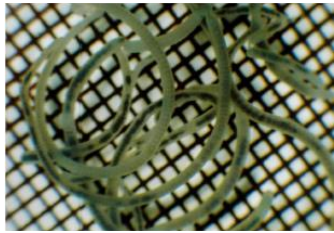
調査地点	一里塚橋
優占種 (優占度%)	イトミミズ一種 <i>Tubifex sp.</i> (31.8%)
	

表 8-21 付着藻類による生物学的水質判定

判定方法		調査地点	一里塚橋
優占種法	判定結果		O s ~ β m
Beck-Tsuda 法	清水性種数 (A)		16種
	汚濁性種数 (B)		17種
	生物指数 (2A+B)		49
	判定結果		O s
Kolkwitz 法	貧腐水性水域		16種
	β-中腐水性水域		25種
	α-中腐水性水域		7種
	強腐水性水域		2種
	不明種数		4種
	判定結果		β m
汚濁指数法	汚濁指数		1.82
	判定結果		β m
総合判定			β m

注) 清水性種 (A) : 汚濁に耐えられない種  
汚濁性種 (B) : 汚濁に耐えられる種

O s : きれいな水域 (貧腐水性水域)    β m : わりあいきれいな水域 (β-中腐水性水域)  
α m : よごれている水域 (α-中腐水性水域)    P s : とてもよごれている水域 (強腐水性水域)

### C. 魚類の出現種

魚類の調査は、タモ網による捕獲及び目視による確認を行いました。調査の結果、カワムツ、オイカワ、モツゴ、スミウキゴリ、コイ、メダカ類、チャネルキャットフィッシュの7種が確認されました。

#### (2) 生物学的水質判定結果と水質調査結果の比較

野川中流の底生生物及び付着藻類による生物学的水質判定結果と、水質との関連性をみるために、国分寺市で継続して調査を実施している野川の水質調査結果のうち、有機汚濁の指標となるBODの測定結果との比較を行いました。また参考として魚類調査結果も記載しました。(表8-22)

今年度の底生生物による生物学的水質判定結果は、β m(わりあいきれいな水域)、付着藻類による生物学的水質判定結果は、β m(わりあいきれいな水域)でした。

魚類については例年確認されている4種(H30現種)のカワムツ、オイカワ、モツゴ、コイにスミウキゴリ、メダカ、チャネルキャットフィッシュが加わった7種が確認された。

底生生物、付着藻類及び魚類の出現種数は、多少の増減はあるものの近年5年間で大きな変化はみられなかった。底生生物の優占種を見ると水質階級がPSのイトミミズが第1位優占種となっており、付着藻類は水質階級がOsからβmのコバンケイソウが第1種優先種でした。

水質、生物学的水質判定結果ともに一里塚橋では、βm（わりあいきれいな水域）である判定がされましたが、平常時の水深は浅く、河床や岸はコンクリートで三面護岸されていて、水生生物にとって自然な生息環境とは言えません。

表8-22 生物学的水質判定結果と水質調査結果との比較

項目		調査地点 年度	一里塚橋			
		平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	
底生 生物	生物学的水質判定結果	Os	Os~βm	Os	βm	
	出現種数	32	30	29	23	
	優占種	ミズムシ	ミズムシ	ユスリカ亜科 の一種	イトミミズの 一種	
付着 藻類	生物学的水質判定結果	βm	βm	βm	βm	
	出現種数	29	44	29	35	
	優占種	チャツツケイソウ	チャツツケイソウ	ナガケイソウ	コバンケイソウ	
BOD(mg/L)* (測定年度)		0.7 (H27)	0.6 (H28)	0.8 (H29)	0.7 (H30)	
魚類出現種		・アブラハヤ ・オイカワ ・カワムツ ・コイ ・モツゴ (5種)	・アブラハヤ ・オイカワ ・カワムツ ・コイ ・モツゴ ・タモロコ ・ギンブナ (7種)	・カワムツ ・オイカワ ・タモロコ ・モツゴ ・アブラハヤ ・コイ ・スゴロモコ ・ニゴイ ・ウグイ ・ヨシノボリ類 (11種)	・カワムツ ・オイカワ ・スミウキゴリ ・モツゴ ・コイ ・メダカ ・チャネルキャット トフィッシュ (7種)	

\*BOD（生物学的酸素要求量）の解説は152ページを参照

### (3) 多摩川水系野川流域河川整備計画（平成29年7月 東京都）

国分寺市内の野川最下流端にあたる鞍尾根橋から最上流端までの区間は1時間50mm降雨に対処した改修事業が完了していません。「多摩川水系野川流域河川整備計画」（平成29年7月、東京都）によりますと、この区間では河道拡幅により低水路と高水敷を整備した複断面河道（図5参照）を用いた護岸整備を実施する計画です。複断面河道は、低水路の直線化を防止できて、高水敷を散策路としても利用できる等のメリットがあります。水生生物保護の観点からはこうした整備の際に、流れには瀬や淵などがあり、河床や水際には生物の隠れ家となる草本類等がある環境が形成されることが望まれます。

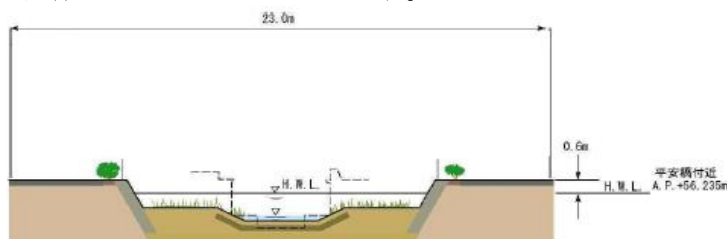


図5 計画標準断面図（野川、鞍尾根橋～不動橋の複断面河道整備）

出典：「多摩川水系野川流域河川整備計画」（平成29年7月 東京都）

## 9 放射線と放射性物質への対応について

### ○「国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針」の策定

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放射性物質が拡散し、新たな課題が生じました。

市では、平成 24 年 5 月に、市民の身体・生命を守り、安全・安心なまちづくりを進めるため、放射性物質に対する総合的な対策として、測定などの具体的取組と、高数値及び基準値を超えた数値が検出された場合の対応を定めた、標記の対応方針を策定しました。

#### (1) 空間放射線量測定

①市の除染基準値…地上 5 cm で  $0.23 \mu\text{Sv/h}$

- ・市立保育所 5 園（恋ヶ窪保育園，こくぶんじ保育園，ひかり保育園，もとまち保育園，しんまち保育園），市立公園 8 箇所（黒鐘公園，窪東公園，こぼと公園，本多わかば公園，北町公園，南町さんかく公園，富士本わくわく公園，姿見の池），市立小中学校 15 校（第一～十小学校，第一～五中学校），その他施設 2 箇所（プレイステーション，真姿の池湧水群）を定点として空間放射線量の測定を行います。さらに，通学路やその他の公共施設についても順次測定します。

#### (2) 給食食品等の放射性物質濃度測定

①厚生労働省の検査基準値…野菜類，穀類，肉・卵魚等：100Bp/kg 飲料水：10Bp/kg 牛乳・乳製品・乳児用食品：50Bp/kg

- ・市立保育所，私立保育所，市立小中学校，私立幼稚園，社会福祉施設の給食食品を対象に，放射性物質の濃度測定を行います。

#### (3) プール水・公園親水施設等に関する放射性物質濃度測定

①水道水中の放射性物質に係る管理目標値…セシウム 10Bp/kg

- ・市立小中学校の水泳プール，窪東公園やけやき公園の親水施設等に含まれる放射性物質の濃度測定を行います。

#### (4) 廃棄物等に関する測定

①清掃センター焼却灰（焼却残さの放射性物質に関する日の出町と二ツ塚廃棄物広域処分場東京たまエコセメント化施設による特別協定書…8,000Bp/kg 以下），排ガス（放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則…セシウム 134 は 20Bp/kg，セシウム 137 は 30Bp/kg）

- ・清掃センターでもやせるごみ等を焼却した後の残さ（主灰・飛灰固化物），焼却により発生する排ガスの放射性物質の濃度測定を行います。また，清掃センター敷地境界線の空間放射線量の測定を行います。

### ○空間放射線測定器の貸出し

市民の皆さんが自宅などの空間放射線量を測定できるように，平成 24 年 3 月から測定器の貸出しを開始しました。

### ○測定結果について

測定結果は市のホームページを中心に公表しています。（市ホームページ→くらしの情報→地震関連情報）また，令和元（平成31）年度においては，除染などの対応が必要になる高数値等は検出されませんでした。

## 10 環境基準※一覧

人の健康の保護及び生活環境の保全のために望ましい基準として、大気汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境基準が定められています。これは環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいた公害対策を進める上での行政上の目標を示しています。

以下本報告書に係る平成 29 年度現在の基準一覧を示します。

### ● 大気汚染に係わる環境基準（平成 13 年環境省告示第 30 号）

物質	環境上の条件	用語説明
二酸化硫黄 (SO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )の代表的なもので、主に燃料中の硫黄分が燃焼して発生する。慢性気管支炎、喘息など呼吸器疾患の原因となる。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	燃料などの不完全燃焼により発生する。工場・事業所からも排出されるが、主に自動車から排出されている。血液中のヘモグロビンと結びつき酸素供給を妨げることで、中枢神経の麻痺・機能障害を起こす。頭痛・めまいなどの症状があらわれる。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	煤塵、粉塵やディーゼル車から排出されるガスに含まれる粒子など、大気中に浮遊する粒子状物質でその粒径が 10 μm (1/100mm) 以下のものをいう。呼吸器に沈着し、呼吸疾患の原因となる。ディーゼル車排出ガス中の粒子は発がん性が疑われる。
二酸化窒素 (NO <sub>2</sub> )	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	燃料の燃焼に伴い工場・自動車から排出された NO(一酸化窒素)が大気中で NO <sub>2</sub> (二酸化窒素)になる。呼吸器障害を起こすほか、酸性雨の原因となる。
光化学オキシダント (O <sub>x</sub> )	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	空気中の窒素酸化物や炭化水素などが化学反応を起こしてできる酸化物の総称で、光化学スモッグの原因となる。目、のどの粘膜の炎症や、植物への被害を起こす。
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	基礎的な化学原料として広く使われている。大量吸入による急性中毒で、頭痛、めまい、吐き気が現れ、死亡することもある。高い発がん性がある。白血病の原因となることが知られている。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 (平成 30 年 11 月 19 日告示)	油脂分解力が強く、金属機械部品等の脱脂洗浄剤として広く使用される。急症状として頭痛、吐き気、めまい、意識喪失などがある。慢性毒性として肝・腎臓障害が認められる。発がん性も疑われる。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	ドライクリーニング、金属の脱脂洗浄剤などとして用いられている。急性毒性として皮膚・粘膜刺激、麻酔作用(中枢神経抑制作用)、慢性毒性としては肝・腎臓障害が認められる。発がん性の疑いが高い。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。	金属製品の洗浄剤及び脱脂溶剤、塗料剥離材などに使われている。めまい、吐き気、しびれなど神経系に対する作用がある。発がん性が疑われる。

※環境基準は、工業用専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域を対象とする。

●騒音・振動に係わる環境基準

〈騒音〉

騒音規制法に基づく自動車騒音に係わる要請限度

(単位: dB デシベル)

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA区域を含む)	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先, 水面	1車線	65	55
		2車線以上 近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一車線 2車線以上 近接区域	75	70

〈振動〉

振動規制法の道路交通振動に係わる要請限度

(単位: dB デシベル)

区域の区分		時間の区分				
	当てはめ地域	8時	昼間	19時	夜間	8時
第一種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域		65		60	
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70	20時	65	

項目	用語説明
騒音レベル, (dB デシベル)	騒音の大きさを表す単位。通常の間人が聞きうる最小の音を0デシベルとし、耳に痛みを感じる音を130デシベルとすると、この間を感覚等分することにより決められた値。
振動レベル (dB デシベル)	振動の加速レベルに振動補正を加えたもので、単位としてはデシベルを用いる。
等価騒音レベル(L <sub>Aeq</sub> )	変動する騒音レベルのエネルギー平均値、すなわち、変動音と等しいエネルギーを持つ定常音のレベルをいう。(※L <sub>eq</sub> と表わされる場合もある)
要請限度	自動車排ガスによる大気汚染や、自動車交通による騒音及び振動により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると知事又は市町村長が認めるとき、道路管理者又は公安委員会に対しその改善を要請する際の基準。

## ●水質汚濁に係わる環境基準

### ①生活環境の保全に関する環境基準(河川)(昭和46年環境庁告示第59号)

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級, 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN※ /100mL以下
A	水道2級, 水産1級, 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級, 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級, 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級, 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級, 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

※基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

※MPN(最確数) most probability number

- |          |   |
|----------|---|
| 1 自然環境保全 | : 自然探勝等の環境保全                              |
| 2 水道1級   | : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの                      |
| 水道2級     | : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの                    |
| 水道3級     | : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの                     |
| 3 水産1級   | : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 |
| 水産2級     | : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用      |
| 水産3級     | : コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用                   |
| 4 工業用水1級 | : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの                      |
| 工業用水2級   | : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの                    |
| 工業用水3級   | : 特殊の浄水操作を行うもの                            |
| 5 環境保全   | : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度       |

項目	用語説明
水素イオン濃度(pH)	水の酸性・アルカリ性を示す指数。pH7が中性で7より小さくなるほど酸性が強くなり、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
生物学的酸素要求量(BOD) Biological Oxygen Demand	水中の有機性汚濁物質が微生物により酸化分解されるために必要とされる酸素量。数値が高くなるほど川は汚れていることになる。BODが高いと水中の溶存酸素量(DO)が減少し、水生生物の育成に影響を与える。魚の生育環境としては5mg/L以下が望ましく、人為的汚染のないきれいな河川では1mg/L以下、10mg/L以上となると悪臭が発生する。
溶存酸素量(DO) Dissolved Oxygen	水中に溶けている酸素量で、空気や、水中の植物の光合成により供給される。酸素量が一定量を下回ると水生生物は生存できない。きれいな河川の状態では8~9mg/L。比較的汚染に強いコイ・フナなどでも5mg/L以上が望ましい。
浮遊物質(SS) Suspended Solid	水中に浮遊する直径2mm以下、孔径1μmの濾材上に残留する物をいう。プランクトン・生物の死骸やその破片、排泄物、泥粒、下水、工場排水など人工的汚濁物質からなる。水の汚濁の状態を示す重要な指標のひとつで、河川水にSSが多くなると光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼす。
化学的酸素要求量(COD) Chemical Oxygen Demand	有機物による水質汚濁の度合いを示す指標で、CODの値の大きいほど汚染がひどい。水中の有機物に酸化剤を加えて反応させ、消費した酸化剤の量を酸素の量に換算した値。湖沼および海域の環境基準や排水規制の項目、総量規制の対象項目に採用されている。湖沼の水質環境基準としては、非常に清澄な水は1mg/L以下、水道原水としては3mg/L以下、不快を感じない限度は8mg/L以下である。
大腸菌群数	大腸菌群は大腸菌及びそれによく似た性質を持つ菌類の総称。糞便汚染の指標となる(土壌・植物由来も含まれる)。多量に検出された場合、赤痢、コレラなどの病原菌が存在する危険性がある。

②水質の人の健康の保護に関する環境基準(昭和46年環境庁告示第59号)  
及び地下水の水質汚濁に係わる環境基準(平成9年環境庁告示第10号)

項目	基準値	用語説明
カドミウム	0.003mg/L以下	メッキ、顔料、電池などで使用されている。腎・肝臓に蓄積し障害をおこす。慢性中毒では、異常疲労、貧血、骨軟化などがある(イタイタイ病)。
全シアン	検出されないこと	メッキ、化学物質の原料、触媒などに使用。数秒～数分程度で中毒症状が現れ頭痛・めまい、意識障害、けいれんなどを起こし死亡することがある。
鉛	0.01mg/L以下	鉛管、板、蓄電池など金属のまま利用される他、その化合物も多く利用される。貧血・食欲不振、筋肉虚弱等の症状がある。発ガン性が疑われる。
六価クロム	0.05mg/L以下	顔料、染料、塗料、メッキや金属表面処理、酸化剤に使用。皮膚発疹、咽頭炎、鼻中隔炎症などがみられる。変異原性、発ガン性がある。
砒素	0.01mg/L以下	半導体の原料、医薬品、農薬、殺鼠剤、防腐剤などに使用。急性では嘔吐、腹痛など。慢性中毒では皮膚の黒化・角化、神経炎を起こす。発ガン性が疑われる。
総水銀	0.0005mg/L以下	有機水銀化合物、無機水銀化合物をあわせたもの。化学品製造、医薬品、乾電池などに使用。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響がある。有機水銀のメチル水銀(アルキル水銀)は特に毒性が高い。
アルキル水銀	検出されないこと	諸臓器・脳に蓄積され、運動失調、視野狭窄、知覚障害等の中枢神経障害の要因とされる(水俣病)。生物濃縮率が高く魚介類に高濃度に蓄積される。
PCB (ポリ塩化ビフェニール)	検出されないこと	熱やアルカリに強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に利用された。難分解性で脂肪組織に蓄積され、影響が長期化する。皮膚色素沈着、内臓障害がある。胎盤透過性があり胎児・乳幼児に障害が及ぶ(カネミ油症)。
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	金属製品の洗浄剤および脱脂溶剤、塗料剥離材などに使用。分解されにくく地下水汚染の心配がある。めまい、吐き気、しびれなど神経系に対する作用がある。発ガン性が疑われる。
四塩化炭素	0.002mg/L以下	試薬、化学物質の原料として使用。オゾン破壊物質として「モントリオール議定書」にリストアップされている。発ガン性が疑われる。
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	塩化ビニル樹脂などの原料として使用。肝機能への影響がある。変異原性があり、発ガン性も疑われる。
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	塩化ビニルなど樹脂の原料、食品包装フィルムなどとして使用。肝・腎臓障害が知られている。麻酔作用がある。変異原性を持つ。
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	溶剤、プラスチックの原料として使用。高濃度で麻酔作用がある。
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	金属洗浄剤、ドライクリーニング溶剤、代替フロン原料として使用。中枢神経抑制作用がある。オゾン破壊物質。
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	油脂、ワックス、溶剤等として使用。変異原性を持つ。
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	代替フロンの原料、金属機械部品の脱油洗浄、羊毛・皮の脱脂洗浄溶剤として使用。めまい、頭痛などの神経症状、肝・腎臓障害が認められる。
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	代替フロンの原料、ドライクリーニング溶剤、などとして使用。頭痛、めまいなど神経系や肝・腎臓障害がある。発ガン性をもつ疑いがある。
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下	農薬として土壌害虫殺虫剤に使用される。変異原性があり、発ガン性が疑われる。
チウラム	0.006mg/L以下	農薬(殺菌剤として種子消毒、茎葉散布材として使用)。分解が速く、環境中での寿命は短い。
シマジン	0.003mg/L以下	農薬(野菜、果樹、芝生の除草剤)。安定性が高いため残留性が高い。内分泌かく乱作用が疑われる。
チオベンカルブ	0.02mg/L以下	農薬(水田除草剤)として使用されている。
ベンゼン	0.01mg/L以下	染料、医薬品、農薬等様々な化学薬品の合成原料、溶剤、抽出剤として使用。白血病、再生不良性貧血を起こす。変異原性・発ガン性を持つ。
セレン	0.01mg/L以下	コピー機の感光ドラム、ガラス着色剤、化合物は絶縁体として広く使用される。呼吸器への影響が知られている。
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L以下	硝酸塩、亜硝酸塩として含まれている窒素。人体内で亜硝酸イオンとなるため、多量に人体に摂取されると、メヘモグロビン血症などの障害を起こす。
ふっ素	0.8mg/L以下	フッ素樹脂等の製造原料、ガラス等の表面加工に使用。過剰摂取により歯表面が斑状になったり、着色する。骨硬化症状による骨折リスクが高まる。
ほう素	1mg/L以下	ガラス繊維材料、化合物は防腐剤、ゴキブリ駆除剤などに使われる。傷口や粘膜から吸収された時の毒性が指摘されている。



1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	トランジスター、合成皮革や塗料、洗浄剤の調整用溶剤、繊維処理・染色・印刷時の分散剤、潤滑材などに使用されている。発ガン性が疑われる。
-----------	-------------	--

参考資料: 化学物質ファクトシート(環境省)  
環境用語辞典(共立出版)他

### ③水生生物の保全に係る環境基準(河川及び湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値 全亜鉛
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生息場として特に保全が必要な水域	0.04mg/L 以下

注) 基準値は年間平均値とする。

### ④底質の暫定除去基準(昭和 50 年環水管第 119 号)

項目	暫定除去基準
水銀	25ppm 以上
PCB	10ppm 以上

## ●ダイオキシン類に係わる環境基準 (平成 21 年環境省告示第 11 号)

ダイオキシン類による大気・水質の汚濁(水底の底質)及び土壌の汚染に係わる環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土壌	1000 pg-TEQ/g 以下
用語説明	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)のことで、きわめて強い毒性を持つ。ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)とコプラナーPCBも似た構造を持ち、併せてダイオキシン類と定義されている。

※TEQ: 毒性を評価する際の単位

※大気、水質は年間値

## ●微小粒子状物質に係る環境基準 (平成 21 年環境省告示第 33 号)

物質	環境上の条件	用語説明
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が 15 μg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m <sup>3</sup> 以下であること	煤塵、粉塵やディーゼル車から排出されるガスに含まれる粒子など、大気中に浮遊する粒子状物質でその粒径が 2.5 μm 以下のものをいう。呼吸器に沈着し、呼吸疾患の原因となる。ディーゼル車排出ガス中の粒子は発ガン性が疑われる。

## 令和2年度 環境報告書

### 令和元(平成31)年度実績報告

発行：国分寺市 編集：まちづくり部まちづくり計画課  
国分寺駅北口事務所

〒185-0012 国分寺市本町4-1-9クリスタルビル4階

Tel: 042-314-9005

Fax: 042-323-9060

E-mail: [machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp](mailto:machikeikaku@city.kokubunji.tokyo.jp)